

浦安市緑の基本計画

(令和4年度改定版)

素案

令和4年7月

浦安市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
I 基本的事項	2
1-1 改定の背景と目的	2
1-2 緑の基本計画とは	2
1-3 みどりの考え方	5
1-4 計画の位置づけ	7
II 計画フレーム	8
2-1 計画期間	8
2-2 計画対象区域	8
2-3 計画の経緯	8
2-4 将来人口	9
第 2 章 浦安市の現況と課題	11
I 浦安市の現状	12
1-1 「みどりの目標」の達成状況	12
1-2 緑環境の状況	14
1-3 社会的環境の状況	21
II 社会情勢の変化	26
2-1 気候変動への対応	26
2-2 生物多様性の保全	27
2-3 持続可能な開発目標（SDGs）とまちづくり	27
2-4 グリーンインフラの推進	28
2-5 都市緑地における民間活力の活用	28
2-6 ポストコロナ時代の到来	29
III これまでの成果と 6 つの課題	30
3-1 これまでの成果を踏まえた課題の抽出	30
3-2 浦安市のみどりに関する 6 つの課題	31
第 3 章 みどりの目標と基本方針	33
I 改定の方向性	34
II 基本理念	35
III みどりの目標と基本方針	36

3-1	将来イメージ	36
3-2	みどりの総合目標	38
3-3	基本方針と個別目標	39
第4章	将来像の実現のための施策	43
I	施策体系	44
II	施策の内容	46
第5章	ゾーン別方針及び緑化重点地区	59
I	ゾーンの区分けについて	60
II	ゾーン別方針	63
1	住宅ゾーン	
1-1	専用住宅エリア	63
1-2	複合住宅エリア	66
1-3	商業・業務エリア	68
1-4	沿道利用型複合エリア	70
1-5	海辺交流エリア	72
2	工業ゾーン	74
3	アーバンリゾートゾーン	76
III	緑化重点地区	78
第6章	計画の推進に向けて	83
I	官民連携の推進	84
II	施策の推進	86
III	進行管理	90
資料編		91
I	浦安市緑の基本計画改定検討委員会の経緯	92
II	パブリックコメントの実施結果	94
III	緑地の確保目標総括表	95
IV	市民アンケート調査結果	101
V	緑視率調査結果	115
VI	公園・緑地への防災設備設置状況	119
VII	用語解説	120

第1章

計画の

基本的事項

I 基本的事項

- 1-1 改定の背景と目的
- 1-2 緑の基本計画とは
- 1-3 みどりの考え方
- 1-4 計画の位置づけ

II 計画フレーム

- 2-1 計画期間
- 2-2 計画対象区域
- 2-3 計画の経緯
- 2-4 将来人口

I 基本的事項

1-1 改定の背景と目的

浦安市では、平成 17 年（2005 年）4 月に、緑に関する中長期的な計画として、目標年次を令和 2 年（2020 年）とした「浦安市緑の基本計画」を策定しました。

平成 26 年（2014 年）には中間見直しを行い、計画に基づき浦安公園の整備や、舞浜公園を再整備するなど、様々な緑化施策を展開してきましたが、目標年次を経過したため、計画の目標水準に対する進捗状況を把握し、緑地の保全及び緑化の推進に関する目標及び方針等の検証と見直しを行うことが必要となっています。

現在、我が国全体が本格的な人口減少・少子高齢社会へと移行し、人々のニーズや価値観、ライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、地球温暖化により気候変動が進み、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害が各地で発生しているほか、令和元年（2019 年）12 月に中国武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が報告されて以降、With コロナ時代の新たな生活様式の中で身近に感じることができる公園や緑地のあり方も変化しました。

本市においても、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行するとともに、公共建築物やインフラ施設の改修・更新の時期が近づき、また、埋立地における開発が終盤に入り、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行しています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、みどり環境が市民の暮らしにもたらすものを見つめ直すとともに、本市が令和元年（2019 年）12 月に策定した「浦安市総合計画」の将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」の実現に寄与するため、「浦安市緑の基本計画」を改定します。

1-2 緑の基本計画とは

1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、市が中長期的な観点に立って市民とともに策定する、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

本市は、市域の約 3/4 が海面の埋立事業により計画的に整備されたことから、自然のみどりが限られています。そのため、快適な生活環境の創造を図るためには、既存のみどりの保全と、質の高いみどりの創出・育成を推進していくことが必要であり、浦安市緑の基本計画は、みどり豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進める指針となります。

2) 緑の機能・役割

都市における緑には、都市環境の改善や生態系の保全などの環境保全、災害時の避難場所の確保や延焼防止などの防災機能の向上、健康やレクリエーションの場の提供、地域を特徴づける都市景観の形成、歴史文化とのふれあいの場を生み出す文化の象徴など、さまざまな機能と役割があります。これらの機能・役割は、浦安市の魅力を高めるまちづくりに欠かせないものです。

環境保全

- ・ヒートアイランド現象の緩和や、気温上昇を抑制するなど、都市環境を改善します。
- ・生物生息域や種の多様性の確保など地域の生態系を保全します。

防災

- ・公園緑地などのオープンスペースは、災害時の一時避難場所や救援活動の拠点となります。
- ・大規模火災発生時における延焼防止や避難路となります。
- ・雨水を貯留・浸透することで、周辺への雨水流出量を抑制します。

健康・レクリエーション

- ・様々な余暇活動、休養・休息、運動・遊びの場として心身や健康を下支えします。
- ・花壇づくりなどを通じた地域活動や、環境学習を行う場として、地域のコミュニティづくりに役立ちます。
- ・イベントなどが開催される場となり、地域の交流を支えます。

都市景観の形成

- ・都市の中のみどりは、都市景観の基本的な骨格を形成するとともに、地域の個性的な景観を生み出すことができます。
- ・身近な公園などのみどりは季節とともに移り変わり、四季を感じることができます。

文化の象徴

- ・自然や地域の歴史的文化との触れ合いの場を生み出します。
- ・地域の気候、風土に応じた景観をつくりだし、地域のアイデンティティを育みます。

図 1.1-1 緑の機能・役割

3)計画の目的

本市の総合計画における将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」の実現を図る4つの基本目標は、いずれも公園や緑地の活用を通して目標達成に向けた取組を推進しています。

本計画は、総合計画で示された将来都市像の実現に向け、都市計画マスタープランに即するとともに、雨水管理総合計画や地球温暖化対策実行計画などの関連計画と連携を図りながら、緑地の保全や緑化の推進、都市公園などの整備や維持管理を総合的に進めていくため、策定するものです。

【基本目標1】 育み学び誰もが成長するまちへ
【基本目標2】 誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
【基本目標3】 安全・安心で快適なまちへ
【基本目標4】 多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ

図 1.1-2 浦安市総合計画 基本目標

1-3 みどりの考え方

1)みどりとは

一般的に「緑」からは草花や樹木など植物を想像しますが、本計画で表記する「緑」は、草花や樹木、街路樹、公園緑地を意味しています。

また、本計画においては「みどり」として使い分けを行っている部分があり、こちらは、河川・海岸沿いなどの水辺空間を含んださらに広い意味を表す場合や、基本理念や基本方針などで、広義に表現する必要がある場合に使用しています。

「緑」を使う場合	「みどり」を使う場合
<ul style="list-style-type: none">・草花や樹木などの植物を表す場合や、街路樹、公園緑地等を表す場合に使用します。  	<ul style="list-style-type: none">・「緑」で表す樹木や公園緑地等と、河川・海岸沿いなどの水辺空間とを包括的に表す場合に使用します。・基本理念や基本方針などで、市民に親しみやすくするとともに、広義に表現する必要がある場合に使用します。 

2)緑地の分類

本計画における緑地の分類は以下のとおりです。

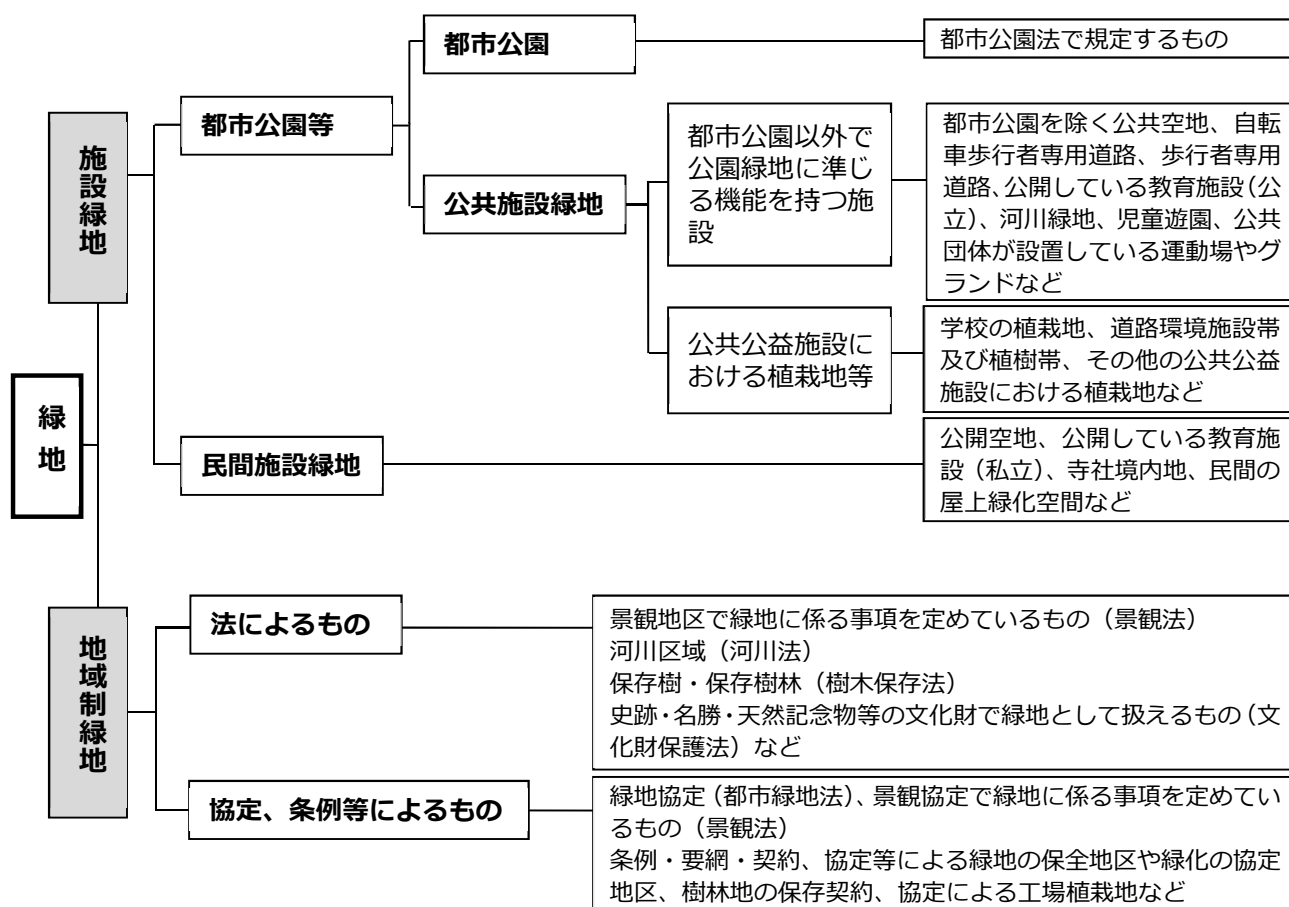


図 1.1-2 本計画における緑地の分類

1-4 計画の位置づけ

「浦安市緑の基本計画」は、次の考え方に基づいて計画策定を行っています。

- ・市民や地域活動団体、学識経験者からなる検討委員会で意見を聴き、市が主体的に策定する計画とします。
- ・本市の都市特性やこれまでのみどりの保全・創出への取り組みを踏まえた、特色ある計画とします。
- ・市民の意見を十分反映し、市民・事業者・行政が共通の目標として認識できる、わかりやすい目標と具体的方針を示します。
- ・「浦安市総合計画」や「浦安市都市計画マスタープラン」に即した計画とします。
- ・「浦安市環境基本計画」や「浦安市地域防災計画」「浦安市景観計画」などと調和のとれた計画とします。
- ・「浦安市雨水管理総合計画」や浦安市地球温暖化対策実行計画」など、関連する諸計画と整合のとれた計画とします。
- ・関連法令や上位計画、関連計画の動向並びに市民ニーズの把握に努めながら、柔軟に対応できる計画とします。

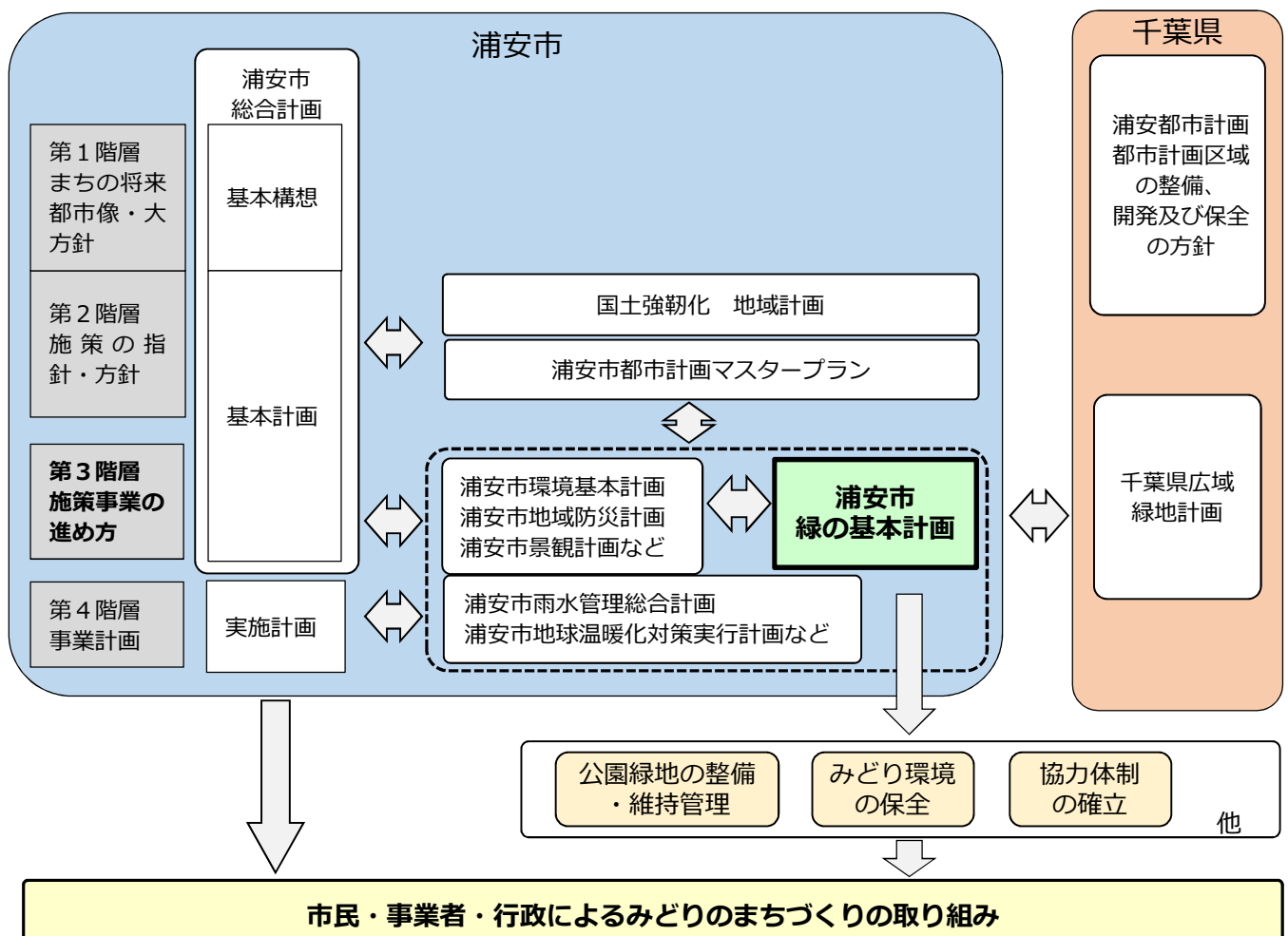


図 1.1-3 本計画の位置づけ

Ⅱ 計画フレーム

2-1 計画期間

本計画では、本市の総合計画や都市計画マスタープランの目標とする令和 21 年度(2039 年度)までを計画期間とします。

2-2 計画対象区域

浦安都市計画区域の全域（約 1,698ha）を対象とします。

2-3 計画の経緯

本市がこれまでに取り組んできたみどりに関する計画は、以下のとおりです。

表 1.2-1 みどりに関する計画の経緯

年次	計画
昭和 53 年 3 月	浦安市みどりを育てる条例制定
昭和 53 年 4 月	浦安市みどりを育てる条例制定
昭和 54 年	浦安市緑のマスタープラン策定
昭和 55 年 2 月	浦安市保存樹木に関する規則制定
昭和 59 年	浦安市緑のマスタープラン見直し
昭和 61 年 3 月	浦安市緑化推進計画策定
平成 2 年	浦安市緑のマスタープラン策定
平成 5 年～7 年	浦安市緑化基本計画策定
平成 8 年 3 月	浦安市緑の基本計画（案）策定
平成 17 年 4 月	浦安市緑の基本計画策定
平成 22 年 3 月	浦安市水際線整備構想策定
平成 26 年 9 月	浦安市緑の基本計画【改定版】

2-4 将来人口

項目	現況	目標年次
	令和3年(2021年)7月末日	令和21年度(2039年度)
人口	169,292人	178,468人
規模	1,698ha	1,698ha
人口密度 (人/ha)	99.7人/ha	105.1人/ha

※現況の人口は令和3年(2021年)7月末日の住民基本台帳より集計。

※目標年次の人口は令和2年(2020年)3月作成人口推計に基づく

第2章

浦安市の

現況と課題

I 浦安市の現状

- 1-1 「みどりの目標」の達成状況
- 1-2 緑環境の状況
- 1-3 社会的環境の状況

II 社会情勢の変化

- 2-1 気候変動への対応
- 2-2 生物多様性の保全
- 2-3 持続可能な開発目標（SDGs）とまちづくり
- 2-4 グリーンインフラの推進
- 2-5 都市緑地における民間活力の活用
- 2-6 ポストコロナ時代の到来

III これまでの成果と6つの課題

- 3-1 これまでの成果を踏まえた課題の抽出
- 3-2 浦安市のみどりに関する6つの課題

I 浦安市の現状

1-1 「みどりの目標」の達成状況

平成 26 年に策定した緑の基本計画【改定版】における「みどりの目標」について、実績値と目標値を比較した結果は以下のとおりです。

なお、平成 26 年に策定した緑の基本計画【改定版】では、平成 25 年（2013 年）の基礎調査を行い、実績値を計測し、令和 2 年（2020 年）までの目標値を設定しました。

今回の計画では、令和 2 年（2020 年）に基礎調査を行い、実績値を計測しています。

① 総緑地量

実績値は 309.9ha となり、目標値（348.0ha）と比べて 38.1ha 下回りましたが、平成 25 年当時（294.9ha）から 15.0ha 増加しました。

② 緑化活動団体数

実績値は 45 団体となり、目標値（50 団体）と比べて 5 団体下回りましたが、平成 25 年当時（30 団体）から 15 団体増加しました。

③ 緑視率¹

幹線道路の緑視率は 33%となり、目標値（38%）と比べて 5 ポイント下回りましたが、平成 25 年当時（33%）と同等の結果となりました。

また、駅周辺の緑視率は 34%となり、目標値（37%）と比べて 3 ポイント下回りましたが、平成 25 年当時（32%）から 2 ポイント増加しました。

④ 市民満足度

市民満足度は 68%となり、目標値（60%）と比べて 8 ポイント上回りました。なお、平成 25 年当時（50%）から 10 ポイント増加しました。

目標値を達成できた項目は少ないものの、総緑地量の実績値や市民満足度といった数値は概ね増加しており、取り組みの一定の成果が得られています。

¹ 緑視率とは人の目線からみた範囲の中で緑の占める割合のことです。デジタルカメラを用いて、高さ 1.5m の位置から水平に写真を撮り、写真の中で緑の占める割合を算定します。

表 2.1-1 みどりの目標の達成状況

①総緑地量

項目	実績			目標	達成状況 (令和2年(2020年)実績-目標)
	平成14年 (2002年)	平成25年 (2013年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	
総緑地量	248.6ha	294.9ha	309.9ha	348.0ha	-38.1ha
緑地率	14.6%	17.4%	18.2%	20.5%	-2.3ポイント
一人当たりの都市公園の面積	4.9㎡/人 (65.8ha)	6.6㎡/人 (106.8ha)	7.0㎡/人 (119.1ha)	8.2㎡/人 (138.6ha)	-1.2㎡/人 (-19.5ha)
一人当たりの都市公園等 ^{注)} の面積	9.5㎡/人 (128.4ha)	10.3㎡/人 (167.3ha)	10.8㎡/人 (184.0ha)	12.4㎡/人 (210.4ha)	-1.6㎡/人 (-26.4ha)

注) 都市公園等の施設緑地のほか、法や条例により指定された地域制緑地を含む。

②緑化活動団体数

項目	実績		目標	達成状況 (令和2年(2020年)実績-目標)
	平成25年 (2013年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	
緑化活動団体数	30団体	41団体	50団体	-9団体
緑化活動人数	715名	1100名	1050名	+50名

③緑視率

項目	実績		目標	達成状況 (令和2年(2020年)実績-目標)
	平成26年 (2014年)	令和3年 (2021年)	令和2年 (2020年)	
幹線道路の緑視率	33%	33%	38%	-5ポイント
駅周辺の緑視率	32%	34%	37%	-3ポイント

④市民満足度

項目	実績		目標	達成状況 (令和2年(2020年)実績-目標)
	平成25年 (2013年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	
市民満足度	50%	68%	60%	+8ポイント

1-2 緑環境の状況

本市の緑環境の状況は以下のとおりです。平成 25 年度以降の緑環境の状況比較に際しては、住宅地域の区分を従来の元町・中町・新町の 3 地域としています。これに工業ゾーン及びアーバンリゾートゾーンを加え、市全体を 5 地域に区分しています。

今後については、第 5 章に示す地域区分に従い施策・事業の推進を図ります。

【元町地域】

当代島・猫実・北栄・堀江・富士見地区が該当します。埋め立てによって市域が拡大する前からあった地域であり、昔ながらの漁師町の面影が強く残っています。他の地域と比べると住宅地が密集しており、公園及び緑地が特に少ない地域となっています。

【中町地域】

海楽・美浜・入船・今川・富岡・東野・弁天・舞浜地区の一部が該当します。昭和 40 年から始まった第 1 期埋立事業により誕生した地域です。総合開発計画に基づいたまちづくりにより、元町地域に比べ公園及び緑地が多く整備されています。他の地域と比べると、団地内に整備された緑地の割合が大きい地域です。

【新町地域】

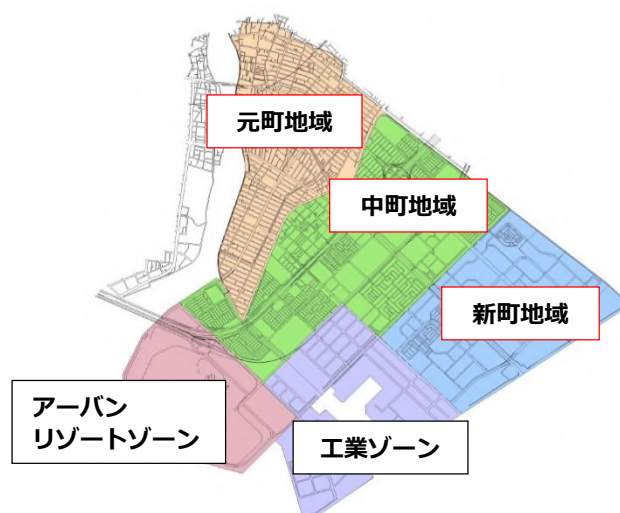
日の出・明海・高洲地区が該当します。昭和 47 年度から始まった第 2 期埋立事業により誕生した地域です。他の地域に比べると高層住宅が立ち並ぶとともに、大規模な公園が多く整備されており、公園内に整備された緑地の割合が大きい地域です。

【工業ゾーン】

鉄鋼通り・港・千鳥地区が該当します。鉄鋼流通を核とした流通・倉庫・加工・業務などの機能が立地する地域です。他の地域に比べると、企業用地が多く、開発時に整備された緑地の割合が大きい地域です。

【アーバンリゾートゾーン】

舞浜地区の一部が該当します。運動公園の他にテーマパークやホテル、大規模商業施設などが集積し、国内だけでなく海外からも多くの人々が集う魅力あふれるリゾート地域です。他の地域に比べると、リゾート地として質の高い緑地の割合が大きい地域です。



1) 公園の整備状況

- ・市全域では、約 1,170,000 m²の公園が整備済みです（令和元年度末時点）。公園整備面積の推移は新町地域の推移と類似しており、平成 27 年度末（2015 年度末）以降は横ばいに推移しています。
- ・元町地域では、幼児公園、街区公園、緑道が都市公園の主たる構成要素となっています。令和元年度（2019 年度）に浦安公園が整備され、約 70,000 m²の公園が整備済みです。
- ・中町地域では、街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園²が都市公園の主たる構成要素であり、約 470,000 m²の公園が整備済みです。
- ・新町地域では、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、墓地公園、緩衝緑地、緑道が都市公園の主たる構成要素となっています。他の地域と比べて多様に公園が整備されており、約 630,000 m²の公園が整備済みです。

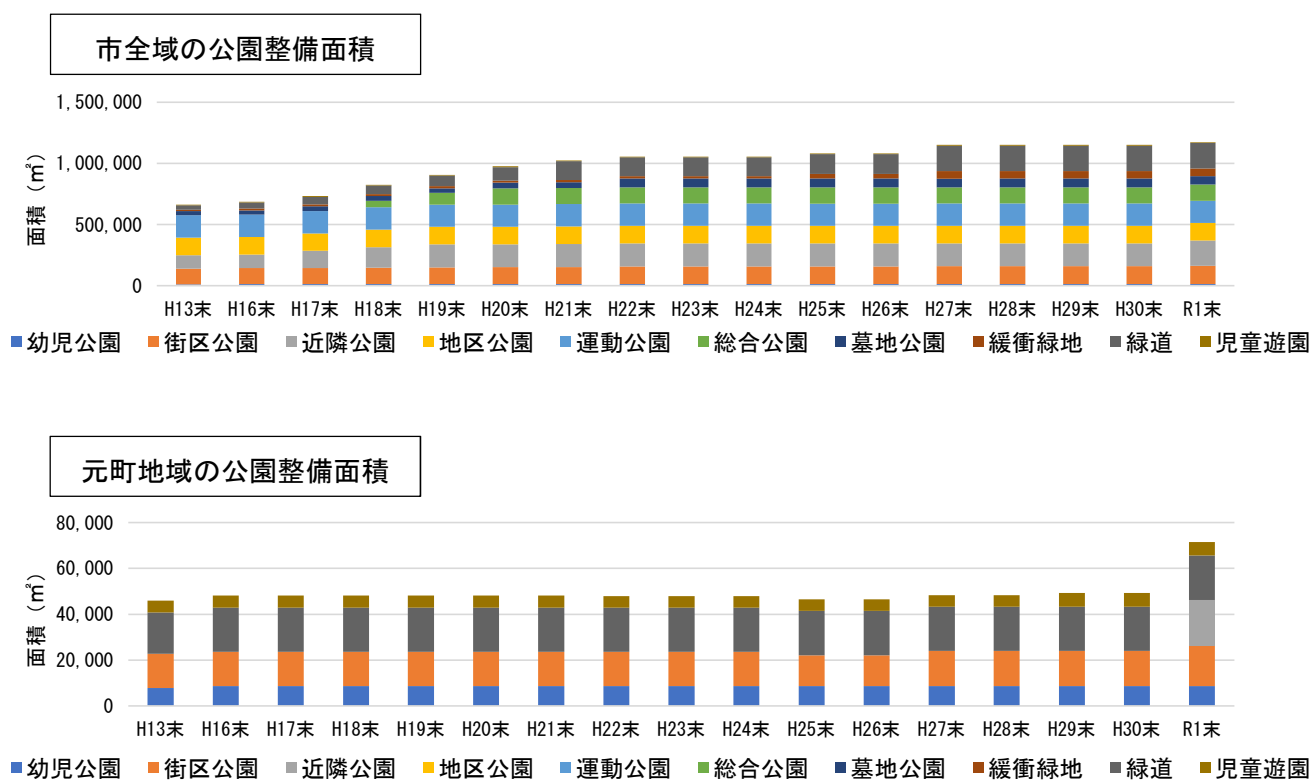
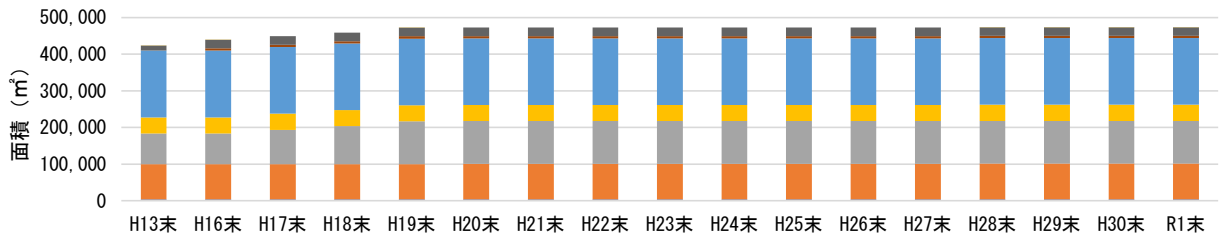


図 2.1-2(1) 公園整備面積の経年変化

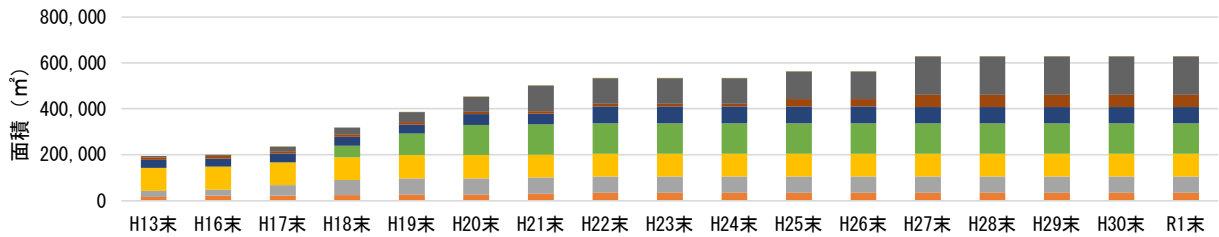
²工業ゾーンとアーバンリゾートゾーンの地域内にある公園は運動公園のみであり、また、夜間人口が極端に少なく、一人当たりの公園面積が計算できないことから、「1) 公園の整備状況」、「2) 1人当たりの公園面積」の集計では、運動公園を中町の公園として扱い、集計地域を元町地域、中町地域、新町地域のみとしています。

中町地域の公園整備面積



■ 幼児公園 ■ 街区公園 ■ 近隣公園 ■ 地区公園 ■ 運動公園 ■ 総合公園 ■ 墓地公園 ■ 緩衝緑地 ■ 緑道 ■ 児童遊園

新町地域の公園整備面積



■ 幼児公園 ■ 街区公園 ■ 近隣公園 ■ 地区公園 ■ 運動公園 ■ 総合公園 ■ 墓地公園 ■ 緩衝緑地 ■ 緑道 ■ 児童遊園

図 2.1-2 (2) 公園整備面積の経年変化

2) 1人当たりの公園面積

- ・市全域では平成 20 年度末（2008 年度末）にかけて増加し、その後は約 5.2~5.5 m²/人で横ばいに推移しています。
- ・中町地域は約 7.7 m²/人、新町地域は約 9.9 m²/人の公園が整備されました。
- ・元町地域では浦安公園の整備によって約 0.7 m²/人に向上したものの、依然として公園整備が少ない状況です。

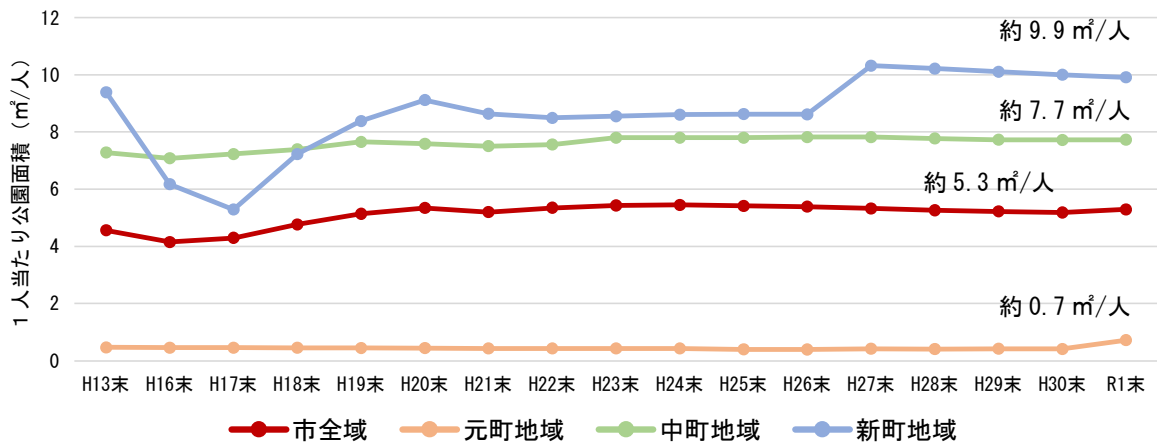


図 2.1-3 1人当たりの公園面積の経年変化

3) 公園アクセス性の分析

①分析の目的

- ・優先的に公園整備を進めるべき地域や、防災拠点化を進めるべき公園等を特定するため、アクセス性に着目した防災面での公園整備の課題分析を行いました。

②分析結果（アクセス距離）

- ・中町地域や新町地域の大部分では、概ね避難距離 800m圏内に指定緊急避難場所の公園が配置されています。
- ・元町地域では、公園の指定緊急避難場所は、浦安公園以外にありません。そのため、指定緊急避難場所まで 1,000m以上離れているエリアが多く、地震等の災害が発生した時の指定緊急避難場所へのアクセスに課題があると考えられます。

元町地域では、指定緊急避難場所まで 1,000m以上離れているエリアが多いことがわかります。

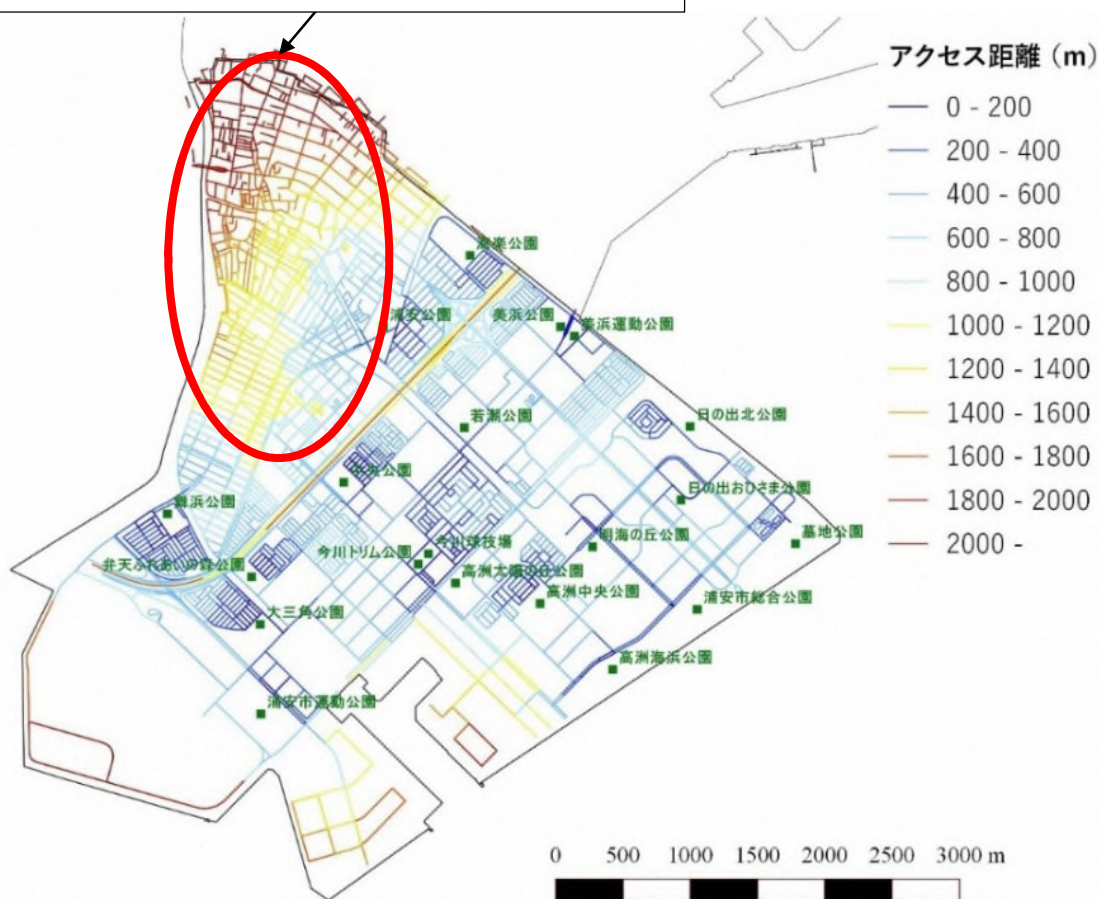


図 2.1-4 パブリック・アセット・シミュレーター (PAS)^{注)} による指定緊急避難所までのアクセス距離分析

注) 清水建設株式会社が開発した道路ネットワークモデル・シミュレーター

4) 緑被率

- ・令和2年度（2020年度）に実施した緑被率³調査では、本市の緑被率は19.1%であり、樹木地が全体の約61%を占めます。
- ・平成25年度（2013年度）調査と比較すると、空中写真の画質、画像解析技術の向上により、平成25年度の調査では読み取れなかった細かい緑地を解析できるようになったため、緑被率が上昇しています。なお、平成25年度と概ね同等の精度で緑被率を比較した場合、令和2年度（2020年度）の緑被率は13.0%となっています。
- ・元町地域の緑被率は6.6%であり、他の地域と比べて最も低くなっています。
- ・新町地域は、総合公園や高洲海浜公園等が整備されていることもあり、他地域と比べて芝・草地系の面積が大きくなっています。

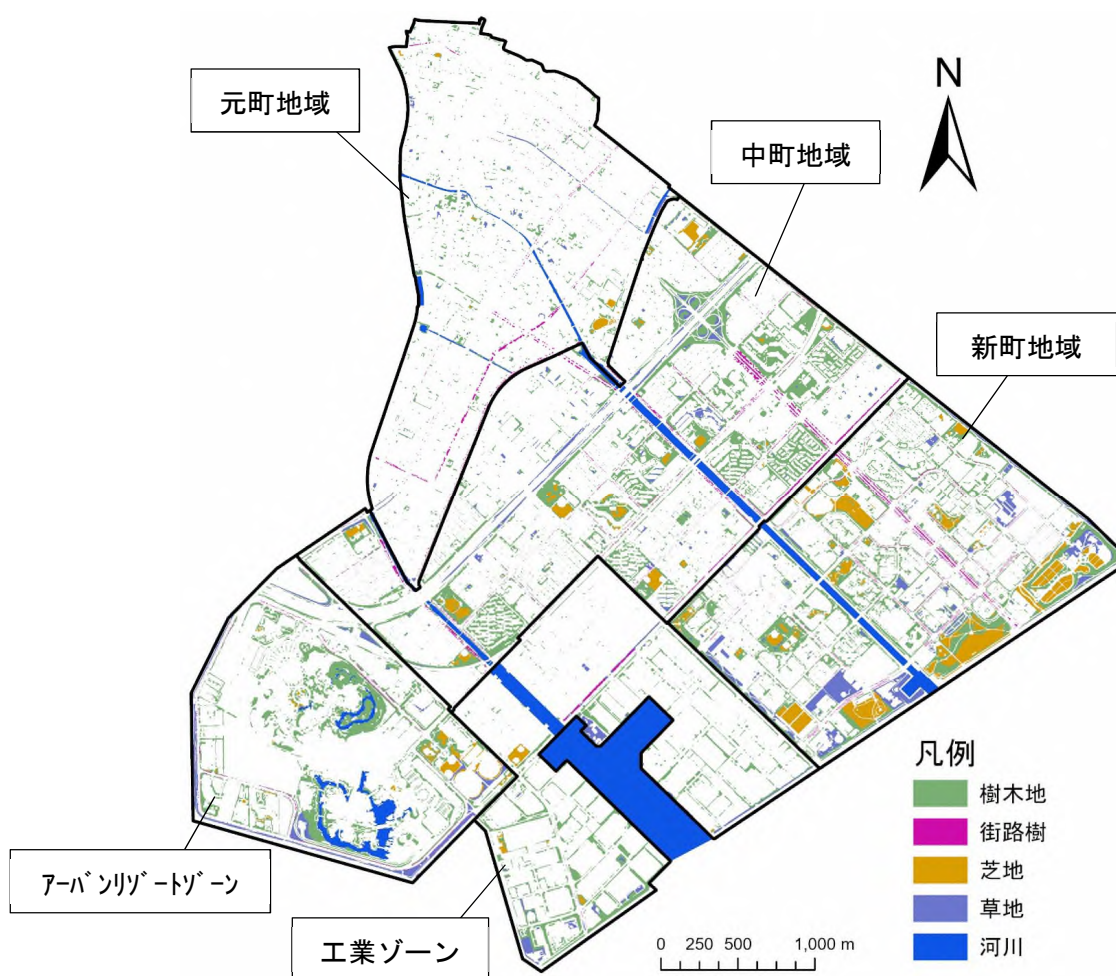


図 2.1-5 令和2年度（2020年度）における緑被率

³ 緑被率とは樹木や草地等の緑被地面積が対象区域全体の面積に占める割合のことです。緑被率の判読は、単独の緑被率については10㎡を抽出最小単位とし、複合する緑被地は密度により一段のまとまりで抽出しています。

表 2.1-2 緑被率（上：令和 2 年度（2020 年度）、下：平成 25 年度（2013 年度））

【令和 2 年度（2020 年度）】

地域	地域面積 (ha)	緑被地面積(ha)							緑被率 (%)	
		樹木系			芝・草地系			水面系		合計
		樹木地	街路樹	計	芝地	草地	計	河川		
元町地域	344.7	11.2	3.4	14.6	1.0	2.4	3.4	4.7	22.7	6.6
中町地域	488.0	72.4	7.2	79.6	6.4	9.3	15.7	8.4	103.7	21.3
新町地域	349.6	55.0	5.3	60.3	22.9	15.6	38.5	7.1	105.9	30.3
工業ゾーン	263.2	23.6	0.9	24.4	1.2	4.2	5.4	4.9	34.8	13.2
アーバンリゾートゾーン	252.5	36.9	1.8	38.7	2.7	7.1	9.8	8.5	57.0	22.6
合計	1698.0	199.1	18.5	217.7	34.3	38.6	72.9	33.5	324.1	19.1

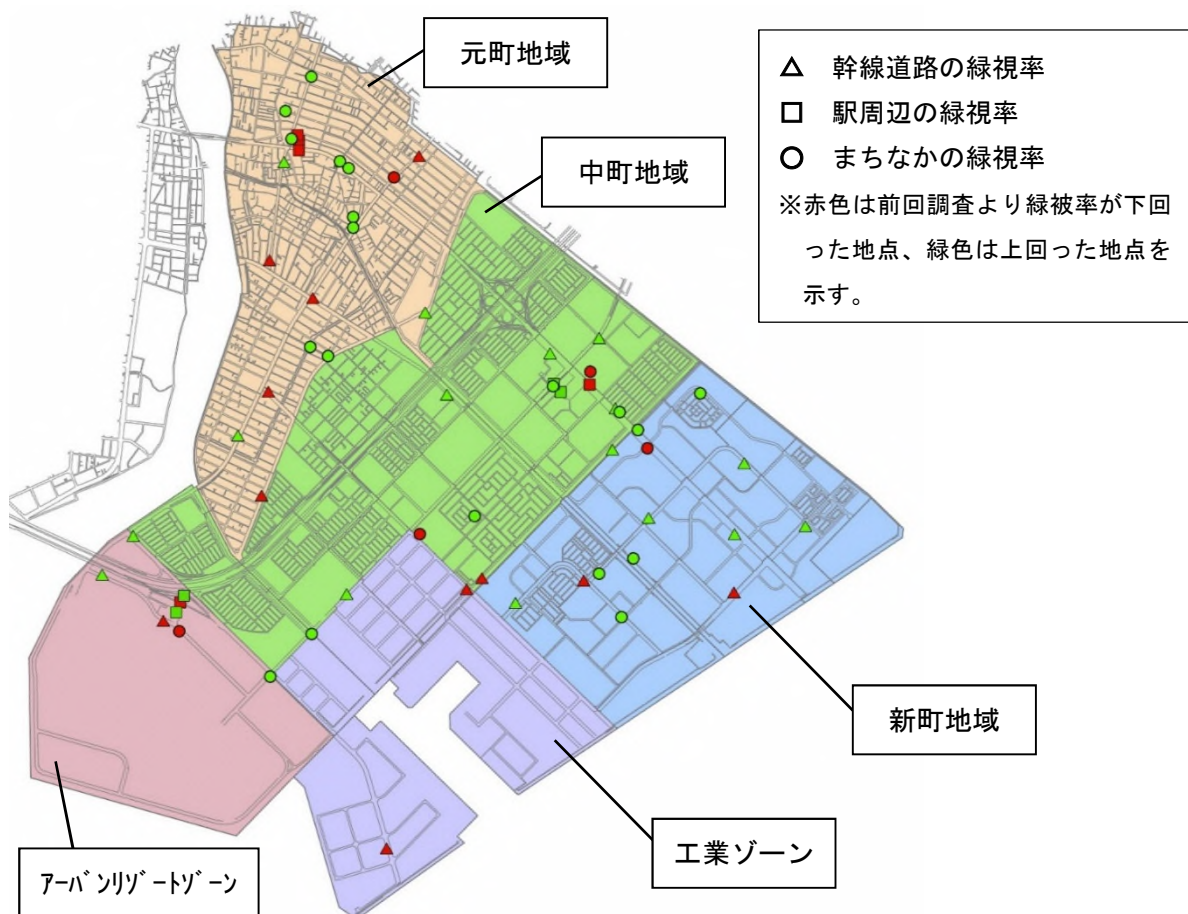
【平成 25 年度（2013 年度）】

地域	地域面積 (ha)	緑被地面積(ha)							緑被率 (%)	
		樹木系			芝・草地系			水面系		合計
		樹木地	街路樹	計	芝地	草地	計	河川		
元町地域	293.5	3.6	0.8	4.4	1.3	0.7	2	5.8	12.2	4.2
中町地域	490.9	41.7	3.7	45.4	13.3	5.3	18.6	13	77	15.7
新町地域	366.2	16.3	1.8	18.1	26	41.8	67.8	6	91.9	25.1
工業ゾーン	272.2	10.1	0.7	10.8	1.8	1.2	3	6.3	20.1	7.4
アーバンリゾートゾーン	274.2	19.9	0.1	20	3.6	7	10.6	9.7	40.3	14.7
合計	1697	91.6	7.1	98.7	46	56	102	40.8	241.5	14.2

注) 令和 2 年度（2020 年度）の緑被率（19.1%）は、空中写真、衛星画像、土地利用図等の複数のデータを用いることで抽出精度が向上しています。参考に、平成 25 年度（2013 年度）の緑被率調査時の抽出精度と概ね同等となるよう調整した場合、令和 2 年度（2020 年度）の市全域の緑被率は 13.0%となっています。

5) 緑視率

- ・緑視率調査を、令和3年(2021年)8月に実施し、前回調査(平成26年(2014年)8月)の「幹線道路の緑視率」、「駅周辺の緑視率」、「まちなかの緑視率」と比較しました(資料編「IV 緑視率調査結果」参照)。
- ・幹線道路の緑視率は、樹木等の成長により増加している地点がある一方で、剪定や伐採、生垣の撤去等により減少している地点もあり、全地点の平均値は平成26年調査時と同等(33%)でしたが、元町地域で比較的減少した地点が多くなっています。
- ・駅周辺の緑視率は、特に新浦安駅周辺の樹木の成長により、全地点の平均値は前回調査時より微増しましたが(34%)、浦安駅周辺では、すべての地点で緑視率が減少しました。
- ・まちなかの緑視率は、樹木等の成長により、多くの地点で増加しました。



注1)まちなかの緑視率のうち3地点(元町地域1地点、工業ゾーン2地点)については、景観計画等との関係も考慮し、今後緑地整備が予定されている地点への振り替えを行いました。

注2)緑視率は、国土交通省国土技術政策総合研究所が開発中の「AI緑視率調査プログラム」を使用し出力した画像について、画像編集ソフトで補正を行い算出しました。

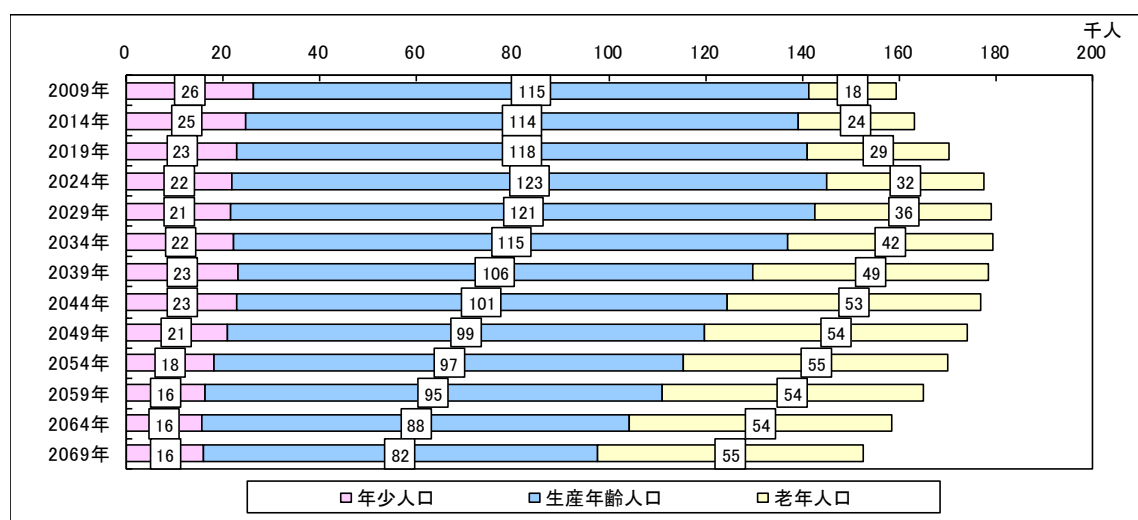
図 2.1-6 緑視率の増減の状況

1-3 社会的環境の状況

1) 人口

- ・本市の将来推計人口では、総人口は令和16年（2034年）にかけて増加していますが、それ以降は減少に転じると予測されています。

本計画の目標年次である令和21年（2039年）の本市の総人口は、令和3年（2021年）7月末日の169,292人から約8,700人増えて、概ね178,000人になることが見込まれています。また、年齢別でみると、15歳未満の年少人口は、21,222人から概ね23,000人に増加し、15歳から64歳までの生産年齢人口は、117,461人から概ね106,000人に減少し、65歳以上の老年人口は、30,609人から概ね49,000人に増加することが見込まれています。



出典：「浦安市人口推計データ」（令和元年度（2020年）3月作成）

図 2.1-7 将来人口推計

2) 市民アンケート

① 実施概要及び回答者の属性

- ・「緑の基本計画改定に関するアンケート」について、Uモニ（浦安市インターネット市政モニター制度）登録者を対象とした市民アンケートを実施しました。市民アンケートの実施概要は下表に示すとおりです。

表 2.1-3 市民アンケート調査の実施概要

項目	概要
Uモニ登録者数	1,121人
調査テーマ	緑の基本計画改定に関するアンケート
実施期間	令和3年2月19日（金）～2月25日（木）
回答者数（回答率）	492人（43.9%）

注）本市在住者の年代構成と比較すると、市民アンケート回答者は40～60代の比率が高く、若い年代のサンプルが少ない点に留意が必要である。

② アンケート結果

(ア) 身近なみどりの満足度

- ・身近なみどりの満足度は、「ほぼ満足」が57%で最も多くなっています。なお、「とても満足」、「ほぼ満足」を合わせた「市民満足度」は68%となっています。

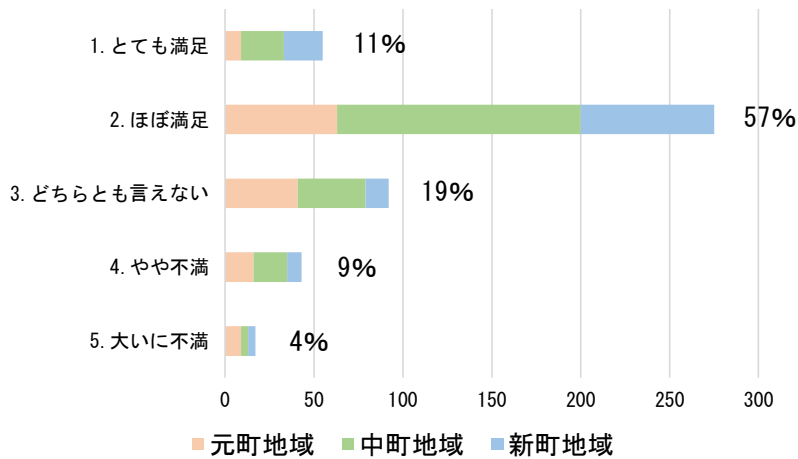


図 2.1-8 身近なみどりの満足度

(イ) 公園や緑地の課題

- ・すべての地域で共通する課題は「公園の利用における禁止事項が多い」、「遊具などの施設が老朽化している」、「ゴミのポイ捨てが多い」があげられます。
- ・元町地域は、「徒歩圏内に公園や緑地が少ない」、「遊具が少ない」、「公園が狭い」の課題が他の地域より多くなっています。
- ・中町地域や新町地域では、元町地域と比べて「植栽などの維持管理が行き届いていない」との意見が多い一方で、「課題に思うことはない」との意見も多くなっています。

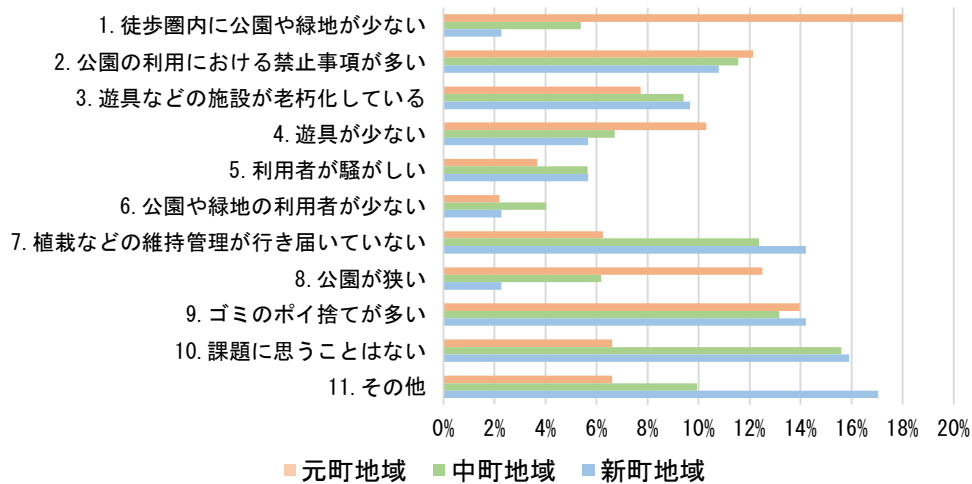


図 2.1-9 身近なみどりの満足度

(ウ) 公園や緑地の機能として期待すること

- ・全ての地域において、「発災時の一時避難場所として防災機能の充実」、「カフェなど商業施設の併設」、「散策やジョギング、サイクリングが楽しめる空間の整備」のニーズが高くなっています。
- ・「子供が思いきり遊べる広場や遊具などの充実」も比較的ニーズが高くなっていますが、特に元町地域では公園が少ないため、他の地域よりも強く求められていると考えられます。

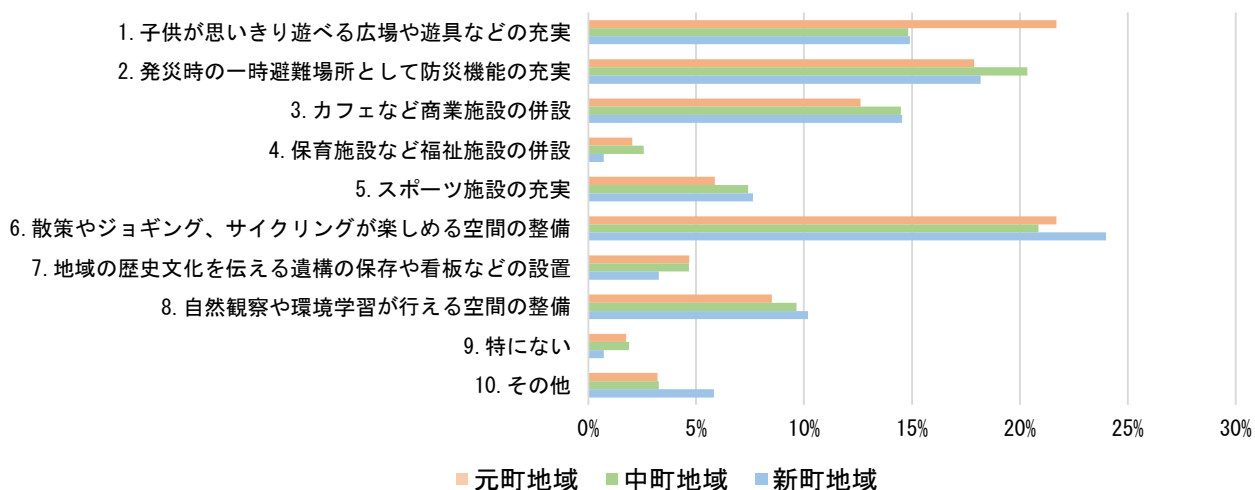


図 2. 1-10 公園や緑地の機能として期待すること

(エ) 市民協働による公園緑地管理の参加意向

- ・市民協働による公園緑地管理の参加意向については、「移動時間や活動回数など条件があれば参加したい」との回答がすべての地域で最も多く、市民協働のニーズが高いと考えられます。

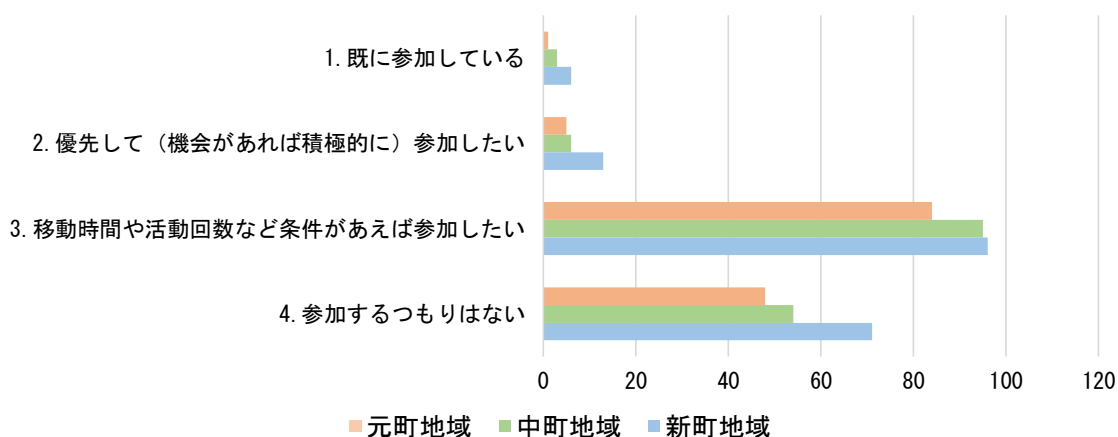


図 2. 1-11 市民協働による公園緑地管理の参加意向

(オ) 日常生活におけるみどりとの触れ合いに関する新型コロナウイルス流行前後の変化

- ・ほとんどの日常生活のシーンにおいて、市民がみどりを感じるのは「公園」と「道路のみどり」があげられます。
- ・大規模な公園では「散歩」や「体操・運動」、「自然環境とのふれあい」、「祭りやイベントへの参加」など、多様な生活シーンの中でみどりを実感し、小規模な公園では特に「子供の遊び場」の利用の中でみどりを実感することが多くなっています。
- ・新型コロナウイルスの流行（2020年2月）前後の比較では、特に「公園」や「道路のみどり」におけるみどりの実感は減少しており、散歩や運動、自然環境とのふれあい等日常生活の中で身近なみどりを活用する機会が減少していると考えられます。

日常生活の各シーンでみどりを実感する緑地タイプ（新型コロナウイルス流行前）

	大規模な公園 総合公園 園など	小規模な公園 児童遊 園など	街路樹 など 道路の みどり	河川	海浜	神社や 寺院の みどり	事業所 や工場 などの みどり	生垣	戸建住 宅の みどり	集合住 宅の みどり	自宅の 庭やベ ランダ のみどり	学校の みどり	市役所 などの 公共施 設のみ どり	店舗や 商業地 のみど り	当ては まるも のはな い
1.買物等の日頃の外出	9%	9%	45%	3%	1%	2%	0%	2%	2%	10%	1%	1%	2%	6%	9%
2.飲食・会食	6%	3%	26%	2%	1%	0%	0%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	23%	33%
3.散歩	23%	12%	28%	9%	7%	2%	0%	1%	3%	4%	1%	0%	1%	0%	10%
4.ジョギング	17%	3%	18%	10%	5%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	41%
5.サイクリング	12%	2%	23%	11%	6%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	2%	1%	41%
6.体操・運動(散歩、ジョギング、サイクリングを除く)	21%	13%	11%	4%	3%	1%	0%	1%	2%	2%	2%	1%	2%	1%	37%
7.休憩・気分転換	19%	15%	12%	6%	6%	2%	1%	0%	3%	7%	10%	1%	0%	2%	17%
8.自然環境とのふれあい	39%	11%	5%	5%	10%	1%	0%	0%	0%	2%	3%	0%	0%	0%	22%
9.子供の遊び場	20%	34%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	1%	2%	0%	0%	0%	36%
10.友人や知人との会話、レクリエーション	15%	8%	8%	1%	1%	1%	0%	1%	3%	3%	2%	0%	2%	15%	40%
11.リハビリや介護	4%	5%	6%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	1%	1%	76%
12.清掃や花植え等の地域コミュニティ活動	5%	9%	13%	2%	1%	0%	0%	0%	2%	13%	2%	2%	3%	1%	47%
13.環境学習や自然観察会への参加	13%	3%	4%	2%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	2%	0%	66%
14.祭りやイベントへの参加	19%	11%	9%	2%	1%	7%	0%	0%	1%	7%	0%	1%	4%	1%	37%
15.1人の時間を楽しむ	10%	7%	14%	6%	8%	1%	0%	0%	3%	5%	19%	0%	1%	2%	23%
16.テレワーク	2%	3%	3%	1%	1%	0%	0%	0%	4%	7%	18%	0%	0%	1%	60%
17.通勤・通学	2%	2%	44%	4%	1%	0%	1%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	2%	36%

日常生活の各シーンでみどりを実感する緑地タイプ（新型コロナウイルス流行後）

	大規模な公園 総合公園 園など	小規模な公園 児童遊 園など	街路樹 など 道路の みどり	河川	海浜	神社や 寺院の みどり	事業所 や工場 などの みどり	生垣	戸建住 宅の みどり	集合住 宅の みどり	自宅の 庭やベ ランダ のみどり	学校の みどり	市役所 などの 公共施 設のみ どり	店舗や 商業地 のみど り	当ては まるも のはな い
1.買物等の日頃の外出	7%	9%	49%	2%	0%	1%	0%	1%	2%	6%	1%	0%	0%	8%	14%
2.飲食・会食	2%	4%	18%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	14%	55%
3.散歩	19%	10%	30%	8%	5%	1%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	1%	0%	17%
4.ジョギング	14%	4%	16%	8%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	49%
5.サイクリング	8%	3%	21%	9%	6%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	50%
6.体操・運動(散歩、ジョギング、サイクリングを除く)	15%	11%	11%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	3%	4%	0%	1%	0%	48%
7.休憩・気分転換	12%	11%	13%	6%	6%	1%	0%	1%	2%	7%	16%	0%	1%	1%	22%
8.自然環境とのふれあい	26%	8%	9%	6%	8%	1%	0%	0%	0%	2%	5%	0%	1%	0%	35%
9.子供の遊び場	14%	26%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	3%	1%	1%	0%	0%	49%
10.友人や知人との会話、レクリエーション	8%	5%	8%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	3%	2%	0%	1%	6%	61%
11.リハビリや介護	4%	2%	4%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	1%	1%	80%
12.清掃や花植え等の地域コミュニティ活動	5%	6%	8%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	9%	1%	1%	2%	1%	64%
13.環境学習や自然観察会への参加	9%	2%	3%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	79%
14.祭りやイベントへの参加	8%	3%	5%	1%	0%	3%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	75%
15.1人の時間を楽しむ	9%	7%	11%	6%	5%	0%	0%	0%	2%	7%	23%	0%	1%	1%	28%
16.テレワーク	2%	3%	3%	1%	1%	0%	0%	0%	3%	7%	20%	0%	0%	0%	59%
17.通勤・通学	2%	3%	37%	3%	0%	0%	1%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	44%

注) 表中の数値は、「日常生活のシーン別に実感する緑地」として選択した回答者の割合を示しています。セルが赤いほど当該緑地タイプを選択した回答者の割合が高く、青いほど回答者の割合が低いことを示しています。

図 2.1-12 日常生活におけるみどりとの触れ合いに関する新型コロナウイルス流行前後の変化

(カ) その他意見

■元町地域

- ・公園や緑地が増えてほしいとする意見がある中でも、生き物が集まる緑化や四季を感じる植栽、広場など親しみやすい公園などを求める意見が見られました。
- ・街路樹や生垣の維持管理に対する不満が多くみられる中で、樹木だけでなく花を植えることで防犯や維持管理等でもリスクが少ないという意見も寄せられました。
- ・ごみのポイ捨てや犬のフンなどの公園利用者のマナー違反への苦情も見られました。

■中町地域

- ・みどりがあって気持ち良いという意見も多く見られますが、特に個人宅の生垣の越境など、緑地の維持管理に対する意見が多く寄せられました。
- ・緑化推進を求める意見がある一方で、道路沿道の植栽に関して、交通安全とのバランスについて見直しを求める意見も見られました。
- ・公園・緑地の活用についても、Wifi 環境の整備や商業施設（カフェ）の併設など、テレワーク環境の整備を求める意見も見られました。

■新町地域

- ・緑地の維持管理に関する意見が多く、ごみ問題と関連付けた意見も見られました。
- ・遊具の定期点検や、経年劣化を想定した遊具の修繕を行うことで、安全性を確保して欲しいという意見が見られました。

■全地域共通

- ・今回のアンケートまで市のみどりに関する取り組みを知らなかったのもっと広報に力を入れるべきという意見が見られました。
- ・行政だけで緑化を目指すのではなく、緑化に市民参加を促すようなイベントを企画して官民連携を推進すべきという意見がありました。
- ・市の防災計画と関連付けた計画づくりが必要であるという意見も寄せられました。

II 社会情勢の変化

2-1 気候変動への対応

1) 都市型水害の増加

気候変動問題は世界中で喫緊の課題に位置づけられ、近年、国内においても集中豪雨や台風等の自然災害の激甚化が顕著となっています。特に、気候変動に伴い、日本各地で内水被害が観測されており、今後内水氾濫のリスクの増加が懸念されています。

また、都市化の進展に伴い、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化についても懸念されています。

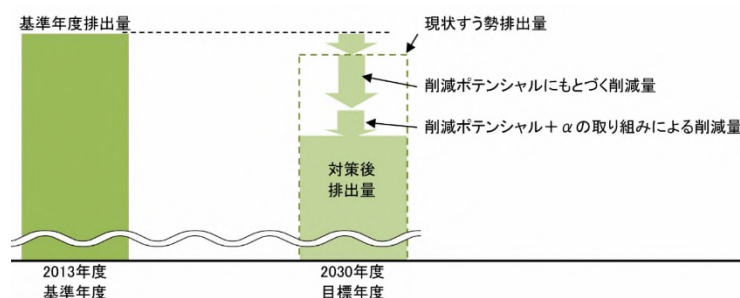
本市では、令和3年(2021年)に「雨水管理総合計画」を策定し、浸水対策の基本方針として、公共用地(公園・グラウンド・小中学校校庭等)のオンサイト貯留化を最も効果的な施策として積極的に推進することとしています。

公園は、浸水対策の一つであるオンサイト貯留が可能な施設として重要な役割を担うことが想定されます。

2) 「ゼロカーボンシティ」の表明

本市では、脱炭素社会の実現に向けたさまざまな事業を展開しています。そうした中、令和2年(2020年)7月に2050年温室効果ガス排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、「浦安市地球温暖化対策実行計画」を定めました。この計画では、市の事務事業の温室効果ガス排出削減目標として、「令和12年度(2030年度)までに市の事務事業の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%削減」、市域の温室効果ガス排出削減目標として、「令和12年度(2030年度)までに市域の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で30%削減」としています。

これらの目標達成に向け、温室効果ガス排出量の削減に寄与する取り組みを積極的に行う必要があります。



出典：浦安市地球温暖化対策実行計画（浦安市ゼロカーボンシティ推進計画）（令和3年3月、浦安市）

図 2.2-1 ゼロカーボンシティ目標達成に向けた温室効果ガス排出削減の考え方

2-2 生物多様性の保全

令和3年(2021年)10月、中国・昆明で「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」の第一部が開催され、2022年春のCOP15第二部における「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。

COP15第二部では、2022年春の対面交渉で、2030年までに各国が陸域と海域の30%を生物保護区にするといった新たな世界目標の合意をめざしています。

2030年までに陸域と海域の30%を保全・保護するという目標(30 by 30)には、「民間等の取り組みにより保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域(OECM)」も含まれており、生物多様性の保全を推進する上において、民有地のみどりも重要な役割を担っています。

なお、2022年春のポスト2020生物多様性枠組採択後には、同目標や30 by 30ロードマップ等を踏まえ、国内の生物多様性の基本戦略となる次期生物多様性国家戦略の策定を行う予定となっています。

2-3 持続可能な開発目標(SDGs)とまちづくり

持続可能な開発目標(SDGs)は、貧困、紛争、気候変動などの人類が直面する多くの課題について考え、対処し、「誰一人として取り残さない」ことを誓った2030年までの世界共通の国際目標です。

SDGsの17のゴールは相互に関連している点に特徴があり、例えば、緑地を守り生きものが豊かになれば(ゴール15:陸の豊かさを守ろう)、その場所を子供の環境学習の場として活用でき(ゴール4:質の高い教育をみんなに)、緑地が地域の熱環境を改善し(ゴール13:気候変動に具体的な対策を)、住み良いまちづくりに繋がります(ゴール11:住み続けられるまちづくりを)。また、このようなみどりを地域住民の活動拠点として活かすこともできます(ゴール17:パートナーシップで目標を達成しよう)。

このように、みどりは持続可能なまちづくりを支える基本的な“資本”であり、これを将来世代に渡り継承していくことは、現代社会を生きる我々の責務といえます。



2-4 グリーンインフラの推進

国土交通省が令和元年に公表した「グリーンインフラ推進戦略」は、互いに関連し複雑化する都市の社会課題に対して、「多様な機能を有する」、「多様な主体が参画する」、「時間の経過とともに機能を発揮する」という特徴を備えたグリーンインフラの取り組みを行っていくことを目指しています。

「グリーンインフラ推進戦略」では、緑の基本計画にもグリーンインフラを組み込んでいくことが想定されており、グリーンインフラの特徴について、以下の点に留意することが重要としています。

- ◇多様な機能を有する：水、エネルギー、気象、生物、景観など、さまざまな視点から「みどり」が有する機能を捉え、まちづくりの様々な場面において活用する。
- ◇多様な主体が参画する：多様な主体がそれぞれの役割をより効果的に果たしていくことができるよう、適切なマネジメントやガバナンスを行う。
- ◇時間の経過とともに機能を発揮する：順応的管理の考え方を積極的に取り入れ、その時々状況にリアルタイムで臨機応変に対応した施策展開を行う。

2-5 都市緑地における民間活力の活用

公園や緑地等のオープンスペースは、環境保全や防災、環境学習等の多面的な機能を発揮することが知られていますが、近年、みどり豊かなまちづくりにおいて、みどりに関する量的・質的な課題が顕在化しています。

このような背景を受け、国土交通省は平成 29 年（2017 年）6 月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行しました。これにより、民間事業者が公園に収益施設を設置し、収益の一部を公園整備に充てる等、民間活力を活かし、みどりの整備・保全を効果的に推進していくことが期待されています。

表 2.2-1 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
【都市公園法】 ●都市公園で保育所等の設置を可能に ●民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ●公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸 ●公園の活性化に関する協議会の設置	【都市緑地法】 ●民間による市民緑地の整備 ●緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】 ●生産緑地地区の一律 500 m ² の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能に ●生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ●新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

注)「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）」概要資料（国土交通省）を参考に作成

2-6 ポストコロナ時代の到来

昨今、新たに脅威となった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちのライフスタイルは大きな変容を迫られています。テレワークの普及や健康意識の高まりとともに、居住環境の公園・緑地のあり方も変化の兆しが現れつつあることから、社会情勢の変化やそれに伴う国や県、他自治体の動向を注視していく必要があります。

国土交通省は、令和2年（2020年）に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表しました。

この中で「緑とオープンスペースは、子どもの遊び場といった従来の役割に加え、テレワーカーの作業場所、フィットネスの場所など利用形態が多様化している。災害などの非常時に対応するための機能、都市のゆとりを確保する観点からも、役割が増大する。」と考えられています。

また、今後の都市政策の方向性として「街路空間、公園、緑地、都市農地、民間空地などまちに存在する様々な緑やオープンスペースを柔軟に活用することにより、新型コロナウイルスによる危機を契機として生じた変化に対応していくことが必要。」としています。



図 2.2-2 コロナ禍における公園利用者数の変化

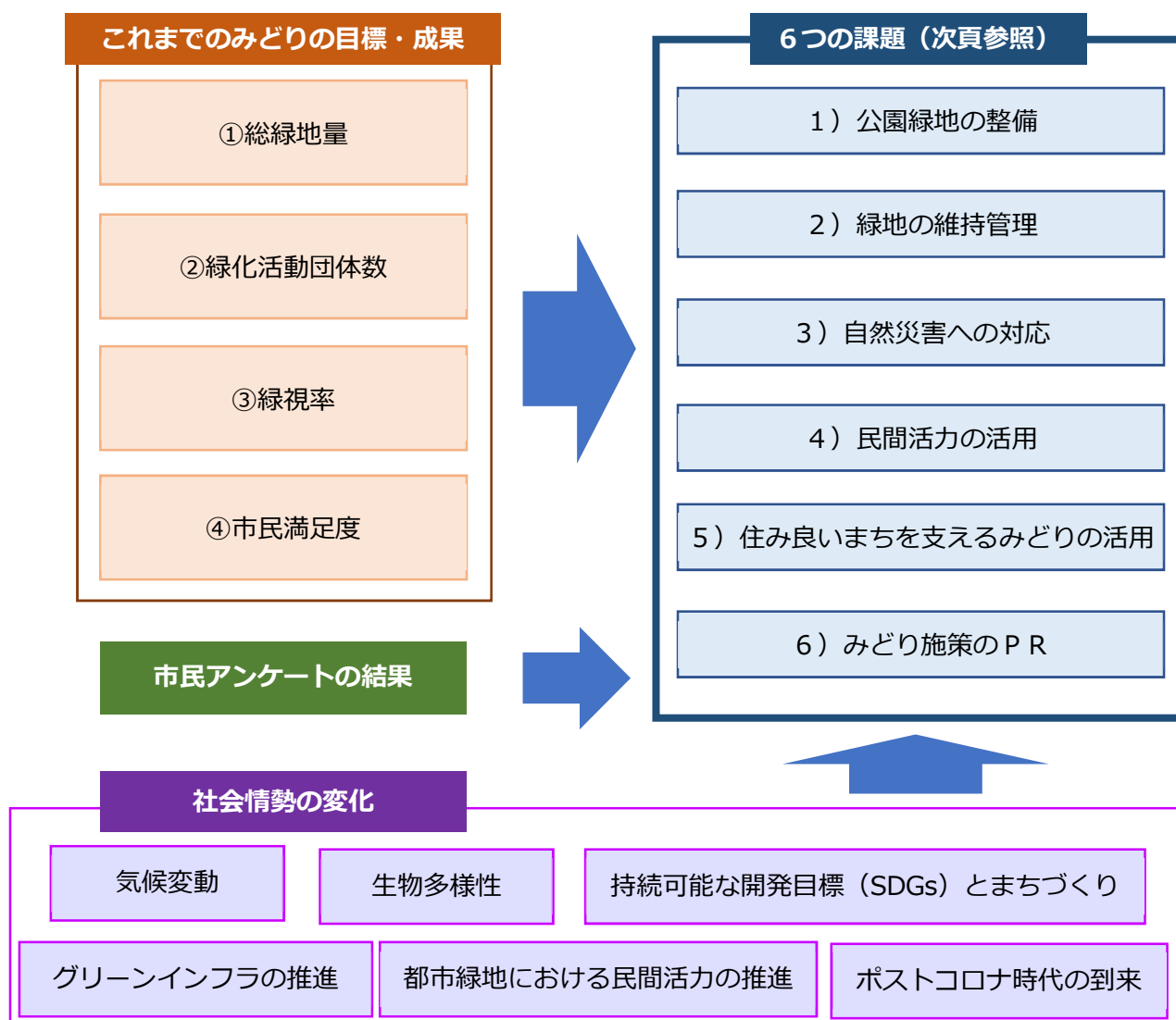
Ⅲ これまでの成果と6つの課題

3-1 これまでの成果を踏まえた課題の抽出

平成26年に策定した緑の基本計画【改定版】における「みどりの目標」について、平成25年当時の実績値と比べ、令和2年の実績値は概ね増加し、特に「緑化活動人数」や「市民満足度」は目標値を達成しました。このような一定の成果が見られる中でも、地域によっては公園緑地の不足、都市の成熟化や地域住民の高齢化に伴う緑地の維持管理など課題も顕在化しています。

また、近年は気候変動や生物多様性、ポストコロナ等の課題への対応から都市緑地のあり方も変化を続けています。

このような背景から、緑の基本計画の改定にあたり、これまでのみどりの目標における成果や市民アンケート及び社会情勢の変化を踏まえ、浦安市のみどりの課題を6つ抽出しました。



3-2 浦安市のみどりに関する6つの課題

1) 公園緑地の整備

- ・ 中町・新町地域では、公園緑地等の計画的な整備が図られていますが、元町地域では公園緑地が不足しており、市民が身近にみどりとふれあえる場や、災害時に避難場所となる公園の整備が課題となっています。
- ・ 公共施設だけでなく、民有地内の緑の確保も重要です。民有地の整備や再開発時において緑化を推進し、緑視率の向上や、良好な住環境の形成を進めます。
- ・ 用地の確保が難しい現状において、新たな公園・緑地の整備が進みにくい状況ですが、既存の公園等緑地の質を高め、市民へ憩いの場として提供していくことが重要です。

2) 緑地の維持管理

- ・ 市内の幹線道路では、街路樹や植樹帯の整備によりみどりのネットワーク構築を図っております。一方で、道路構造物としての扱いの中でやむを得ず樹形を変えるような強剪定を実施する場合もあり、特に元町地域では沿道や駅周辺の緑視率が減少傾向にあります。
- ・ 桜など、寿命を迎えつつある街路樹が多くなってきており、倒木の危険性が高まっているため、植え替えが必要になってきています。
- ・ 民有地においても、住宅地の生垣の剪定等の維持管理が行き届かなくなり、フェンスに置き換わる等、体力的・技術的・経済的な理由により緑の維持管理が困難になっています。
- ・ 緑地の粗放管理がゴミの不法投棄を誘発し景観を損ねる等の問題も発生しています。
- ・ 緑化後の維持管理について持続可能な仕組みや支援をどのように具現化していくかが課題です。

3) 自然災害への対応

- ・ 気候変動やヒートアイランド現象に伴う市街地の暑熱環境の悪化や内水氾濫のリスクの増大は、市民の健康を損ない、社会的に様々なコストを発生させます。一方で、本市は「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの推進を表明しており、気候変動対策・適応と連携した施策の検討が重要です。
- ・ 首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生が近い将来懸念される状況下においては、防災拠点としての公園緑地の機能の充実が重要です。

4) 民間活力の活用

- ・ 中町、新町地域では公園緑地の整備が進む一方で、維持管理に関する問題が顕在化しています。トイレ等の公園施設の管理不足や公園利用者のマナーなど、多様な問題への対処も必要です。
- ・ 多様なニーズへ対処し、インクルーシブな公園整備やサービスの向上を図るため、民間活力を活用した公園整備・管理手法として、移動販売車（キッチンカー）の出店、寄附による遊具やベンチ等の設置、公募設置管理制度（Park-PFI）などが注目されています。官民連携に関する市民の機運も高く、専門知識を持つアドバイザーとしての中間支援者も含め、民間活力の活用について検討が必要です。

5) 住み良いまちを支えるみどりの活用

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市民のみどりとの触れ合い実感が減少しています。外出自粛による活動制限・運動不足の長期化による影響として、ストレス蓄積、体重増加、生活習慣病の発症・悪化、体調不良等の二次的健康被害が指摘されており、健康被害を防止し、みどりの活用を通して市民の健康に資する住み良いまちを目指した取り組みが必要です。ポストコロナ時代の新たなライフスタイルの中で、市民が安心して公園緑地を利用できるための必要な方策の検討が求められます。

6) みどり施策のPR

- ・ 市民アンケート調査において、本市のみどり施策をはじめて知った市民から、市の取り組みを広く発信すべきとの意見や、情報が行き届いていなかったために制度利用の機会を失った事例が報告されています。
- ・ 市の取り組みを広く発信することで市民の参画を促す機会になると考えられ、情報発信の強化も重要です。

第3章

みどりの目標と

基本方針

I 改定の方向性

II 基本理念

III みどりの目標と基本方針

3-1 将来イメージ

3-2 みどりの総合目標

3-3 基本方針と個別目標

I 改定の方向性

浦安市緑の基本計画は、市の上位計画である「浦安市総合計画」における将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」を実現する分野別計画として位置づけられており、都市の緑地の保全や活用をとおして、市民の快適な生活環境の創造を図ることを目的としたみどりに関する総合計画です。

本計画の改定にあたっては、第2章で挙げた「6つの課題」の改善を重点として考え、「基本理念」、「みどりの総合目標」、「基本方針」などの設定を行いました。

1



図 3.1-1 改定の方向性

Ⅱ 基本理念

浦安市の現況や社会情勢の変化などを踏まえ整理した「6つの課題」は、みどりの整備や維持管理・活用のさらなる拡充を図っていくことの必要性を示していますが、そのためには様々な「場所」や「人」が「つながる」ことで効果的に取り組みを進めていき、市民や事業者と「共に」「創る」「共創」による取り組みを進めていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり設定しました。

みどりでつながるまち 浦安

【空間のつながり】

- 「街路樹や緑道などの緑の軸」と「河川や海岸沿いの水の道」で、公園緑地などの身近な緑が有機的につながる「みどりのネットワーク」をさらに充実させ、みどりがうるおいとやすらぎを与え、自然災害から市民を守るまちづくりを進めていきます。

【人のつながり】

- 新たな公園整備や既存の公園緑地における維持管理・活用においては、市民や事業者と協力しながらみどりの質の向上を図ることが重要であるため、これまで以上に官民・民の共創によるつながりを強化していきます。

【世代間のつながり】

- 市民の活力によりみどりのまちづくりを下支えするには、若い世代との交流や人材育成が特に重要であることから、地域の団体や教育機関と連携しながらみどりのまちづくりに参加する機会を増やし、地域に愛着を持つ取り組みを進めていきます。

Ⅲ みどりの目標と基本方針

3-1 将来イメージ

本市のみどりの将来イメージは、「街路樹や緑道などの緑の軸」と「河川や海岸沿いの水の道」で公園緑地が有機的につながり、みどりのネットワークが充実した、うるおいと魅力あふれるみどり環境のまちです。

これらのみどりは、地域の手によって育てられ、みどりの多様な機能が発揮されることで市民の暮らしに多くの恵みをもたらしています。

公園や緑地が少ない地域へのみどりの拡充

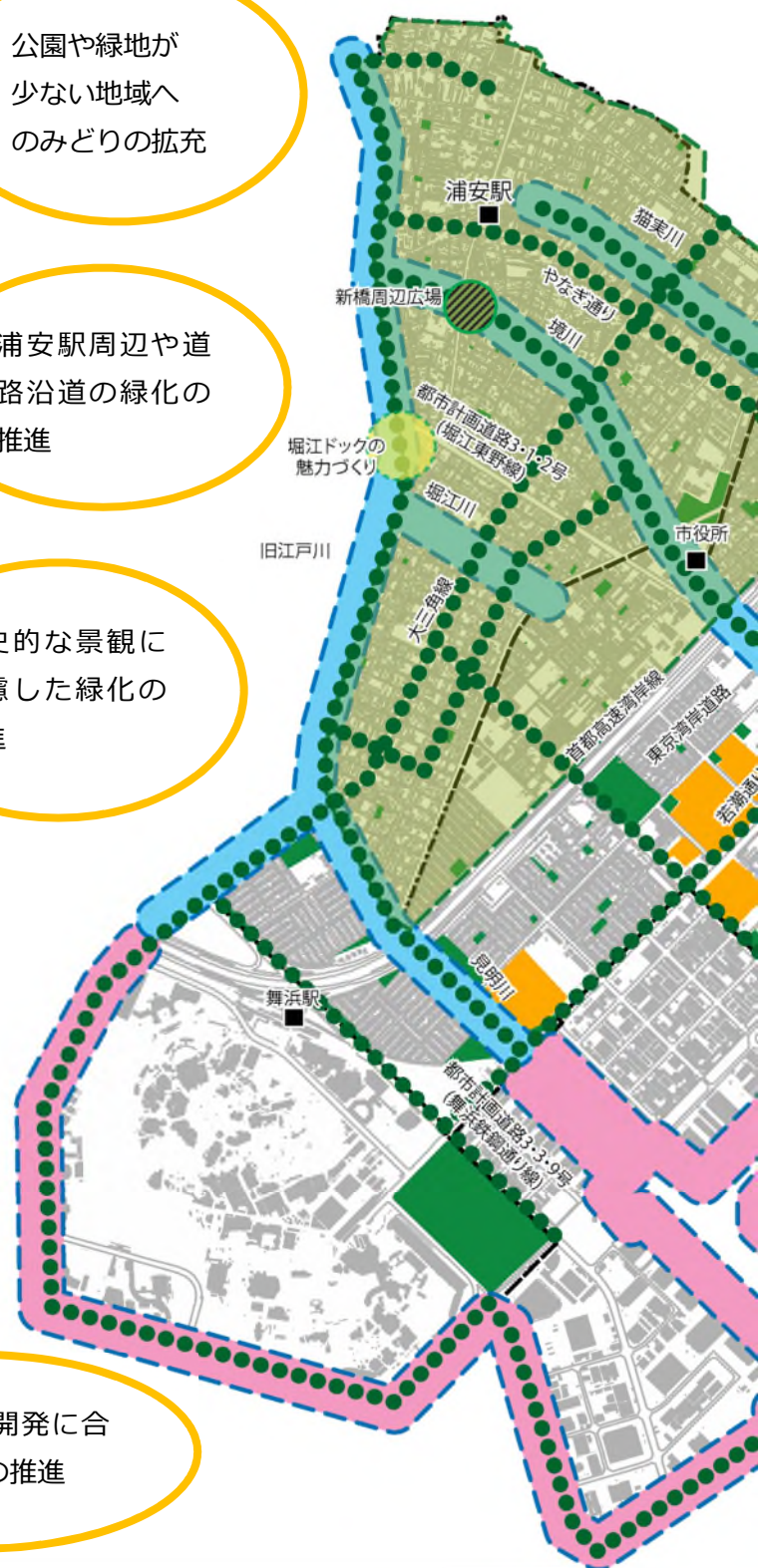
浦安駅周辺や道路沿道の緑化の推進

歴史的な景観に配慮した緑化の推進

緑化活動団体の交流の促進

リゾート沿いの緑地、緑道やジョギングロードの整備

民有地の再開発に合わせた緑化の推進





浸水リスクが高い地域における公園緑地の雨水貯留機能の向上

SNS や駅前のデジタルサイネージなどを活用した情報発信の強化

制度を活用した市民や事業者との連携による公園緑地等の利活用と維持管理の推進

住宅地内の緑地維持管理に関する技術支援

海辺沿い緑道におけるサイクリングロード・ウォーキングロードとしての施設の充実

公園灯のLED化や発生材のチップ化・堆肥化などによるゼロカーボンシティの実現

小中学校等と連携した環境教育の推進

明海・高洲地区公園エリアにおける水辺空間の創出

	河川環境の整備・魅力の向上		みどりのネットワークの形成
	海岸環境の整備・魅力の向上		公園や緑が不足している地域における公園や緑地の拡充
	観光資源として活用できる魅力的な空間づくり		公園の整備
	三番瀬の保全・活用		公園・緑地の保全・活用
			集合住宅の緑地の保全

出典：「浦安市都市計画マスタープラン 水とみどりのまちづくり方針図一部加筆」(令和3年3月)

図 3.3-1 みどりの将来イメージ

3-2 みどりの総合目標

浦安市の姿が将来イメージに近づいたとき、その取り組みの成果が市民の実感として表れることが重要です。

市民目線で施策の効果について評価を行うため、みどりの総合目標を「身近なみどりに対する市民満足度の向上」としました。

また、みどりの総合目標を達成するため、4つの基本方針を定めるとともに、各方針に基づく個別目標を設定しました。4つの基本方針は、みどりが市民の生活環境にもたらす恵みに視点をおきつつ、「6つの課題」で整理したみどりの整備や維持管理・活用の課題の改善に向けて、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割の下に連携して推進すべき取り組みの方向性を示しています。



図 3. 3-2 みどりの総合目標

3-3 基本方針と個別目標

基本方針1 みどりがまちをつくる



【施策の方向 1-1】 まちの骨格形成

拠点のみどりを、河川や緑道、街路樹などで有機的につなげます。どこまでも続く心地よいみどりの風景が、浦安のスタンダードです。

【施策の方向 1-2】 まちの骨格の補完

まちなかの小規模なみどりが少しずつつながり、みどりのネットワークを補強します。

【みどりの目標 1】

視覚的にやすらぎを与える魅力あるみどりを増やす

【評価指標】（現況：令和2年4月現在）

・質の高い公園緑地の確保、拡大

※緑被率・緑視率を定期的に測定し、数値的な評価指標とします。

（現況：緑被率：19.1% 緑視率：33%）

今後、身近な公園や緑地に関するアンケートを行い、併せて評価指標とします。

基本方針2 みどりがまちをまもる



【施策の方向 2-1】 防災・減災の推進

公園や緑地は、災害時の一時避難場所や雨水を貯留・浸透することなどで、市民をまもる機能を発揮します。

【施策の方向 2-2】 ゼロカーボンシティの実現

資源の有効活用や新たな制度の活用を進め、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の実現に寄与します。

【施策の方向 2-3】 市民の健康への貢献

みどりに触れ、楽しみながら心身を整え、みどりを介して人とつながることで市民の健康を下支えします。

【みどりの目標2】

防災機能、健康づくり機能を有する公園緑地を増やす

【評価指標】（現況：令和4年4月現在）

- ・ オンサイト貯留を含む防災施設を設置した公園緑地の数（現況：10箇所）
- ・ 健康づくり機能を有する公園緑地の数（現況：29箇所）

基本方針3 みどりがまちを魅せる



【施策の方向 3-1】 彩り豊かなまちの演出

市民や事業者と協力し、地域のニーズに合ったみどりを創出することで、魅力あふれたまちを演出します。

【施策の方向 3-2】 共創によるみどりの維持管理

多様なアプローチで市民が主体的にみどりづくりや維持管理に関わり、活動を通して自己実現を図る機会を増やし、市と市民の共創によるみどりの維持管理に取り組みます。

【みどりの目標3】

官民が連携し維持管理を行うみどりを増やす

【評価指標】（現況：令和4年4月現在）

- ・移動販売車（キッチンカー）の出店、寄附による遊具やベンチ等の設置など、官民が連携し、共創により利便性を高めている公園緑地の数（現況：なし）
- ・公園里親制度等の既存制度により維持管理を行っている公園緑地の数（現況：41箇所）

基本方針4 みどりが人を育む



【施策の方向 4-1】居心地の良い場所の提供

公園施設等の再整備によって、子ども、高齢者、障がいのある方など誰もが楽しめる公園が公園利用者を増やし、活気あふれるまちを支えます。

【施策の方向 4-2】学びの機会の提供

市民が自らみどりのまちづくりに関わりながら、多くの学びの機会を得る体制を充実させます。

【みどりの目標4】

市民が緑と触れ合う機会を増やす

【評価指標】（現況：令和4年4月現在）

- ・住民参加型の公園整備の実績数（現況：22箇所）
- ・みどりに関する環境教育やイベントの実績数（令和4年度予定：緑化講習会3回）

第4章

将来像の

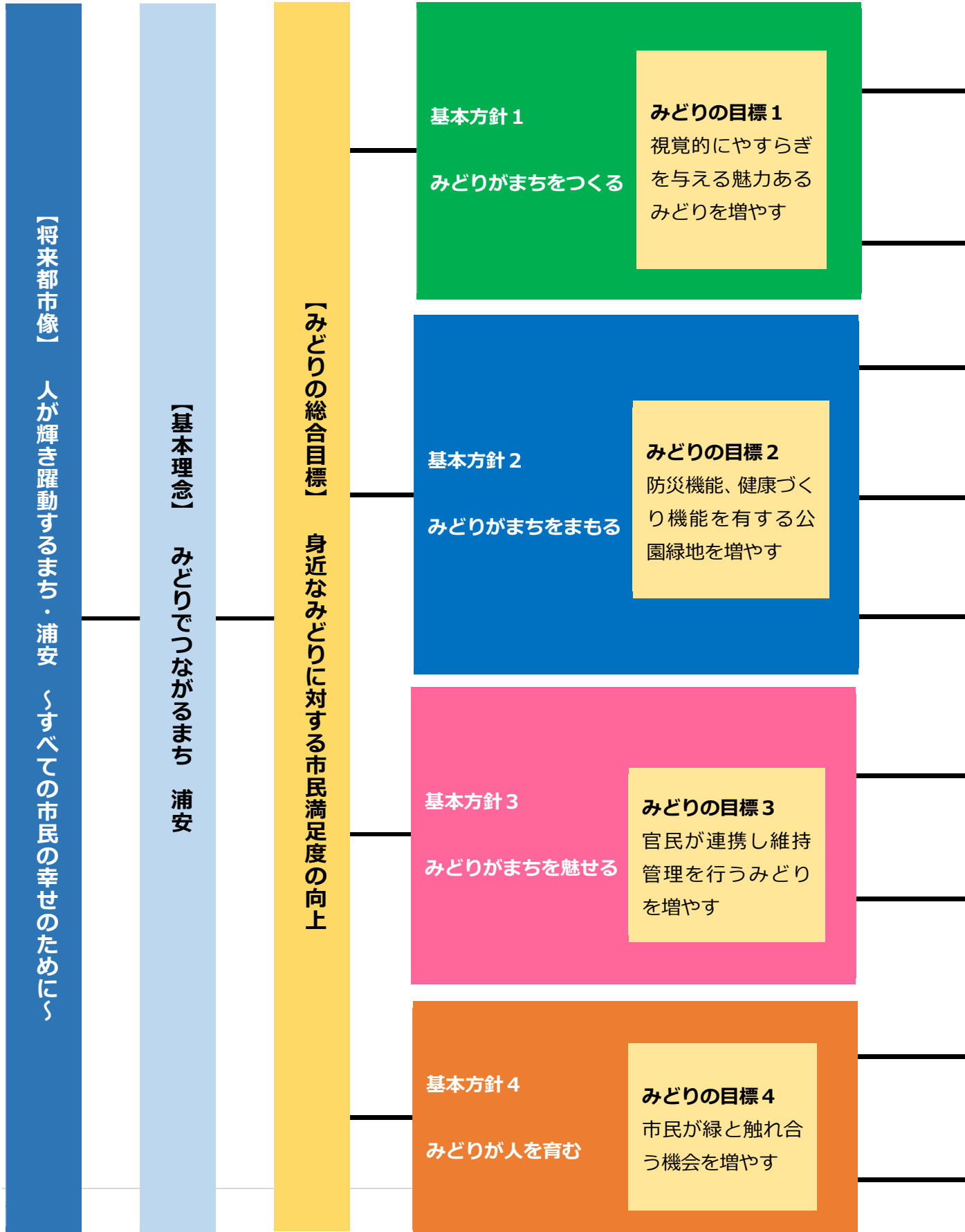
実現のための

施策

I 施策体系

II 施策の内容

I 施策体系



- ・本計画では、みどりの総合目標の達成に向け、4つの基本方針の下に20施策を位置づけます。
- ・施策のうち、特にみどりの総合目標の達成に向け重点的に取り組む必要がある施策を「重点施策」に位置づけ、施策の進捗管理において原則的に実績値に基づく定量的な検証を行う施策とします。



II 施策の内容

施策の方向 1-1

まちの骨格形成

拠点のみどりを、河川や緑道、街路樹などで有機的につなげます。
どこまでも続く心地よいみどりの風景が、浦安のスタンダードです。

施策 1 都市公園などの新たな魅力の創出【重点】

既存公園の利用状況や施設の老朽化などを踏まえ、市民ニーズなどを捉えながら地域の課題にあわせた公園整備を図ります。また、民間活力を活用しながら、公園の新たな魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組みます。

また、公園や緑地が少ない地域では、防災機能の確保に配慮しながら公園や緑地の拡充に取り組むとともに、近接する公園・緑地との連続性や周辺施設との連携を視野に入れながら、更なるみどりの充実を図ります。

なお、公園整備時は、周辺の地域住民のニーズを把握し、子ども、高齢者、障がいのある方などを含めた誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（段差解消、多目的トイレの整備など）とすることで、地域の方が自然と集まる親しみやすい公園整備を進めます。



大人から子供まで、利用しやすい公園整備を進めます



堀江・猫実地域で新たな公園整備を進めています。

【施策の実施時期】 ※短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・既存公園の効率的な管理、運営体制の検討（中期）
- ・公園、緑地が少ない地域へのみどりの拡充（長期）
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた公園整備の推進（長期）

施策2 道路沿いのみどりの整備と健全な育成【重点】

街路樹の維持管理にあたっては、寿命を迎えつつある街路樹の植え替えを進めるほか、街路樹の効率的な管理が図られるよう、維持管理マニュアルの作成に取り組むとともに、台帳の更なる活用に取り組みます。

また、予防保全型の管理として定期点検を実施し、衰弱の程度が軽微な段階で適切な対策を行い、樹木の保全や長寿命化を図ります。

やなぎ通りや大三角線など、みどりのネットワークを形成する上で重要な路線では、成育の悪い街路樹や沿道の開発により撤去された街路樹について、生育環境を考慮し街路樹の再生を図るほか、地域のシンボルとなる樹種による街路樹の設置を推進します。



寿命を迎えつつある街路樹について、順次植え替えを進めています。



街路樹台帳の電子化に先立ち、現在は街路樹マップの公開を行っています。

(参考：浦安市公式サイト 浦安市街路樹マップ)

【施策の実施時期】 ※短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・ 緑の質を高めるための街路樹の定期点検と保全（中期）
- ・ 効率的な街路樹の維持管理の実施に向けた台帳の活用などの検討（中期）
- ・ みどりのネットワークの主要部で撤去された街路樹の再生（長期）

施策3 河川・海岸沿いのみどりの整備と健全な育成

河川・海岸沿いのみどりは、千葉県広域緑地計画において広域的なみどりのネットワークを支える川と海の軸に位置づけられており、引き続き、河川・海岸沿いのみどりの整備を積極的に推進する必要があります。

舞浜海岸の利活用を図るため、ジョギングやサイクリングを楽しめる緑地整備や休養施設などの設置を推進します。

さらに、境川・市役所エリア及び明海・高洲地区公園エリアについて、周辺用地を有効活用し、誰もが親しめる良質な緑地や水辺空間の創出を図ります。

本市では、東日本大震災により大量に噴出した土砂などのリサイクル材を沿岸部植樹の土壌基礎として使用し、タブノキやスダジイを植えることで緑の防潮堤として機能させる「浦安絆の森整備事業」を平成23年度（2011年度）より実施し、令和3年度に完了しました。今後は適切な維持管理を推進します。



舞浜海岸遊歩道の整備を推進します。

【施策の実施時期】 ※短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・舞浜海岸の緑地整備、河川・海岸沿いの休憩施設等の充実（短期）
- ・明海・高洲地区公園エリアにおける水辺空間の創出（長期）
- ・境川・市役所周辺エリアにおける水辺空間の創出（短期）
- ・浦安絆の森の維持管理への移行（短期）

施策の方向 1-2

まちの骨格の補完

まちなかの小規模なみどりが少しずつつながり、みどりのネットワークを補強します。

施策 4 公共施設の緑化

小中学校などの教育施設や各公民館では、芝生広場や花壇を設置し多くの方が快適に利用できる場を提供しています。

今後も引き続き、小中学校などの教育施設と連携を図り、緑化を進め環境教育を推進する場として活用します。また、公民館などのその他公共施設においても花壇の設置やシンボルとなる樹木の植栽を行うとともに、技術的な要因を確認のうえ、屋上の緑化や駐車場の緑化を推進し、地域のランドマークとなる緑化を推進します。さらに、公共施設の接道部は、植栽を前面に配置し、歩行者の緑の視認性を高め、緑視率の向上につながる緑化を推進します。

【施策の実施時期】 ※短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・教育施設との連携（長期）
- ・公共施設の緑視率の向上（長期）

施策 5 民有地の緑化

本市の埋立地における開発事業は概ね終盤に入りますが、第1期の埋め立てにより開発された施設が更新の時期を迎えつつあることから、引き続き、宅地開発事業等に関する条例などに基づき、適切な植栽計画の実施を推進します。沿道との接道部では、生垣や植栽を施し、うるおいや四季の彩りを感じる緑化空間の整備や周辺景観と調和した緑地の確保を推進します。

また、一定規模以上の工場、事務所、住宅地などを対象に条例に基づく指導や緑化協定の締結をすることで、良好なみどり環境の保全を図ります。

都市拠点である駅周辺地区では、緑地の確保や緑視率の向上が図られるよう、民間の宅地開発事業などの機会を捉え、沿道へのみどりの配置や屋上緑化及び壁面緑化を推進します。

【施策の実施時期】 ※短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・民有地の再開発に合わせた緑化推進（長期）
- ・緑化協定締結によるみどりの保全（長期）

施策の方向 2-1

防災・減災の推進

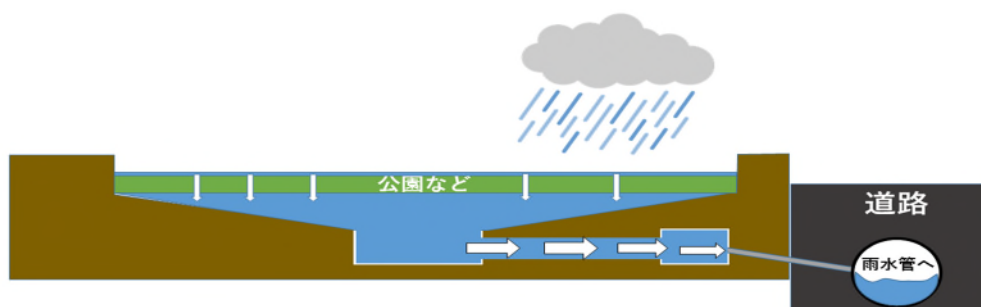
公園や緑地は、災害時の一時避難場所や雨水を貯留・浸透することなどで、市民をまもる機能を発揮します。

施策 6 浦安市雨水管理総合計画と連携した公園等の防災機能の充実【重点】

地球温暖化に伴う異常気象や地震などの自然災害に対し、公園などの防災機能の充実化を図ることが課題となっています。本市では、指定緊急避難場所として指定されている公園を中心に、災害時の避難場所や活動拠点などとなるよう、防災面に配慮した公園・緑地の整備を推進します。

また、雨水管理総合計画における浸水対策の基本方針では、降った雨をその場所で貯留し、雨水のピーク流出量を抑制するオンサイト貯留化が最も効果的な施策として、公園を含めた公共施設において積極的に推進することとなっています。加えて、雨水を一時的に貯留し時間をかけて地下へ浸透させるレインガーデンのようなグリーンインフラを推進することで、浸水被害を軽減することが期待できます。

そのため、公園などの整備や改修時には、オンサイト貯留、グリーンインフラの導入を検討し、浸水対策を図るため、取り組みの可視化を推進します。



オンサイト貯留のイメージ

オンサイト貯留は、大雨の時、雨が降った場所で雨水を一時的に貯めて少しずつ流すことで、周辺道路が冠水することを軽減するための役割を担っています。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・ 防災面に配慮した公園・緑地整備（中期）
- ・ オンサイト貯留の導入検討（長期）

施策 7 緑陰をもたらすみどりの充実

地球温暖化やヒートアイランド現象により、暑熱環境は今後ますます厳しさを増すことが想定され、市民の安全や健康を脅かすリスクをはらんでいます。

本市では、都市計画マスタープラン「水とみどりのまちづくり方針図」のみどりのネットワーク形成の実現を図りながら、歩行空間の緑陰形成を推進します。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・ 歩行空間の緑陰形成（長期）

施策の方向 2-2

ゼロカーボンシティの実現

資源の有効活用や新たな制度の活用を進め、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の実現に寄与します。

施策 8 剪定枝などの発生材の有効活用

樹木は成長と共に大気中の二酸化炭素を吸収し、固定することで温室効果ガスの低減に寄与しています。しかし、伐採した幹や剪定枝などの発生材を焼却処分した場合は、固定した炭素が再び大気中に放出されてしまうため、なるべく焼却せずに有効活用することが重要です。

本市では、公園緑地や道路沿い樹木の維持管理により、剪定枝などが毎年 3,000m³ 程度発生しています。現在、暫定的に設置している千鳥地区のリサイクル場では、それらを「緑のリサイクル事業」としてチップ化し、土壌改良の堆肥を製造して公園などの工事に利用しており、今後も、発生材をチップ化・堆肥化することなどで温室効果ガスの低減に努めます。また、リサイクル場の移転先についても検討を行っていきます。



植木まつりでの堆肥の無償配布

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上
・みどりのリサイクル事業の継続（長期）

施策 9 浦安市地球温暖化対策実行計画に基づく緑地の整備

本市は令和2年（2020年）7月に、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、市域における温室効果ガスの削減を計画的に推進するため、令和3年（2021年）3月に「浦安市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

ゼロカーボンシティの実現のためには、全国的な削減対策に歩調を合わせるだけでなく、市民・事業者・市の各主体が、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ対策を実行していくことが必要です。

今後は、地球温暖化対策実行計画に基づき、公園内の電灯のLED化などによる照明エネルギーの最小化をすすめていきます。

また、アサガオやゴーヤなどツル性植物で作る「みどりのカーテン」は、部屋に入る夏の強い日差しを和らげ冷房機器の節電を図る効果があります。家庭や公共施設などでみどりづくりを楽しみながら地球温暖化対策のひとつとして取り組める活動について、普及啓発を推進します。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上
・地球温暖化対策実行計画との連携（長期）

市民の健康への貢献

みどりに触れ、楽しみながら心身を整え、みどりを介して人と繋がることで市民の健康を下支えします。

施策 10 健康活動を推進するきっかけづくり

新型コロナウイルスの感染拡大とともに外出自粛や密を避けるなど、「新しい生活様式」が定着することで、運動不足・コミュニケーション不足による二次的な心と身体の健康被害に対する懸念が広がっています。

公園緑地は、運動や遊びなどを通して気軽に健康づくりを行えるだけでなく、地域住民の交流の場や生き物との触れ合いの場として活用されるなど、心身共に健康的で豊かな暮らしを支える貴重なオープンスペースであることから、健康遊具の設置を推進します。

また、コロナ禍においても本市では市民が安心して公園緑地を利用できるようにするため、注意喚起などの必要な感染防止対策を推進します。



三番瀬沿い緑道に設置された健康遊具

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・健康遊具の設置推進（短期）
- ・コロナ禍における公園利用の推進（短期）

施策 11 健康活動を楽しめるみどりの整備

みどりには、健康活動としての場の機能が期待されており、心身や健康を下支えするためには、スポーツや散策を楽しめる緑道などをさらに充実していくことが重要です。

旧江戸川護岸においては、緑化を促進し、しおかぜ緑道、沿岸部までを結ぶ水辺の道を形成するとともに、連続性のあるウォーキング・ジョギング・サイクリングロードの創出を図ります。

また、みどりのネットワークに位置づけられた第二東京湾岸候補道路の未利用地の緑道整備を推進します。

さらに、現在整備中の舞浜海岸については、ウォーキング・ジョギング・サイクリングロードとしての利用を想定し、距離表示サインや、ベンチなどの休養施設を配置します。



開放された旧江戸川緩傾斜護岸
(富士見 2 丁目から堀江橋付近)



高洲地区第二東京湾岸候補道路未利用地の
緑道整備イメージ

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・第二東京湾岸候補道路未利用地の緑地整備（短期）
- ・ウォーキング、ジョギング、サイクリングロードの整備（短期）

施策の方向 3-1

彩り豊かなまちの演出

市民や事業者と協力し、地域のニーズに合ったみどりを創出することで、魅力あふれたまちを演出します。

施策 12 民間活力を活用した公園整備・管理【重点】

平成 29 年 6 月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、民間による公園緑地の整備や維持管理について、公募設置管理制度（Park-PFI）が新たに設けられ、事業者が設置する公共還元型収益施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されるようになりました。

本市では法改正を踏まえ、公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討し、民間活力を活用しながら、公園の新たな魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組みます。

また、公園などの自主管理や移動販売車（キッチンカー）の出店、寄附による遊具やベンチ等の設置など複数の民間参画の方法を検討し、多様な主体の参加を促します。



民間による公園整備・管理イメージ
出典：「公募設置管理制度について」
(国土交通省)

- 【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上
- ・公園内における移動販売車（キッチンカー）の出店（短期）
 - ・民間活力の活用検討（長期）

施策 13 景観を楽しめる緑化の推進

緑化の推進にあたっては、歴史的・文化的景観との調和を図ることで、魅力ある都市景観を生み出すことができます。周辺環境に大きな影響を与える一定規模以上の建築行為などについては、宅地開発事業等に関する条例や景観条例・景観計画等に基づき、周辺環境と調和したみどりの創出・維持が図られるよう、適切に規制や誘導を実施します。

商業・業務エリアの緑化にあたっては、高齢者や障がいのある方を含め、だれもがみどりに親しめるようユニバーサルデザインの考えに基づくことはもとより、壁面緑化を含め多様な緑化手法により、周辺環境と調和した賑わいや四季の彩を感じる緑化空間の整備が図られるよう誘導します。

浦安駅や新浦安駅周辺においては、駅前空間に植栽や花壇などでにぎわいが感じられるよう緑化を推進し、緑視率の向上を図ります。舞浜駅周辺においては、市民や事業者と連携し、リゾート地に相応しい魅力ある緑地の創出と維持管理を推進します。

また、公共施設などの沿道部と歩道の一体的な整備や、旧江戸川、境川などの河川整備に伴い緑化を図ることで、それぞれの特徴を活かした緑化空間を創出します。

- 【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上
- ・景観に配慮した緑化の推進（長期）
 - ・駅周辺、沿道部のそれぞれの特徴を活かした緑化の推進（長期）
 - ・公園と河川管理用通路の一体的な整備（短期）

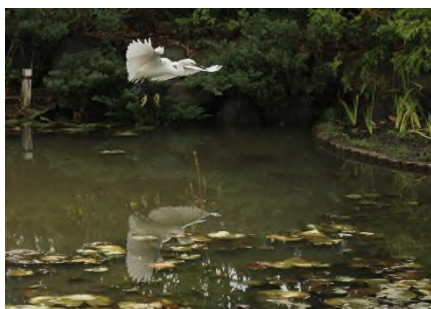
施策 14 生きものの生息・生育に配慮した緑化の推進

都市において生物多様性を確保するためには、緑地の質の向上に加え、動植物が生息・生育するために必要な空間的広がりやつながりを確保し、有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが必要です。

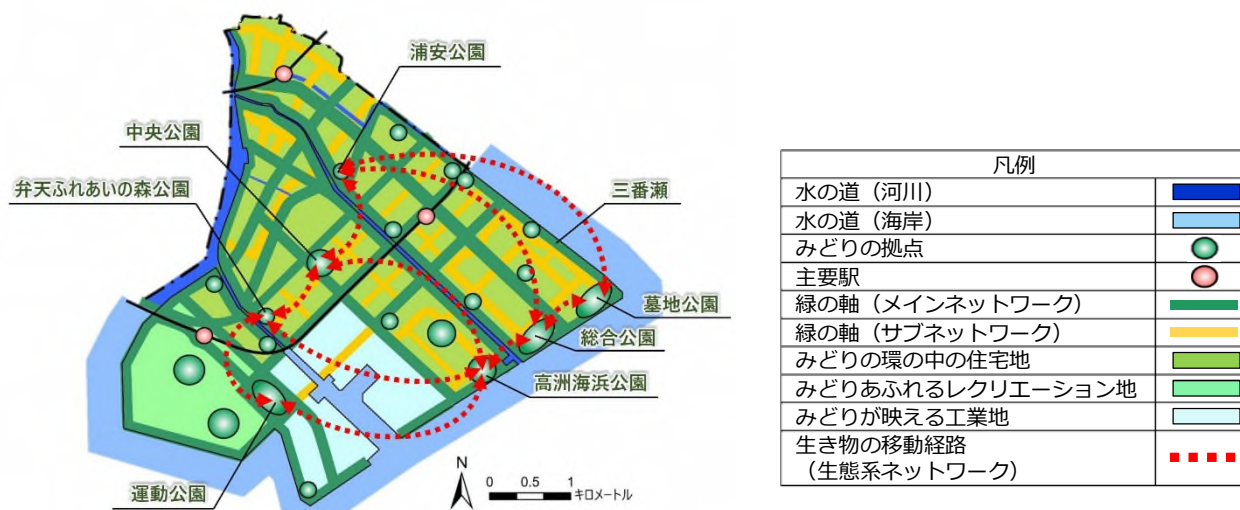
本市は、鳥類については三番瀬などの豊かな水辺環境を反映し、カモやサギ、カモメの仲間といった水鳥が多く生息しているほか、緑の多い公園や街路樹にはシジュウカラ、草地にはヒバリといった陸鳥が生息し、人為的に整備された環境の中でも比較的多様な種が生息しています。

このことから、総合公園や弁天ふれあいの森公園などの拠点となる公園から、拠点地区を結ぶみどりのネットワークを軸に生きものの生息・生育に配慮した緑化を推進することで、市内に生息する鳥類などの生きものの移動を助け、さらに多様な生きものの生息が期待されます。

そのため、みどりのネットワークを形成する公園や緑道の整備・緑化の推進にあたっては、動植物種の空間的な広がりやつながり、日照条件、植栽基盤などを踏まえ地域に合った樹種の選定やいきものの生育環境の創出を図ります。民有地においても生態系に配慮した質の高い緑化を推進するため、事業者の取り組みを推進する認証制度や認定制度について検討します。



弁天ふれあいの森公園に飛来する鳥類



生き物の移動経路（生態系ネットワーク）イメージ

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・生物環境に配慮した公園緑道整備の推進（長期）
- ・事業者の取り組みを推進する認証制度や認定制度の検討（中期）

施策の方向 3-2

共創によるみどりの維持管理

多様なアプローチで市民が主体的にみどりづくりや維持管理に関わり、活動を通して自己実現を図る機会を増やし、市と市民の共創によるみどりの維持管理に取り組みます。

施策 15 市民による緑地維持管理活動に対する支援の充実【重点】

本市では、生垣設置費用の一部について補助金を交付する「いけがき設置奨励事業補助金制度」や、緑化活動を行う団体に対しての場所の提供や物品の貸与などを行う「公園等里親制度」、「緑化活動支援制度」を進めています。

生垣については、設置時の助成金について1用地あたりの利用回数の見直しを行うほか、設置後のメンテナンス不足によって越境などのトラブルが生じていることから、技術指導などの維持管理に関する支援の充実を図ります。

また、樹木医の派遣や病害虫対策などを含めた樹木の維持管理に関する技術支援など、住宅地や住宅団地で、市民が維持管理活動を継続するための方策について検討します。

公園ボランティアの活動団体に対しては、みどりに関する情報収集や情報提供、相談ができるような中間支援者の設置を検討します。将来的には、中間支援者が活動団体に対する支援や、団体同士の連携促進を担うことをめざします。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・緑化活動支援制度の継続（長期）
- ・生垣などの維持管理活動への支援検討（短期）
- ・公園ボランティア支援の中間支援者の創出検討（長期）

施策 16 公園施設長寿命化計画の推進

本市が管理する公園は、整備から長い年月が経過したものも多く、今後の老朽化に対する施設の安全対策の強化、および改修・更新費用の平準化を図る必要があります。

今後も引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全的な管理や照明灯のLED化など計画的な改修を実施します。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・公園施設長寿命化計画の推進（長期）
- ・公園照明のLED化（中期）

施策の方向 4-1

居心地の良い場所の提供

公園施設等の再整備によって、子ども、高齢者、障がいのある方等誰もが楽しめる公園が公園利用者を増やし、活気あふれるまちを支えます。

施策 17 誰もが使いやすい公園施設などの再整備

公園施設などの再整備にあたっては、市民による活用や維持管理などの展開を見据えた住民参加型の公園づくりを行うことにより、住民のニーズを踏まえた遊具や施設のあり方の見直しなどを進めます。さらに、Uモニ^{注)}による簡易的な公園などの利用実態調査や満足度調査など、継続して実施可能なみどりの実態調査のあり方について検討を進めます。

また、公園施設などの再整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を推進します。また、大規模な公園では、インクルーシブ遊具の設置など、子ども、高齢者、障がいのある方等誰もが楽しめる公園への再整備を検討します。



住民参加の公園づくり実施イメージ
(画像は舞浜公園再整備ワークショップ)

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・実態調査のあり方検討（短期）
- ・住民参加型の公園づくり（長期）
- ・住民のニーズを踏まえた遊具や施設のあり方の見直し（中期）
- ・大規模な公園のインクルーシブ遊具設置などの検討（長期）

施策 18 広報・普及啓発の強化【重点】

市民活動の活性化を図るため、本市のみどりに関する取り組みを若い世代を含めた多くの市民が認識できるよう、広報紙や地方紙、ホームページにて周知し、さらに市の公式 SNS や駅前のデジタルサイネージの活用など、広報を強化します。

また、みどりの活用方法や花の見どころの場所などの情報発信を積極的に行うほか、緑化活動団体と連携しながら、定期的にイベントや講座を開催します。また、開催情報の周知に努め、市民が気軽に参加できる多彩なイベントを通してみどりと触れ合う機会を増やす取り組みを推進し、啓発を行います。

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・みどりに関する取り組み、イベントの開催、広報・啓発強化（短期）

注) Uモニ（浦安市インターネット市政モニター制度）は、市民の皆さんに、パソコンや携帯電話から「モニター登録」をしていただき、インターネットやEメールを利用して、市からのアンケート調査にお答えいただく制度です。身近な行政課題などについて、市民の皆さんの意見・意向を伺い、これからのまちづくりの参考にさせていただくことを目的としています。

施策の方向 4-2

学びの機会の提供

市民が自らみどりのまちづくりに関わりながら、多くの学びの機会を得る体制を充実させます。

施策 19 市民参加による環境モニタリング

公園緑地の質を維持・向上を図りつつ、市民がみどりに対して興味を持ち、市民がみどりのまちづくりに関わるきっかけを増やすために、公園の樹木や街路樹などの枯損、病虫害の発生などを通報する市民モニタリング制度の創設やUモニの活用を検討します。さらに、市民から集められた情報を効率的に管理するためのデータベース化を進め、病虫害の発生予測に役立てるなどの活用を図ります。



市民モニタリングのイメージ

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・市民が公園や街路樹の問題を通報する制度、システムの導入検討（中期）

施策 20 環境教育の推進

多様な水鳥が生息する三番瀬の自然観察ができ、環境学習の場としても活用できる三番瀬環境観察館や、総合公園などの拠点を活用し、子どもを対象としたみどりとふれあう体験学習、生涯学習としての環境教育を推進するとともに、緑化講習会や公園緑地の整備・改修に関するワークショップへの参加を通して、市民が実際にみどりのまちづくりを体験できる場を創出します。

緑化活動に関しては市民一人ひとりの活動が重要であることから、今後も緑化活動団体などと連携して人材育成を推進するとともに、自治会などを通じ、植栽などの管理者の維持管理技術の向上と緑化活動の活性化を図るため、定期的な出前授業や技術講習会の実施を促進します。

また、住宅地の管理組合、自治会などと連携し、住民同士の緑化活動を活性化する方法の一つとして、イベントや表彰制度などのあり方についても検討を行います。



環境教育の様子

【施策の実施時期】 短期：1～3年、中期：3～5年、長期：5年以上

- ・体験学習・講座などの環境教育の充実（長期）
- ・植栽の維持管理技術を学ぶ講習会の促進（長期）
- ・住民同士の緑化活動を活性化する方法としてのイベントや表彰制度等のあり方検討（長期）

第5章

ゾーン別方針及び

緑化重点地区

I ゾーンの区分けについて

II ゾーン別方針

1 住宅ゾーン

1-1 専用住宅エリア

1-2 複合住宅エリア

1-3 商業・業務エリア

1-4 沿道利用型複合エリア

1-5 海辺交流エリア

2 工業ゾーン

3 アーバンリゾートゾーン

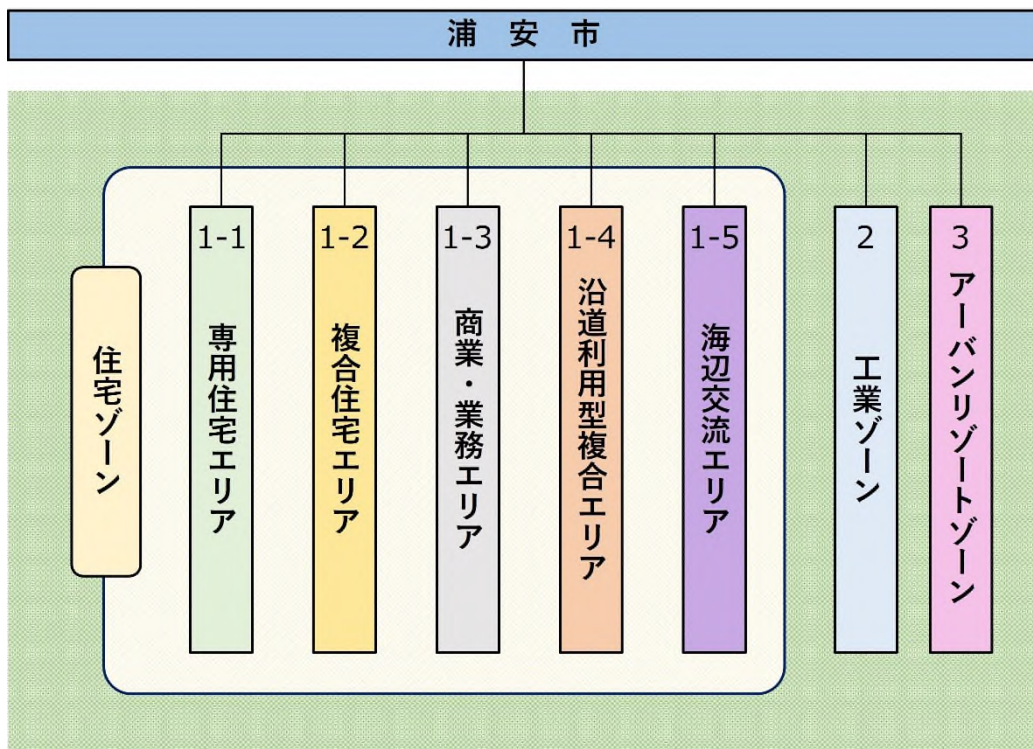
III 緑化重点地区

I ゾーンの区分けについて

総合計画において、本市は「住宅ゾーン」、「工業ゾーン」、「アーバンリゾートゾーン」の3つの都市構成に分けて基本計画が策定されています。

また、浦安市都市計画マスタープランにおいては、「住宅ゾーン」をさらに5つのエリアとして、「専用住宅エリア」、「複合住宅エリア」「商業・業務エリア」、「沿道利用型複合エリア」、「海辺交流エリア」に区分することにより、「工業ゾーン」、「アーバンリゾートゾーン」を含めた7つの地区特性に応じた整備方針を設定しています。

緑の基本計画では、浦安市都市計画マスタープランに準じた7つのゾーン及びエリアに分けて方針を策定します。



本基本計画では、7つのゾーン及びエリアに応じた方針を策定

図 5-1 浦安市都市計画マスタープラン（令和3年3月）に準じた7つのゾーン及びエリア

1 住宅ゾーン

1-1 専用住宅エリア

専用住宅エリアは、戸建て住宅、低層集合住宅、マンションなどの住宅地を計画的に開発されたエリアを多く含むエリアです。

1-2 複合住宅エリア

複合住宅エリアは、住宅を中心として商業施設や工業施設と複合する地区で、昔ながらの漁師町の面影や、歴史的・文化的な景観が残されているエリアです。

1-3 商業・業務エリア

商業・業務エリアは、多様な都市機能を備える「駅周辺地区」、行政・文化・福祉機能の中心となる「シビックセンター地区」、日常生活を支える身近な生活利便施設を備える「近隣商業地区」を含むエリアです。

1-4 沿道利用型複合エリア

沿道利用型複合エリアは、やなぎ通りとシンボルロード、大三角線、都市計画道路 3・1・7号（明海鉄鋼通り線）などの主要幹線道路の沿道エリアです。

1-5 海辺交流エリア

海辺交流エリアは、日の出、明海、高洲の海に面した、水際線に位置するエリアです。

2 工業ゾーン

工業ゾーンは、事業所、物流倉庫が大部分を占め、鉄鋼流通を核とした流通・加工・業務の機能を備えたゾーンです。

3 アーバンリゾートゾーン

アーバンリゾートゾーンは、舞浜地区のうち、テーマパークやホテル群の立ち並ぶゾーンです。

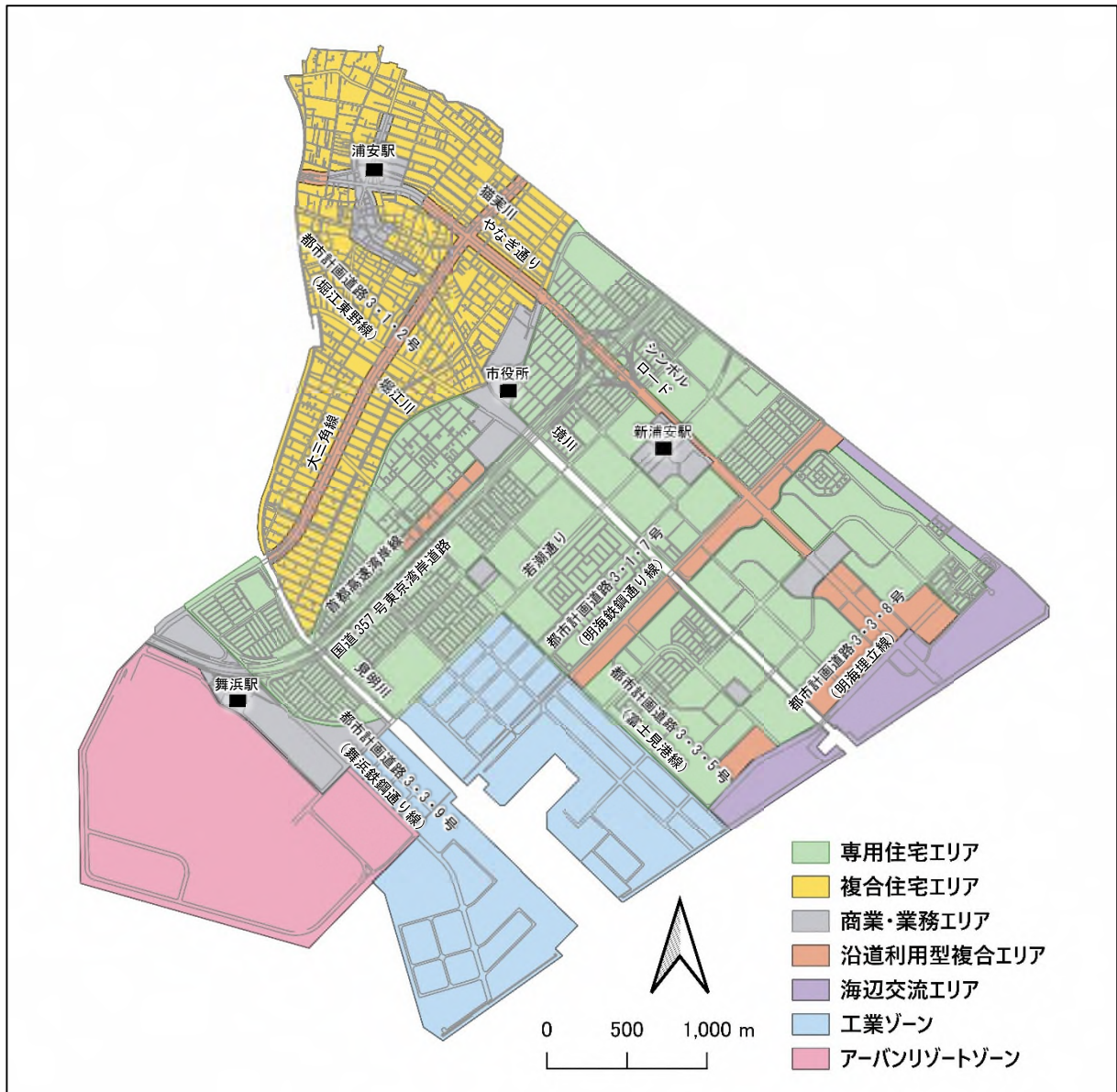


図 5-2 浦安市都市計画マスタープランに準じた7つのゾーン及びエリア位置図

II ゾーン別方針

1 住宅ゾーン

1-1 専用住宅エリア

専用住宅エリアにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① 住宅地の緑地等の維持管理に関する対策の検討（施策 15、施策 20）

専用住宅エリアのみどりの多くは集合住宅団地の緑地が支えているため、市民一人ひとりの緑化活動が重要になります。環境教育を推進し、各自治会等と連携し住民同士の緑化活動を活性化するためのきっかけづくり病虫害対策などを含めた樹木の維持管理に関する技術支援など、将来的な住宅団地の緑地等の維持に向けた対策の検討を進めます。

方針② 市民活動による公園緑地等の維持管理と人材の育成（施策 15）

専用住宅エリアは計画的な公園整備が進んだこともあり、身近な緑の量に対する市民満足度は高いものの、公園緑地が多いため維持管理の困難さが課題となっています。公園緑地を含め、社会資本の維持管理や更新に係る費用の増大も大きな問題であることから、周辺住民のニーズの把握を進めながら、公園里親制度等により公園等の利活用と維持管理を推進します。また団体との連携を深め、公園緑地の維持管理を支える人材の育成を行います。

方針③ 緑化活動団体の交流を促進する支援の充実化（施策 15）

本市では 41 団体 1,100 名（令和 2 年（2020 年）現在）の市民ボランティアが緑化活動を推進していますが、今後さらに緑化活動団体の取り組みの活発化を図るため、みどりに関する情報収集や情報提供、相談ができるような中間支援者の設置を図ります。将来的には、中間支援者が活動団体に対する支援や、団体同士の連携促進を担うあり方をめざします。

方針④ 災害リスクの低減を図る公園緑地の創出、再整備の推進（施策 6）

公園の整備や改修時には、雨水による浸水被害を回避・低減するため、水害ハザードマップ予想データや雨水管理総合計画を基に、オンサイト貯留、レインガーデンの導入を検討し、取り組みの可視化を進めていきます。

方針⑤ みどりのネットワークを形成する街路樹の植え替えと育成の推進（施策 2）

市役所通りやさくら通り沿いの桜並木等のように、高齢化による倒木や落枝等の可能性がある街路樹について、樹木医の診断結果等を踏まえ、順次植え替えと育成を推進します。なお、植え替えにあたっては、生育環境を考慮し街路樹の再生を図るほか、街路樹台帳を順次作成し、樹木の健全な生育を図ります。

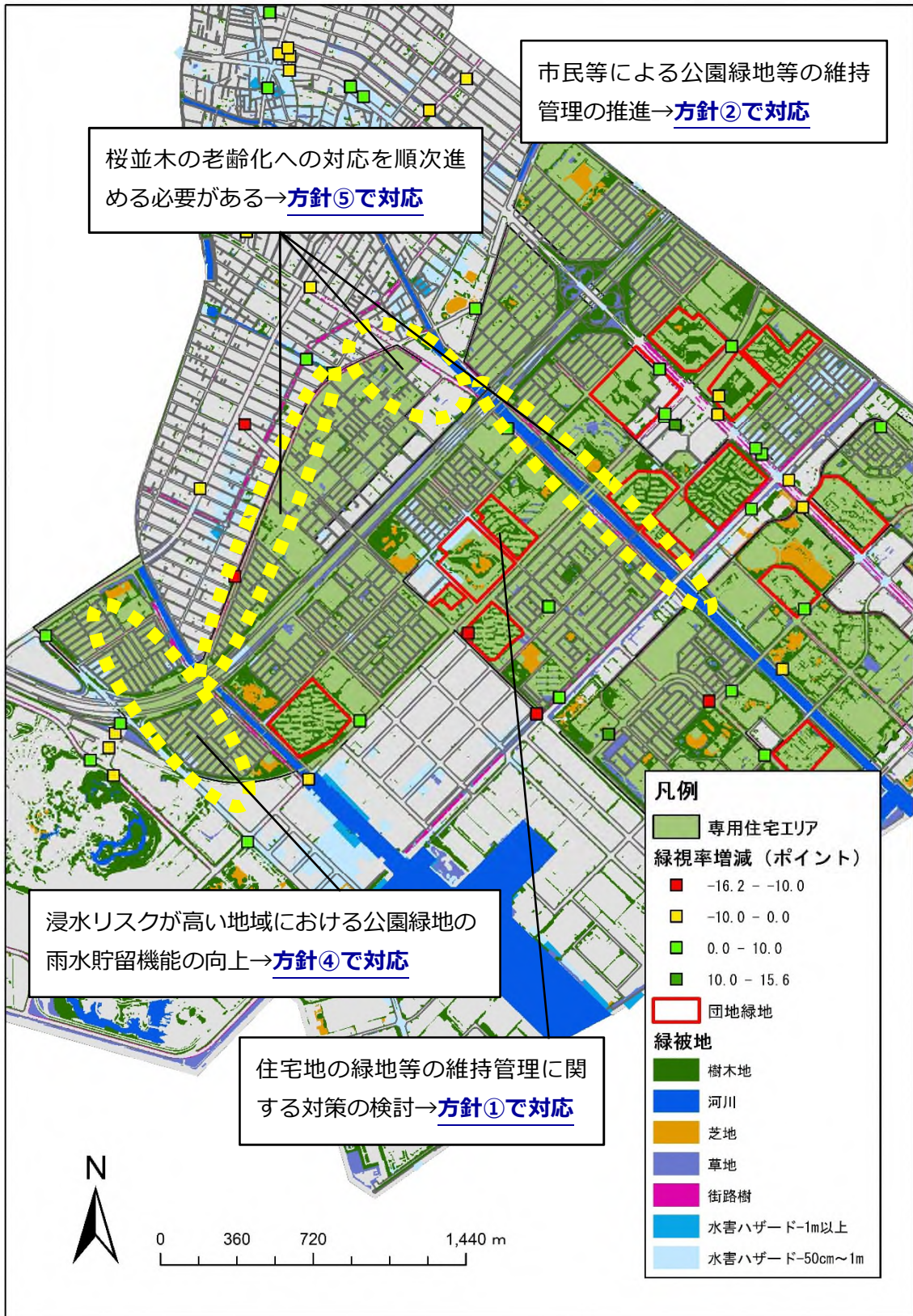


図 5-3(1) 専用住宅エリアにおけるみどりの課題図

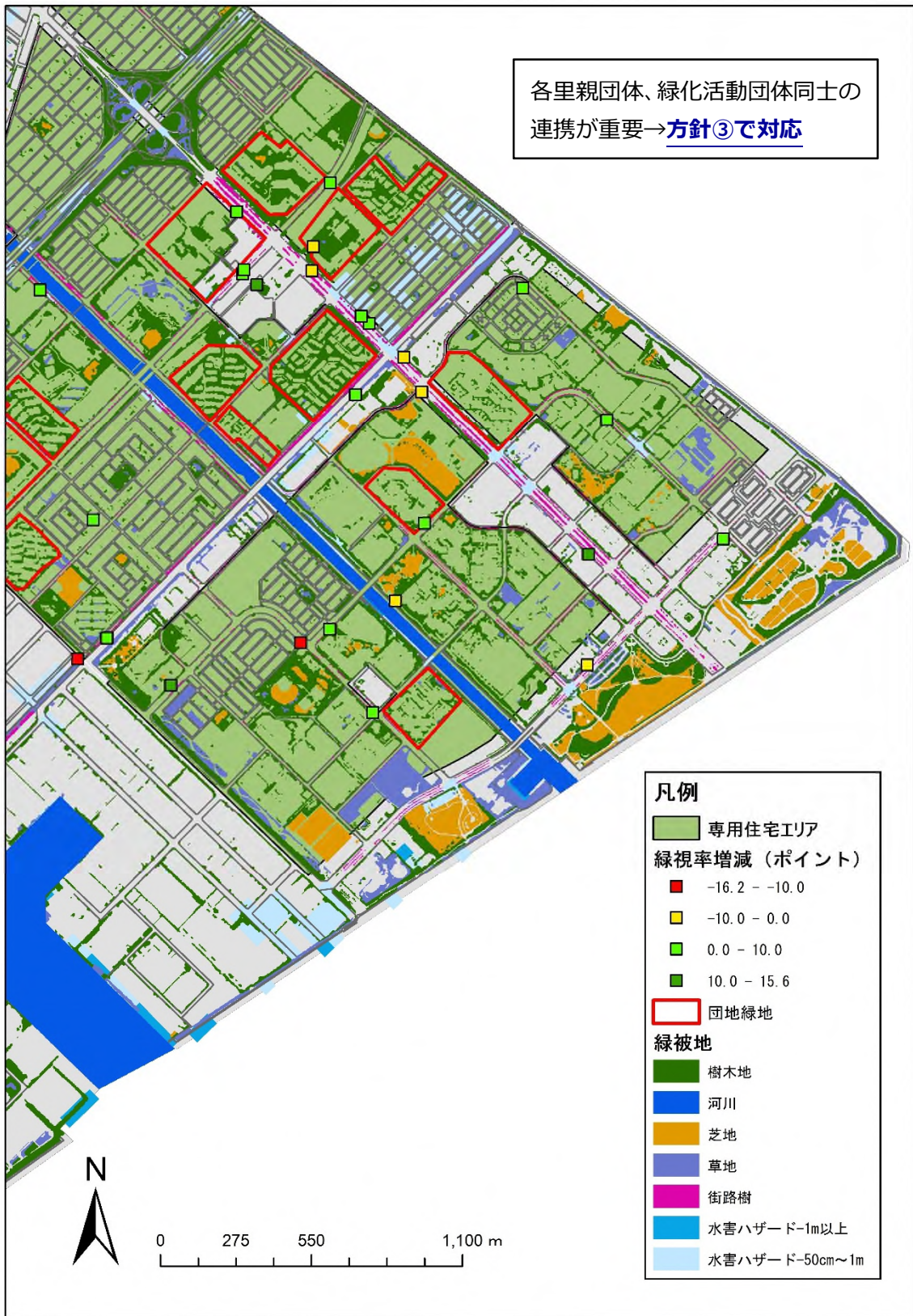


図 5-3(2) 専用住宅エリアにおけるみどりの課題図

1-2 複合住宅エリア

複合住宅エリアにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① さまざまな拠点となる公園緑地の積極的な創出（施策 1）

複合住宅エリアの公園が不足する状況は、地域住民のみどりとの触れ合いの機会を損ねるだけでなく、災害時において防災上の拠点が不足する事から重要な課題です。現在、堀江3丁目や猫実4丁目では新たな公園整備を進めており、その他の地域においても市街地整備に合わせた新たな緑地の創出や、段階的な整備による公園の拡充、借地公園制度や立体都市公園制度の検討など、様々な手法により更なるみどりの充実を図ります。

方針② 地域の歴史・文化とみどりの一体的な魅力ある地域づくり（施策 1、施策 13）

複合住宅エリアでは県・市指定の有形文化財が集積しており、これらの歴史・文化を伝える建造物と一体的にみどりの保全・創出を図ることで、景観を楽しめる緑化を推進し、地域の魅力アップに寄与します。

具体的には、堀江3丁目や猫実4丁目における新たな公園予定地は、旧宇田川家住宅、旧大塚家住宅、猫実の庚申塔に近接していることから、境川の親水空間の創出と併せてこれらの文化的価値を活用し、魅力ある拠点の創出を図ります。

方針③ 浦安駅周辺や道路沿道の緑化の推進（施策 2、施策 9、施策 13）

浦安駅周辺はまちの玄関口でもあるため、駅前空間に植栽や花壇などでにぎわいが感じられる緑化を積極的に行い、四季の彩りを感じるみどりの充実により魅力向上に努めるとともに、みどりのネットワークを形成するやなぎ通りや大三角線沿道において緑化を推進します。また、いけがき設置奨励事業により、沿道住民と協力しながら緑視率と防災性の向上を図ります。

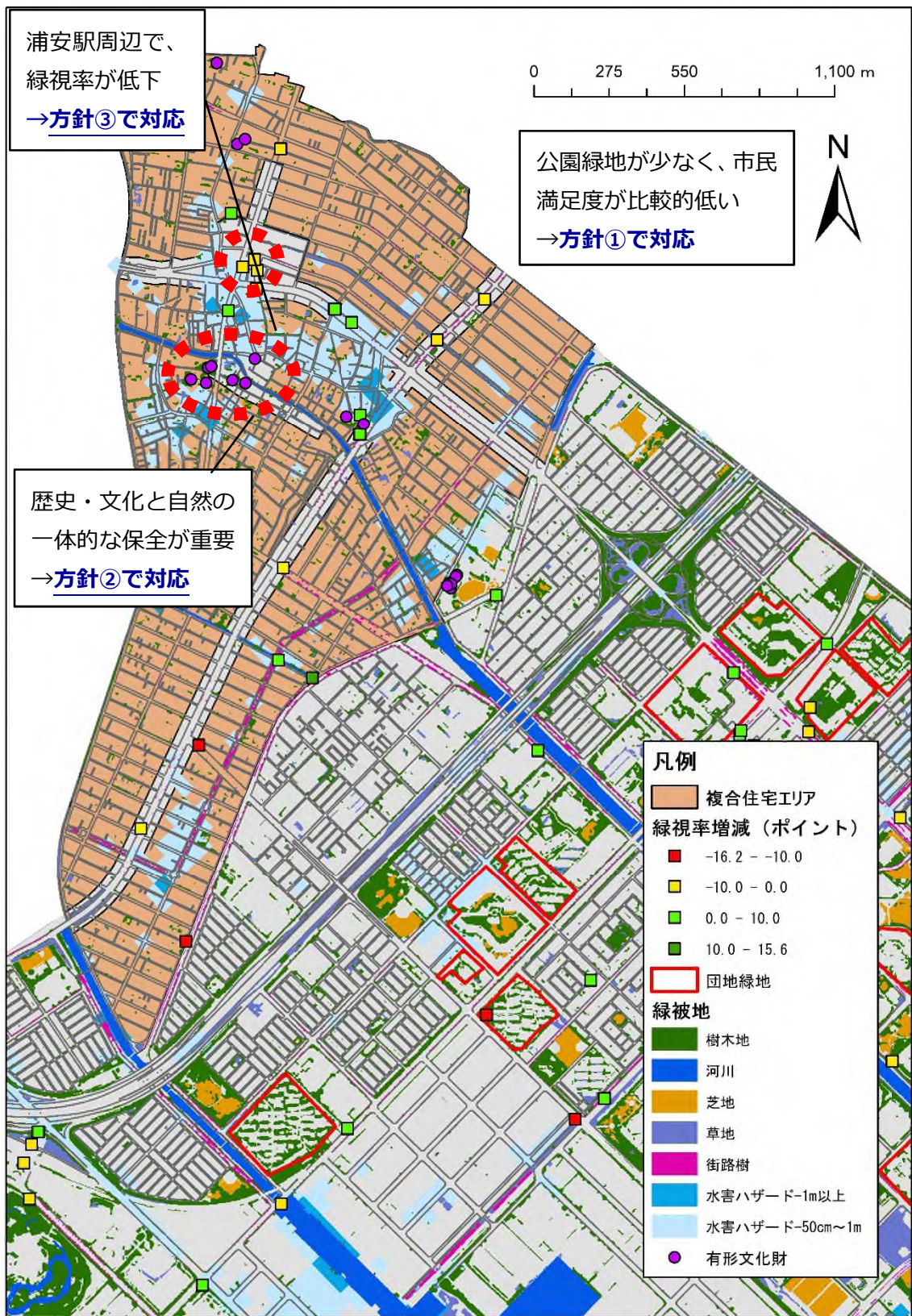


図 5-4 複合住宅エリアにおけるみどりの課題図

1-3 商業・業務エリア

商業・業務エリアにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① 浦安駅周辺や道路沿道の緑化の推進（施策 2、施策 13）

浦安駅や新浦安駅周辺はまちの玄関口でもあるため、駅前空間に植栽や花壇などでのぎわいが感じられる緑化を積極的に行い、四季の彩りを感じるみどりの充実により魅力向上に努めます。

方針② みどりに関する取り組みの広報、普及啓発（施策 18）

SNS や駅前のデジタルサイネージ等を活用し、若い世代を含めた多くの市民に対して情報発信の強化を推進します。魅力ある新たな拠点の創出等をきっかけとした各種イベントにおいて、本市のみどりに関する取組を知ってもらう機会を増やし、地域の緑化に対する機運の底上げを図ります。

方針③ シビックセンター地区公共施設の緑化（施策 4）

市役所などの公共施設の接道部や壁面において、植栽を前面に配置し、緑視率の向上につながる緑化を推進します。

方針④ 民間開発に合わせた民有地緑化の推進（施策 5）

新たな商業施設などの開発にあたっては、開発指導などにより緑地の確保や屋上及び壁面緑化を推進することで緑視率の向上を図ります。

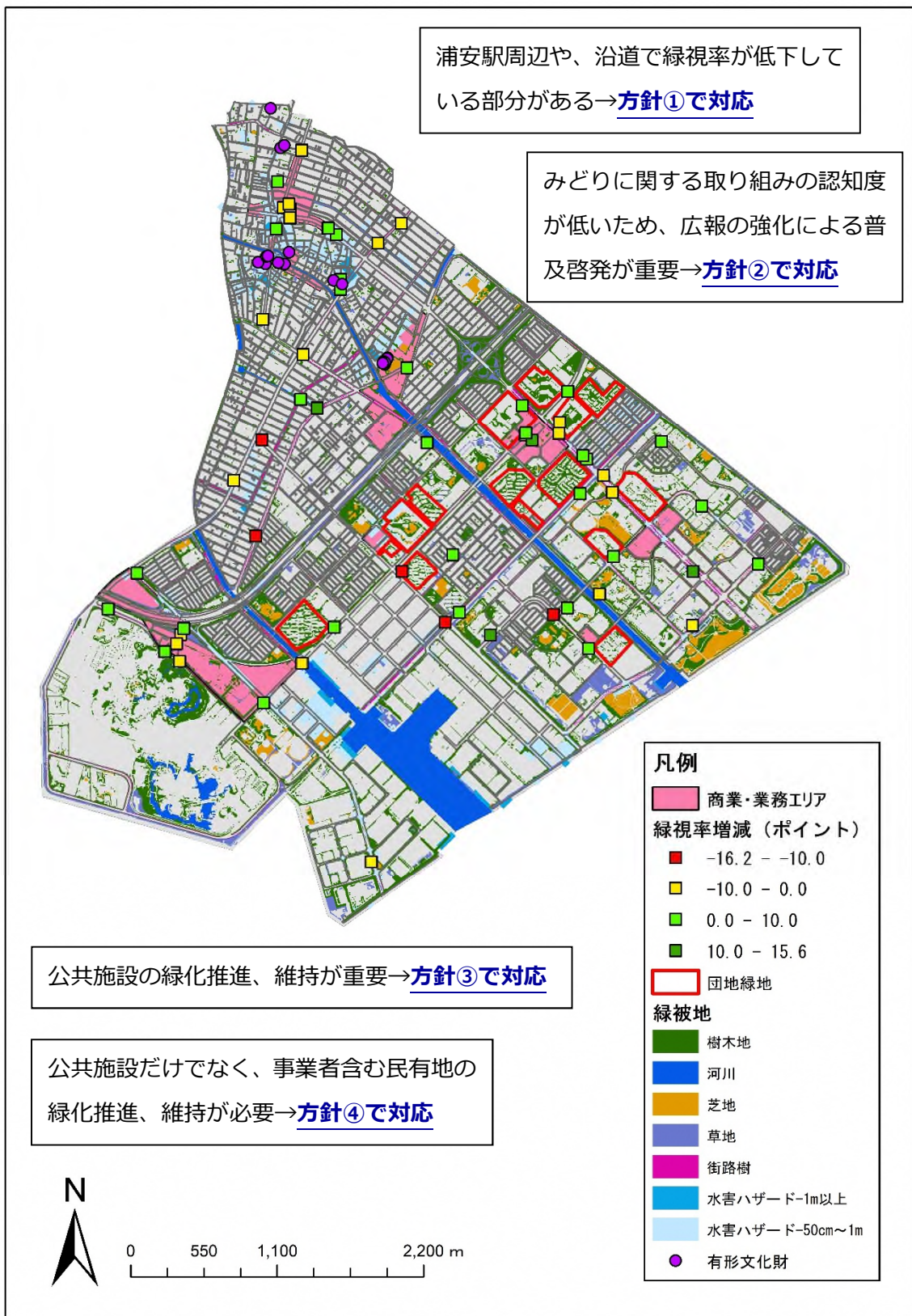


図 5-5 商業・業務エリアにおけるみどりの課題

1-4 沿道利用型複合エリア

沿道利用型複合エリアにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① みどりのネットワークを形成する街路樹の植え替えと育成の推進（施策2）

みどりのネットワークを形成する街路樹について、老齢化による倒木や落枝等の可能性がある樹木を特定し、樹木医の診断結果等を踏まえ、順次植え替えと育成を推進します。

なお、植え替えにあたっては、生育環境を考慮し街路樹の再生を図るほか、効率的な管理が図られるよう、維持管理マニュアルの作成に取り組むとともに、台帳の更なる活用に取り組み、樹木の健全な生育を図ります。また、これまでに撤去された街路樹の補植も順次進めます。

方針② 第二東京湾岸候補道路未利用地の整備（施策3）

沿道利用型複合エリアのうち、みどりのネットワークに位置づけられた高洲地区の第二東京湾岸候補道路未利用地について、緑道整備を進めます。

方針③ 民間開発に合わせた民有地緑化の推進（施策5）

沿道の商業施設及び住宅などの開発にあたっては、開発指導などにより緑地の確保や屋上及び壁面緑化を推進することで緑視率の向上とともに、みどりのネットワーク形成を図ります。

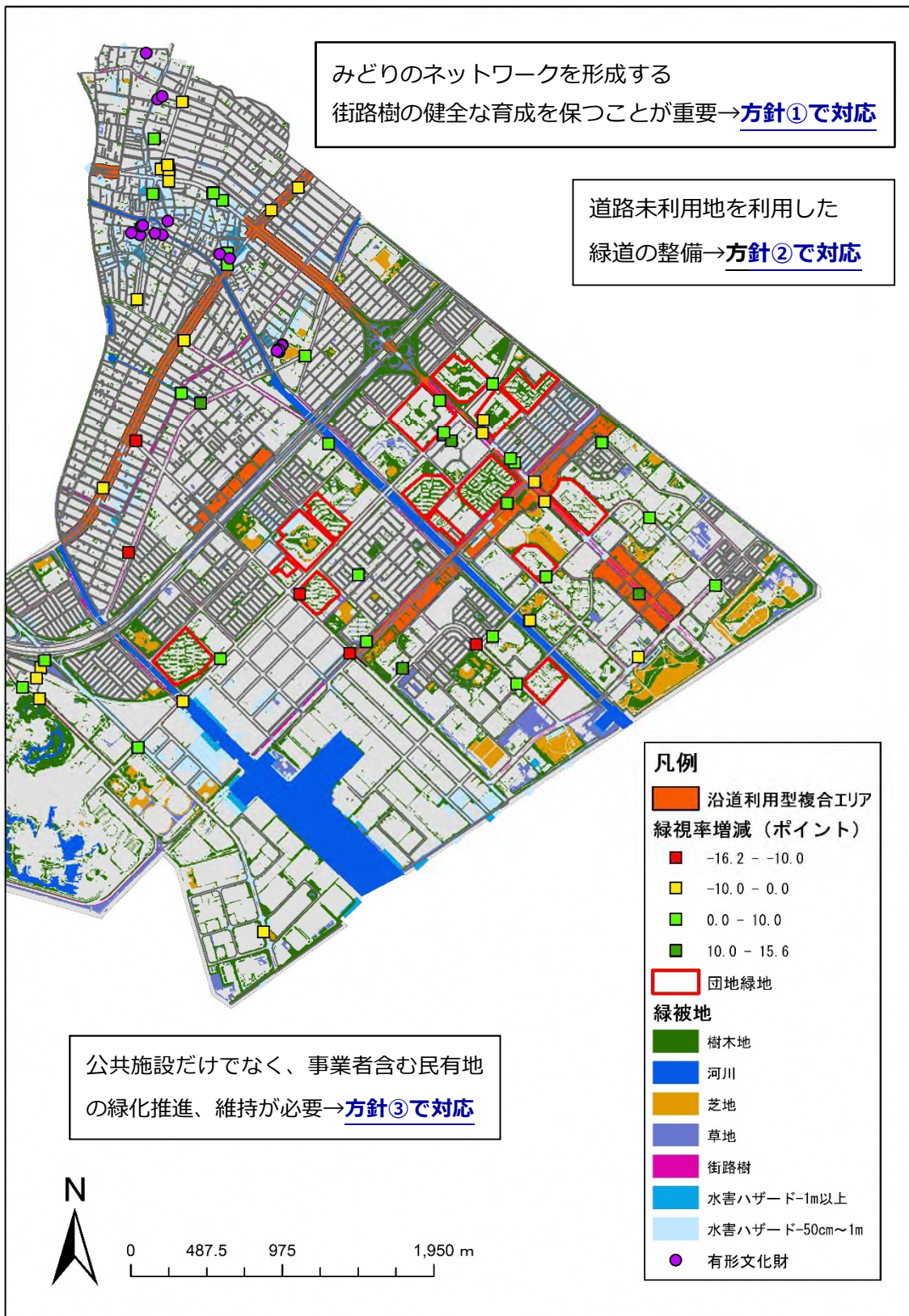


図 5-6 沿道利用型複合エリアにおけるみどりの課題図

1-5 海辺交流エリア

海辺交流エリアにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① 海辺沿いの緑道等における施設の充実（施策3）

海辺交流エリアは市内で最も公園緑地の整備が進んだエリアであり、今後は利活用に向けて公園施設を充実させます。具体的には、海辺沿いの緑道において東屋、ベンチなどの整備を進め、サイクリングロード・ウォーキングロードとして利用しやすくなるような機能を高めます。

方針② 民間活力の活用による質の高い公園緑地の創出（施策3、施策12、施策15）

総合公園や高洲海浜公園等の規模の大きい公園において、利活用の高度化と維持管理の効率化を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の活用を検討し、魅力ある公園緑地の創出を図ります。

なお、明海・高洲地区公園エリアにおいては、高洲海浜公園を拡張し、境川河口付近等の水辺や総合公園との連続性を持たせた公園整備を進めます。

方針③ 拠点施設等を活用した環境教育の推進（施策14、施策20）

三番瀬環境観察館やビオトープ等の拠点を活用し、緑化活動団体等との連携を図りながら小中学校等の学生を対象にした環境教育の推進を図ります。

また、拠点施設の活用について市民のニーズ等の把握も進め、必要に応じて親子向けの体験講座や生涯学習としての環境教育など、段階的に活用の裾野を広げます。

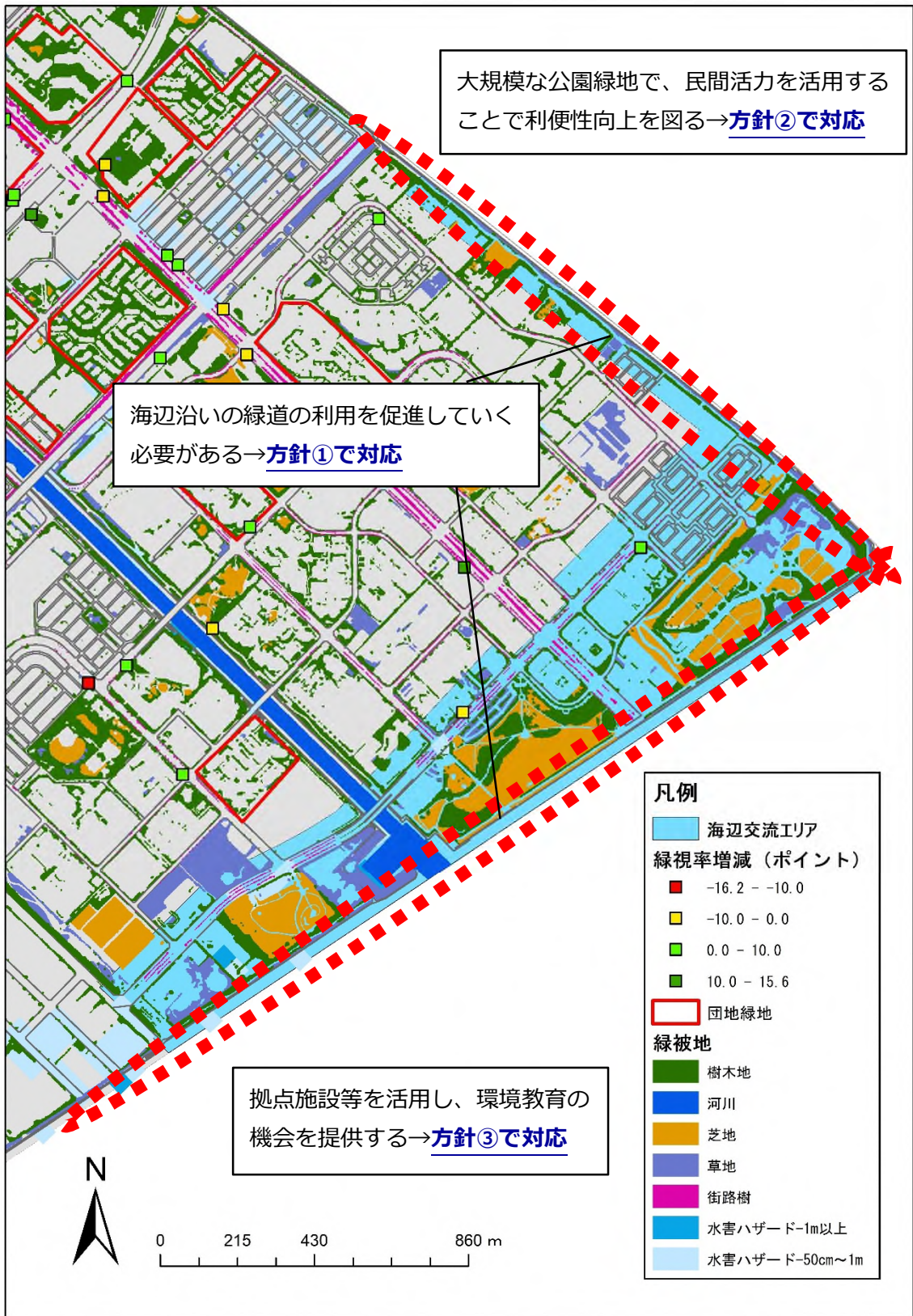


図 5-7 海辺交流エリアにおけるみどりの課題図

2 工業ゾーン

工業ゾーンにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① 緑化協定に基づく維持管理実施状況の確認の推進（施策5）

鉄鋼を中心とした加工物流事業者や物流倉庫が大部分を占める工業ゾーンは、各事業者の敷地外構部に設置された緑地が主要なみどりとなっています。ほぼ全域で緑化協定が締結されていることから、引き続き事業者と連携し、緑化協定に基づく緑地の質の維持・向上により、良好なみどり環境の保全を図ります。

なお、緑地の状態について定期的な確認を行う方法等についても検討を進めます。

方針② 事業者における緑化の推進（施策5）

みどりが少ない建物での緑化を推進するため、事業者と協力し、新たな事業所等の建設や建替え等の際に緑化指導や緑化協定の締結を推進します。

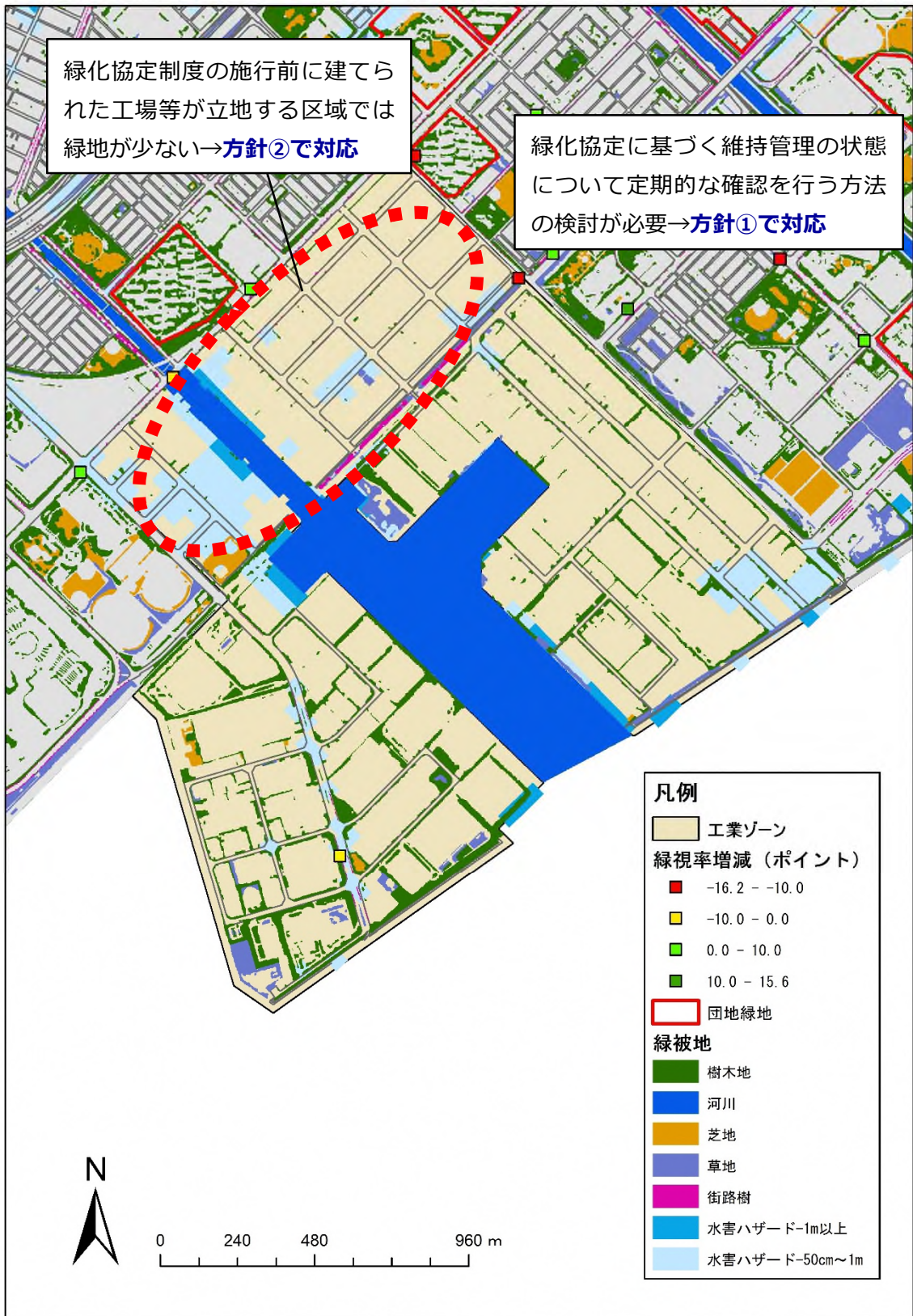


図 5-8 工業ゾーンにおけるみどりの課題図

3 アーバンリゾートゾーン

アーバンリゾートゾーンにおけるみどりの方針は以下のとおりです。

方針① 駅周辺の魅力あるみどりの創出（施策 13）

舞浜駅周辺は当地域の玄関口であることから、市民や事業者と連携し、リゾート地に相応しい魅力ある緑地の創出と維持管理を推進します。

方針② 海岸沿いの緑地、緑道の整備（施策 3、施策 11、施策 13）

舞浜海岸遊歩道の利活用を図るため、リゾート地の景観と調和を図りながら、ジョギング、サイクリング、ウォーキングロードとしての整備を推進します。

方針③ みどりに関する取り組みの広報、普及啓発（施策 18）

SNS や駅前のデジタルサイネージ等を活用し、若い世代を含めた多くの市民に対して情報発信の強化を推進します。魅力ある新たな拠点の創出等をきっかけとした各種イベントにおいて、本市のみどりに関する取組を知ってもらう機会を増やし、地域の緑化に対する機運の底上げを図ります。

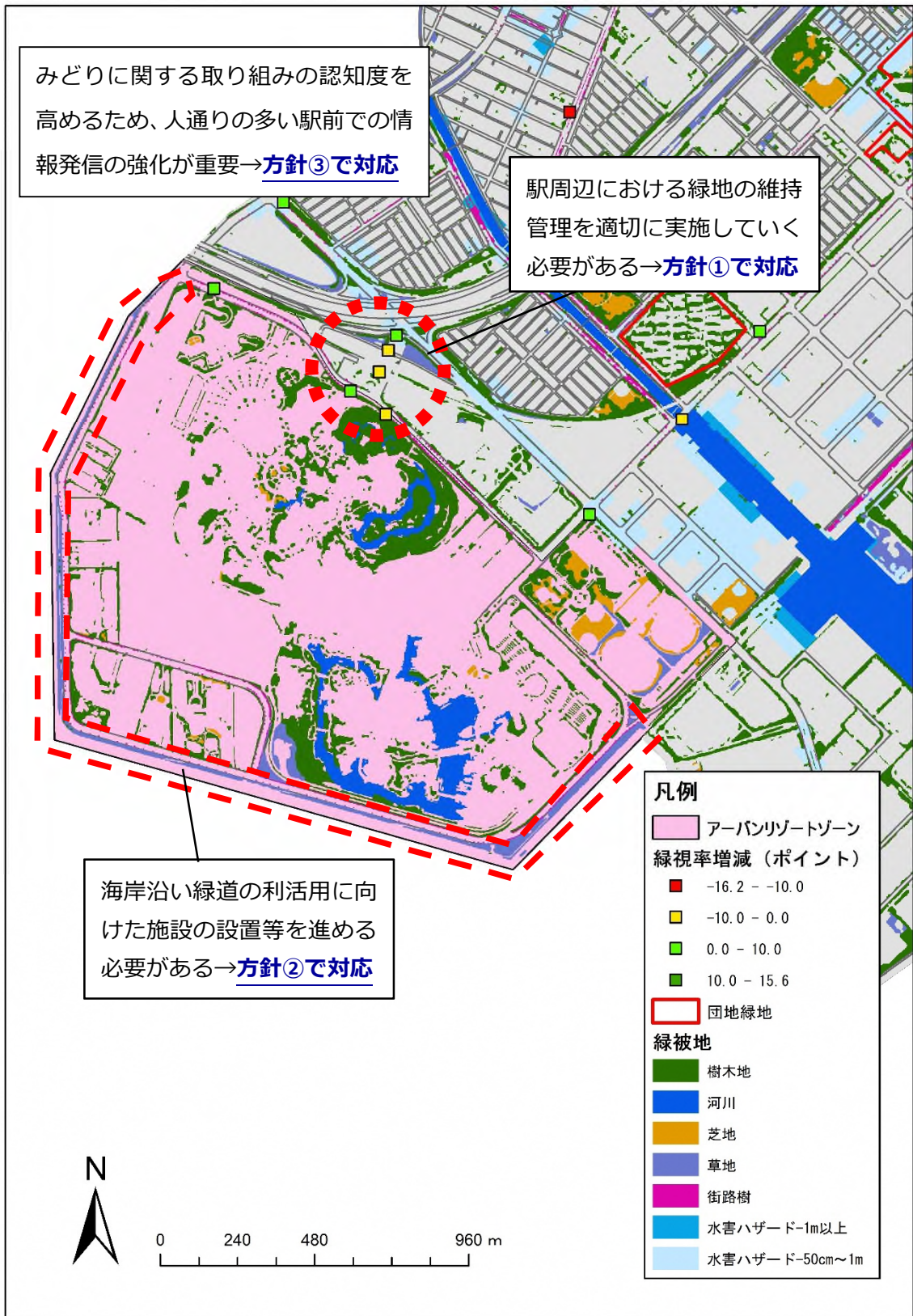


図 5-9 アーバンリゾートゾーンにおけるみどりの課題図

Ⅲ 緑化重点地区

1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区設定の目的及び基本方針

緑化重点地区は、緑豊かなうるおいとやすらぎのある都市環境の形成を目的に特定の地区について指定を行います。

平成 26 年に策定した緑の基本計画【改定版】における緑化重点地区は、緑被率、公園面積とも少なく密集した市街地がある「当代島・北栄・猫実・堀江・富士見地区」、近隣公園クラスのない「東野地区」、計画的に未利用地等の開発が進む「日の出・明海・高洲地区」が設定されました。

このうち、「日の出・明海・高洲地区」については、開発が終盤に入り、計画的に緑化の推進が図られたことなどから、身近なみどりの市民満足度も比較的高く、目標を概ね達成できたと考えています。

一方、当代島・北栄・猫実・堀江・富士見・東野地区においては、規模の小さい公園が多いものの、公園緑地が少なく、道路沿道の緑視率の低下が課題となっております。加えて身近なみどりの市民満足度が低い地区であることから、これらの地区を引き続き緑化重点地区として位置づけ、積極的かつ重点的に緑化を推進します。

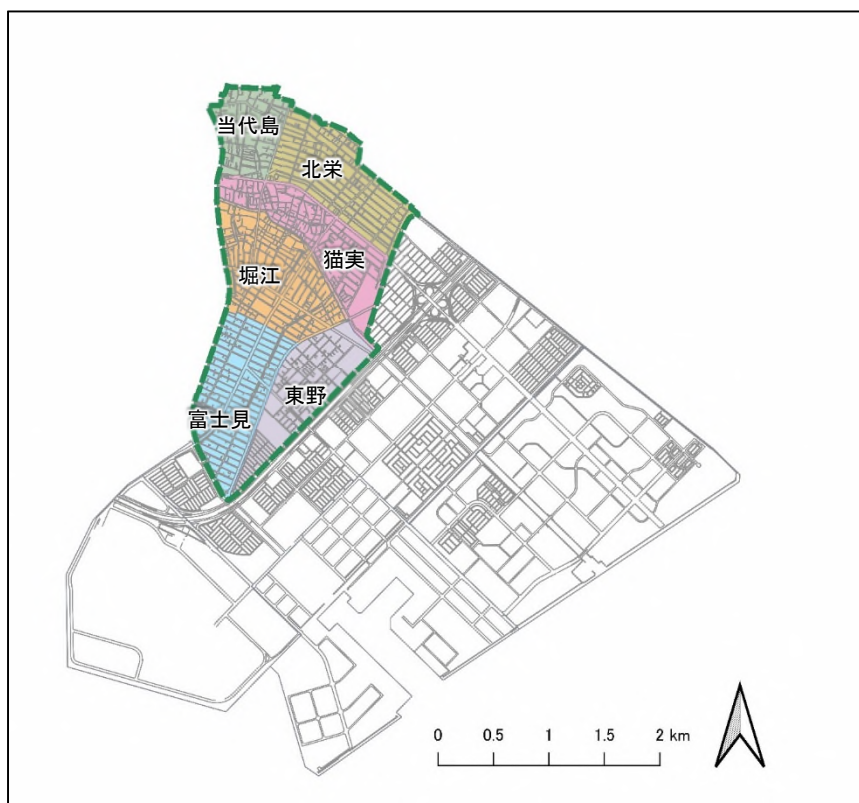


図 5-10 緑化重点地区位置図

表 5-1 地区の概況（令和4年3月時点）

面積	世帯数	人口	人口密度
434.7ha	45100 世帯	81100 人	186.6 人/ha

2) 現況と課題

① 現況

- ・浦安駅周辺や大三角線沿いの一部などで既存街路樹の枯れ等により緑視率が低下しています。
- ・主な緑地として、清瀧神社や豊受神社等の社寺境内の樹林地があるほか、旧江戸川緩傾斜護岸やしおかぜ緑道といった、みどりを楽しむ緑道が整備されています。

② 課題

- ・かつての漁師町で市街化が進んだ土地柄を反映し、公園緑地等のオープンスペースが少なく、身近なみどりに対する市民満足度が低いことから、拠点となる新たな公園緑地の整備や、狭小なスペースを有効活用した緑化を推進する必要があります。
- ・みどりのネットワーク形成を図るため、浦安駅周辺や大三角線沿道等で緑化を推進する必要があります。
- ・堀江・猫実・当代島地区については、寺社や文化財住宅など、本市の有形文化財が当該地区に集中しているため、歴史と自然を一体的に守り、後世に伝えるための必要な保全策を講じる必要があります。

3) 緑化重点地区における目標

現況の課題を踏まえ、以下に示すとおり目標を設定します。

目標① 新たな公園緑地の整備

- ・堀江3丁目、猫実4丁目において新たな公園整備を進め、地域住民等の関係者と調整を進めながら、寺社や文化財住宅など、本市の有形文化財との一体的な保全と魅力ある拠点の創出を図ります。
- ・その他の地区においても公園や緑地の拡充に取り組み、更なるみどりの充実を図ります。

目標② みどりのネットワークの形成

- ・街路樹の維持管理にあたっては、予防保全型の管理として定期点検を実施するほか、衰弱の程度が軽微な段階で適切な対策を行うことで、樹木の保全や長寿命化を図ります。
- ・境川、旧江戸川等の河川沿いの修景整備に伴い緑化を推進する。旧江戸川護岸においては、緑化を促進し、しおかぜ緑道、沿岸部までを結ぶ水辺の道を形成するとともに、連続性のあるウォーキング・ジョギング・サイクリングロードの創出を図ります。
また、境川下流部の両岸で海岸や公園緑地をつなぐ緑地の整備を行い、運動ができるスペースとしての活用を図ります。
- ・生垣については、設置時の助成金について1用地あたりの利用回数の見直しを行うほか、設置後のメンテナンス不足によって越境等のトラブルが生じていることから、技術指導等の維持管理に関する支援の充実を図ります。

目標③ 家庭での緑化の普及

- ・家庭でのプランターやみどりのカーテンの設置、生垣の維持管理に係る普及啓発を図るため、植木まつりでのリサイクル堆肥や苗木の無償配布、緑化活動団体による苗の販売、いけがき奨励補助金事業、緑化講習会の開催など、狭小なスペースを有効活用した緑化の普及に係る取り組みを推進します。

4) 基本的な考え方及び施策の方向性

① 基本的な考え方

- ・かつての漁師町で古くから市街化した堀江・猫実・当代島地区については、寺社や文化財住宅など、歴史的・文化的景観が残されており、これらの景観との調和に留意が必要です。
- ・街路樹等の植え替えを実施する際は、管理目標とする樹形のあり方や道路利用者への配慮、緑陰形成、植栽基盤等の生育環境に留意し、適切な樹種選定を行う必要があります。
- ・旧江戸川や境川の修景整備と連携し、潤いと安らぎを体感できるみどりの整備を進める必要があります。
- ・緑化可能なスペースが限られた土地であることを前提に、最大限の緑化を誘導する施策の展開が必要です。

② 施策の方向性

- ・公園緑地の整備やみどりのネットワーク形成においては、既存のみどり景観の保全を図ると共に、歴史的・文化的景観との調和に留意しつつ四季の彩りを実感できる緑化を推進します。
- ・モデル地区として街路樹管理台帳の電子化を優先的に進め、効果的な街路樹の維持管理のあり方について検討します。
- ・旧江戸川や境川の修景整備に伴い花壇の設置や快適な利用のための施設の導入を進め、イベント等の有効活用を図るため地域住民との連携を図ります。
- ・家庭でのプランターやみどりのカーテンの設置、生垣の維持管理に係る普及啓発を図るため、公園緑地や駅前空間を活用した苗の配布や助成制度、講習会のPRなど、狭小なスペースを有効活用した緑化の普及に係る取り組みを推進します。



出典：「境川修景整備検討会報告書」（令和2年3月、浦安市）

図 5-11 境川西水門付近の整備イメージ

第6章

計画の

推進に向けて

I 官民連携の推進

II 施策の推進

III 進行管理

I 官民連携の推進

1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政などの様々な主体が協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。各主体がそれぞれの役割について主体的に行動し、互いの連携を深めることで、計画の実効性を高めていきます。

市民の役割

- ・道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面などの緑化を図りましょう。
- ・身近な公園緑地などのみどりに関心を持ち、緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・みどりに関する講習会、イベントなどに積極的に参加し、得られた知見を地域での活動に活かしましょう。
- ・事業者や行政と連携して、みどりに関する活動を進めていきましょう。

事業者の役割

- ・事業所の道路沿いや中庭などを積極的に緑化し、適切に維持管理しましょう。
- ・事業所敷地内のみどりを地域の財産と考え、地域住民と一緒に楽しめるみどりを作りましょう。
- ・みどりに関する地域活動へ積極的に参加し、地域との相互理解を深めましょう。
- ・緑化活動を通して社会貢献活動（CSR活動）を行い、地域社会に貢献しましょう。
- ・市民や行政と連携して、みどりに関する活動を進めていきましょう。
- ・公募設置管理制度（Park-PFI）など、公共の利益が見込まれる連携方法を目指しましょう。

行政の役割

- ・緑化活動について各主体の連携・協力を図るコーディネート役となります。
- ・市民、事業者とともに進めるみどりに関する活動についての情報提供や様々な支援を積極的に行います。
- ・公園緑地、道路、公共施設などで緑化を積極的に進めます。
- ・緑化活動団体との連携を担う中間支援者の構築を進めます。
- ・公募設置管理制度（Park-PFI）など、公共の利益が見込まれる連携方法を目指します。

2) 本市での中間支援者の役割イメージ

各緑化活動団体への支援について、現在は市と団体が直接やり取りをしています。市では、専門職員の不足のため、各団体が緑化活動を行うための助言や、貸与する器具や肥料など、支援内容の妥当性の判断が難しいという課題があります。

そこで、支援要請を受け付ける窓口や専門知識を持つアドバイザーとして、NPO 法人、緑化活動団体、指定管理者などを中間支援者として設置することを検討していきます。

中間支援者と連携することで、地域活動の推進、人材育成やコミュニティの形成、団体への支援の質の向上、子育て支援や健康活動などの他分野との連携、貸与内容の適正化が期待されます。

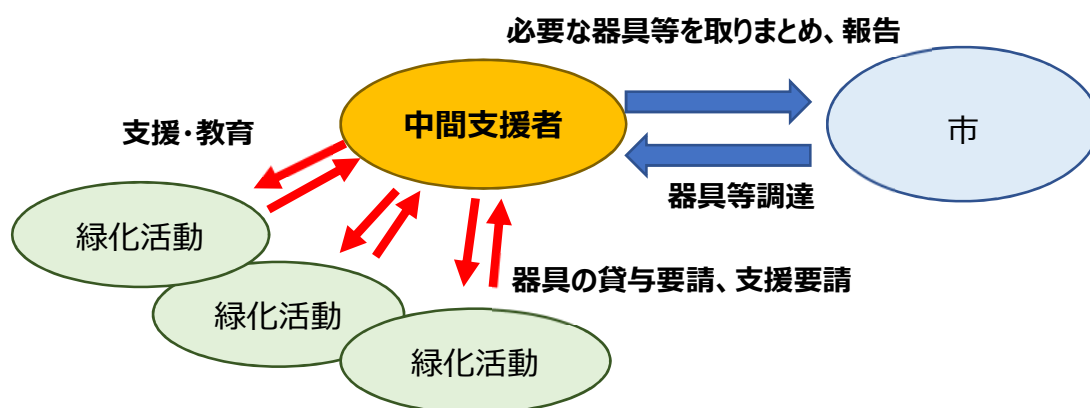


図 6-1 本市での中間支援者の役割イメージ

II 施策の推進

「第4章 将来像の実現のための施策」に位置づけた各施策は、下表に示す実施時期、役割分担に基づき推進します。

基本方針	施策の方向	施策	施策の内容	主担当課	区分	実施時期			役割分担			頁	
						短期	中期	長期	市民	事業者	行政		
						1~3年	3~5年	5年以上					
みどりがまちをつくる	まちの骨格形成	施策1 都市公園などの新たな魅力の創出【重点】	既存公園の効率的な管理、運営体制の検討	みどり公園課	拡充	■	→	○		●	46	
			公園、緑地が少ない地域へのみどり拡充	みどり公園課 市街地整備課	継続	→					●		
			ユニバーサルデザインを取り入れた公園整備の推進	みどり公園課 市民スポーツ課	継続	→					●		
	道路沿いのみどりの整備と健全な育成【重点】	施策2 緑の質を高めるための街路樹の定期点検と保全	効率的な街路樹の維持管理の実施に向けた台帳の活用などの検討	みどり公園課	拡充	■	→				●	47
			みどりのネットワークの主要部で撤去された街路樹の設置	みどり公園課	継続	→					●		
			舞浜海岸の緑地整備、河川・海岸沿いの休憩施設等の充実	みどり公園課	拡充	■	→					●	
	河川・海岸沿いのみどりの整備と健全な育成	施策3 明海・高洲地区公園エリアにおける水辺空間の創出	境川・市役所周辺エリアにおける水辺空間の創出（短期）	道路整備課	新規	■	→					●	48
			浦安絆の森の維持管理への移行	みどり公園課	拡充	■	→		○		●		
			新規	■	→					●		

注) 実施時期 ■ : 新規、拡充の実施時期 → : 施策の実施期間 : 準備・調整期間
 役割分担 ● : 主体的に取り組む ○ : 協力・連携・参画する

基本方針	施策の方向	施策	施策の内容	主担当課	区分	実施時期			役割分担			頁		
						短期	中期	長期	市民	事業者	行政			
						1～3年	3～5年	5年以上						
みどりがまちをつくる	まちの骨格の補完	施策4 公共施設の緑化	教育施設との連携	教育施設課	継続	→					●	49		
			公共施設の緑化、緑視率の向上	各公民館	継続	→							●	
		施策5 民有地の緑化	民有地の再開発に合わせた緑化推進	みどり公園課 都市計画課 市街地整備課	継続	→					●	○	49	
			緑化協定締結によるみどりの保全	みどり公園課	継続	→					○	●		
みどりがまちをまもる	防災・減災の推進	施策6 浦安市雨水管理総合計画と連携した公園等の防災機能の充実【重点】	防災面に配慮した公園・緑地整備	みどり公園課 危機管理課	継続	→						●	50	
			オンサイト貯留の導入検討	みどり公園課 道路整備課	拡充	→								●
		施策7 緑陰をもたらしみどりの充実	歩行空間の緑陰形成	みどり公園課 道路整備課 道路管理課	継続	→							●	50
	ゼロカーボンシティの実現	施策8 剪定枝などの発生材の有効活用	みどりのリサイクル事業の継続	みどり公園課 ごみゼロ課	継続	→							●	51
			施策9 浦安市地球温暖化対策実行計画に基づく緑地の整備	地球温暖化対策実行計画との連携	みどり公園課 環境保全課	新規	→							●
市民の健康への貢献	施策10 健康活動を推進するきっかけづくり	健康遊具の設置推進	みどり公園課	継続	→							●	52	
		コロナ禍における公園利用の推進	みどり公園課 市民スポーツ課	新規	→				○			●		
	施策11 第二東京湾岸候補道路未利用地の緑地整備	健康活動を楽しめるみどりの整備	みどり公園課	拡充	→								●	53
		ウォーキング、ジョギング、サイクリングロードの整備	みどり公園課	拡充	→								●	

注) 実施時期 ■ : 新規、拡充の実施時期 → : 施策の実施期間 : 準備・調整期間
 役割分担 ● : 主体的に取り組む ○ : 協力・連携・参画する

基本方針	施策の方向	施策	施策の内容	担当課	区分	実施時期			役割分担			頁		
						短期	中期	長期	市民	事業者	行政			
						1~3年	3~5年	5年以上						
みどりがまちを魅せる	彩り豊かなまちの演出	施策12 民間活力を活用した公園整備・管理【重点】	公園内における移動販売車（キッチンカー）の出店	みどり公園課	新規	■	→			○	●	54		
			民間活力の活用検討	みどり公園課	新規	■	→			○		●	
		施策13 景観を楽しめる緑化の推進	景観に配慮した緑化の推進	みどり公園課 都市計画課 商工観光課	継続	→					○	●	54	
			駅周辺、沿道部のそれぞれの特徴を生かした緑化の推進	みどり公園課 市街地整備課	継続	→				○	○	●		
			公園と河川管理用通路の一体的な整備	みどり公園課 道路整備課	新規	■	→				○	○		●
		施策14 生きものの生息・生育に配慮した緑化の推進	生物環境に配慮した公園緑道整備の推進	みどり公園課	拡充	■	→				●	55	
			事業者の取組を推進する認証制度や認定制度の検討	みどり公園課	継続	→						●		
		共創によるみどりの維持管理	施策15 市民による緑地維持管理活動に対する支援の充実【重点】	緑化活動支援制度の継続	みどり公園課	継続	→					○	●	56
				生垣などの維持管理活動への支援検討	みどり公園課	拡充	■	→				○	●	
				公園ボランティア支援の中間支援者の創出検討	みどり公園課 市民参加推進課	新規	■	→			○	○	
施策16 公園施設長寿命化計画の推進	公園施設長寿命化計画の推進		みどり公園課	継続	→						●	56		
	公園照明のLED化の推進	みどり公園課	継続	→						●				

注) 実施時期 ■:新規、拡充の実施時期 →:施策の実施期間:準備・調整期間
 役割分担 ●:主体的に取り組む ○:協力・連携・参画する

基本方針	施策の方向	施策	施策の内容	主担当課	区分	実施時期			役割分担			頁		
						短期	中期	長期	市民	事業者	行政			
						1~3年	3~5年	5年以上						
みどりが人を育む	居心地の良い場所の提供	施策17 誰もが使いやすい公園施設などの再整備	実態調査のあり方検討	みどり公園課	拡充	■	→		○	○	●	57		
			住民参加型の公園施設などの再整備	みどり公園課	継続	→			○		●			
			住民のニーズを踏まえた遊具や施設のあり方の見直し	みどり公園課	拡充	■	→		○	○		●	
			大規模な公園のインクルーシブ遊具設置などの検討	みどり公園課	拡充	■	→					●	
		施策18 広報・普及啓発の強化【重点】	みどりに関する取り組み、イベントの開催、広報・啓発強化	みどり公園課 広聴広報課	拡充	■	→		○	○	●	57		
学びの機会の提供	施策19 市民参加による環境モニタリング	市民が公園や街路樹の問題を通報する制度、システムの導入検討	みどり公園課	新規	■	→		○		●	58		
			施策20 環境教育の推進	体験学習・講座などの環境教育の充実	みどり公園課 指導課 環境保全課	拡充	■	→		○	○	●	58
				植栽の維持管理技術を学ぶ講習会の促進	みどり公園課 市民大学	継続	→			○	○	●		
住民同士の緑化活動を活性化する方法としてのイベントや表彰制度などのあり方検討	みどり公園課	新規	■	→		○		●					

注) 実施時期 ■ : 新規、拡充の実施時期 → : 施策の実施期間 : 準備・調整期間
 役割分担 ● : 主体的に取り組む ○ : 協力・連携・参画する

Ⅲ 進行管理

本計画に定めた目標を達成するためには、各主体が連携しながら施策を推進しつつ、施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すことで施策の実効性を高めることが必要です。

本計画では、下図に示すような PDCA サイクルにより定期的に計画の見直し・改善を図ることで、目標達成に向け効果的な計画の運用を行います。

毎年度、各部局が実施する関係事業の進捗状況を把握し、進行管理と評価を実施します。また、多様な主体によるまちづくりの推進に資するため、進捗状況に関する市民などへの情報公開を市のホームページなどにより定期的に行います。



資料編

- I 浦安市緑の基本計画改定検討委員会の経緯
- II パブリックコメントの実施結果
- III 緑地の確保目標総括表
- IV 市民アンケート調査結果
- V 緑視率調査結果
- VI 公園・緑地への防災設備設置状況
- VII 用語解説

I 浦安市緑の基本計画改定検討委員会の経緯

1) 浦安市緑の基本計画改定検討委員会構成（順不同）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	よこた しげひろ 横田 樹広	東京都市大学環境学部 教授	委員長
学識経験者	たけうち ともこ 竹内 智子	千葉大学園芸学研究院 准教授	副委員長
関係団体	かわぐち りゅうじ 川口 龍司	浦安市緑化事業協同組合	
関係団体	あきもと くにえ 秋元 國江	みどりのネットワーク	
事業者	まつおか よういちろう 松岡 洋一郎	株式会社オリエンタルランド	
事業者	ありた かずみ 有田 和實	樹木医	
市民	おまた ひろこ 男全 寛子	公募	
市民	かわた たつみ 河田 達海	公募	

2) 浦安市緑の基本計画改定検討委員会の開催経緯

開催回	日 程	内 容
第1回	令和3年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールについて ・浦安市の緑に関する現状と課題について ・改定の方向性について
第2回	令和3年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会の意見と市の見解について ・施策の進捗状況について ・施策体系および各施策の内容について ・地域別方針および緑化重点地区の設定について
第3回	令和3年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・これまでの議論と対応について ・施策に関する意見交換
第4回	令和4年2月21日 ※オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会の意見対応について ・計画の推進体制について
第5回	令和4年6月9日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント案について

Ⅱ パブリックコメントの実施結果

1) 実施機関

- ・令和4年7月1日（金）～令和4年7月30日（土）

2) 実施方法

- ・『広報うらやす』に実施概要を掲載し、緑の基本計画〔改定〕（案）を市ホームページや市内公共施設で公表

3) 提出された意見

- ・●名（意見数：●件）

項 目	意見数
計	

III 緑地の確保目標総括表

1) 全市

次の表は、緑地種別に基づき緑地の箇所数及び面積を示しており、これまでの緑の基本計画の進捗状況を確認するため、当初（平成14年）、中間年度改定時（平成25年）、現況値（令和2年）を年次毎にまとめています。
また、本市は全域が都市計画区域であり、また市街化区域でもあるため、都市計画区域と市街化区域の緑地量は同じ値となっています。

緑地種別	平成14年 4月			平成25年 4月			令和2年 4月			備考
	市街化区域		都市計画区域	市街化区域		都市計画区域	市街化区域		都市計画区域	
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	
住区	74	13.97	1.0	106	16.52	1.0	115	16.96	1.0	1
基幹	8	11.01	0.8	11	18.77	1.2	12	20.76	1.2	2
公園	3	14.40	1.1	3	14.40	0.9	3	14.40	0.8	3
都市基幹公園	1	13.20	0.8	1	13.20	0.8	1	13.20	0.8	4
幹線公園	1	18.18	1.3	1	18.18	1.1	1	18.18	1.1	5
基幹公園計	86	57.56	4.3	86	57.56	4.3	132	83.50	4.9	1~5の計
特殊公園										6
動物公園										7
歴史公園										8
墓園										9
その他	1	3.50	0.3	1	7.32	0.5	1	7.03	0.4	10
広場公園										11
広域公園										12
緑地	2	1.56	0.1	2	1.68	0.1	5	6.07	0.4	13
緑地	1	1.38	0.1	1	1.66	0.1	1	1.66	0.1	14
緑道	1	1.80	0.1	1	15.07	0.9	18	18.90	1.1	15
都市林										16
国の設置によるもの										17
都市公園計	91	65.80	4.9	142	106.80	6.6	157	117.16	6.9	1~17の計
公共施設緑地	101	62.64	4.6	86	60.48	3.7	86	71.75	4.2	18
都市公園等計	192	128.44	9.5	228	167.28	10.3	243	188.91	11.1	1~18の計
民間施設緑地	3	18.09	1.3	3	18.09	1.3	3	18.09	1.3	19
施設緑地計	195	146.53	10.8	231	185.37	13.6	246	207.00	14.4	19~21の計
緑地保全地区										21
風致地区										22
生産緑地地区										23
その他によるもの	5	77.80	5.5	5	77.80	5.5	5	77.80	5.5	24
法によるもの	5	77.80	5.5	5	77.80	5.5	5	77.80	5.5	21~24の計
条例等によるもの	96	24.25	1.7	134	31.73	2.2	143	40.27	2.8	25
小計	101	102.05	7.2	139	109.53	7.9	148	118.07	8.6	26~21~25計
地域制緑地間の重複										27
地域制緑地計	101	102.05	7.2	139	109.53	7.9	148	118.07	8.6	28~26~27
施設・地域制間の重複										29
緑地総計	296	248.58	17.7	370	294.90	22.1	394	325.07	24.6	20+28-29
人口	市街化区域人口	135.1千人		市街化区域人口	162.2千人		市街化区域人口	169.3千人		
面積	都市計画区域面積	1,698 ha		都市計画区域面積	1,698 ha		都市計画区域面積	1,698 ha		
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	14.6%		市街化区域面積に対する割合	17.4%		市街化区域面積に対する割合	19.1%		
都市公園等の面積水準	都市計画区域面積に対する割合	14.6%		都市計画区域面積に対する割合	17.4%		都市計画区域面積に対する割合	19.1%		
(住民一人当たり面積)	都市公園	4.9 m ² /人		都市公園	6.6 m ² /人		都市公園	6.9 m ² /人		
	都市公園等	9.5 m ² /人		都市公園等	10.3 m ² /人		都市公園等	11.1 m ² /人		

2) 元町地域

年次 緑地種別	平成14年 4月				平成25年 4月				令和2年 4月				備考			
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域					
	整備量 ヶ所	面積(ha)	m ² /人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m ² /人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m ² /人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m ² /人				
住区	23	2.29	0.4	23	2.29	0.4	40	2.84	0.4	40	2.84	0.4	47	3.20	0.5	1
基幹公園													1	2.00	0.3	2
近隣公園																3
地区公園																4
都市基幹公園																5
幹公園																1~5の計
基幹公園計	23	2.29	0.4	23	2.29	0.4	40	2.84	0.4	40	2.84	0.4	48	5.20	0.8	6
特殊公園																7
動物公園																8
植物公園																9
歴史公園																10
墓園																11
その他																12
広場公園																13
広域公園																14
緩衝緑地																15
都市緑地																16
緑道	1	1.80	0.3	1	1.80	0.3	2	1.94	0.3	2	1.94	0.3	2	1.93	0.3	17
都市林																18
国の設置によるもの																19
都市公園計	24	4.09	0.7	24	4.09	0.7	42	4.78	0.7	42	4.78	0.7	50	7.13	1.1	20=1~17の計
公共施設緑地	31	6.09	1.0	31	6.09	1.0	14	5.08	0.8	14	5.08	0.8	15	6.56	1.0	18
都市公園等計	55	10.18	1.7	55	10.18	1.7	56	9.86	1.5	56	9.86	1.5	65	13.69	2.1	1~18の計
民間施設緑地																21
施設緑地計	55	10.18		55	10.18		56	9.86		56	9.86		65	13.69		20=1~19計
緑地保全地区																21
風致地区																22
生産緑地地区																23
その他法によるもの	5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		24
法によるもの	5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		21~24の計
条例等によるもの																25
小計	5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		26=21~25計
地域制緑地間の重複																27
地域制緑地計	5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		5	38.40		28=26-27
施設・地域制間の重複																29
緑地総計	60	48.58		60	48.58		61	48.26		61	48.26		70	52.09		20+28-29
人口	市街化区域人口	59.9千人		市街化区域人口	59.9千人		市街化区域人口	66.0千人		市街化区域人口	66.0千人		市街化区域人口	71.8千人		71.8千人
面積	都市計画区域面積	293.7ha		都市計画区域面積	293.7ha		都市計画区域面積	293.7ha		都市計画区域面積	293.7ha		都市計画区域面積	293.7ha		293.7ha
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	16.5%		市街化区域面積に対する割合	16.5%		市街化区域面積に対する割合	16.4%		市街化区域面積に対する割合	16.4%		市街化区域面積に対する割合	17.7%		17.7%
都市公園等の面積水準(住民一人当たり面積)	都市公園	0.7m ² /人		都市公園	0.7m ² /人		都市公園	0.7m ² /人		都市公園	0.7m ² /人		都市公園	1.1m ² /人		1.1m ² /人
	都市公園等	1.7m ² /人		都市公園等	1.7m ² /人		都市公園等	1.5m ² /人		都市公園等	1.5m ² /人		都市公園等	2.1m ² /人		2.1m ² /人

4) 新町地域

緑地種別	平成14年4月				平成25年4月				令和2年4月				備考
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		
	整備量 ヶ所	面積(ha)	m/人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m/人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m/人	整備量 ヶ所	面積(ha)	m/人	
住区公園	7	1.66	0.9	7	1.66	0.9	18	3.50	0.9	18	3.49	0.7	1
基幹公園	2	2.68	1.4	2	2.68	1.4	4	7.13	1.8	4	7.13	1.5	2
地区公園	2	10.00	5.3	2	10.00	5.3	2	10.00	2.5	2	10.00	2.1	3
都市基幹公園							1	13.20	3.4	1	13.20	2.8	4
幹公園													5
基幹公園計	11	14.34	7.6	11	14.34	7.6	25	33.83	8.6	25	33.82	7.2	1~5の計
特殊公園													6
風致公園													7
動物公園													8
歴史公園													9
墓園													10
その他													11
広場公園													12
広場公園	1	3.50	1.8	1	3.50	1.8	1	7.32	1.9	1	13.30	2.8	13
緩衝緑地													14
都市緑地	2	1.56	0.8	2	1.56	0.8	1	1.05	0.2	1	5.43	1.2	4
緑道							11	11.72	3.0	11	15.29	3.3	13
都市林													16
国の設置によるもの													17
都市公園計	14	19.40	10.2	14	19.40	10.2	38	53.92	13.7	38	67.84	14.5	43
公共施設緑地	7	7.86	4.1	7	7.86	4.1	11	11.45	2.9	11	20.02	4.3	13
都市公園等計	21	27.26	14.4	21	27.26	14.4	49	65.37	16.6	49	87.86	18.7	56
民間施設緑地	1	2.55	1	1	2.55	1	1	2.55	1	1	2.55	1	19
施設緑地計	22	29.81	14.4	22	29.81	14.4	50	67.92	16.6	50	90.41	20.0	57
緑地保全地区													20=1~19計
風致地区													21
生産緑地地区													22
その他法によるもの													23
法によるもの	1	8.50	4.1	1	8.50	4.1	1	8.50	1	1	8.50	1	24
条例等によるもの	1	8.50	4.1	1	8.50	4.1	1	8.50	1	1	8.50	1	25
小計	2	17.00	8.2	2	17.00	8.2	2	17.00	2	2	17.00	2	26=21~25計
地域制緑地間の重複													27
地域制緑地計	2	8.60	4.1	2	8.60	4.1	7	9.89	4.1	7	18.05	4.1	28=26-27
施設・地域制間の重複													29
施設緑地計	24	38.41	18.5	24	38.41	18.5	57	77.81	18.5	57	108.46	20.0	20+28-29
人口													40.9千人
市街化区域人口													40.9千人
都市計画区域人口													366.4ha
面積													366.4ha
市街化区域面積													366.4ha
都市計画区域面積													29.6%
緑地の確保目標水準													29.6%
都市公園等の面積水準													14.5m/人
(住民一人当たり面積)													18.7m/人

5) 工業ゾーン

年次	平成14年 4月				平成25年 4月				令和2年 4月				備考
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		
	整備面積(ha)	m ² /人	整備面積(ha)	m ² /人	整備面積(ha)	m ² /人	整備面積(ha)	m ² /人	整備面積(ha)	m ² /人	整備面積(ha)	m ² /人	
緑地種別													
住区公園													1
近隣公園													2
墓幹公園													3
地区公園													4
都市基幹公園													5
運動公園													1~5の計
墓幹公園計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.00	1	2.00	6
特殊公園													7
動物公園													8
動植物公園													9
歴史公園													10
墓園													11
その他													12
広場公園													13
公園													14
公園													15
公園													16
公園													17
公園													1~17の計
公園													18
公園													1~18の計
公園													19
公園													20=1~19計
公園													21
公園													22
公園													23
公園													24
公園													21~24の計
公園													25
公園													26=21~25計
公園													27
公園													28=26-27
公園													29
公園													20+28-29
人口													
市街化区域人口													
都市計画区域人口													
市街化区域面積													
都市計画区域面積													
市街化区域面積													
都市計画区域面積													
市街化区域面積に 対する割合													12.4 %
都市計画区域面積に 対する割合													12.4 %
都市公園等の面積水準 (住民一人当たり面積)													m ² /人

6) アーバンリゾートゾーン

年次	平成14年 4月			平成25年 4月			令和2年 4月			備考	
	緑地種別	市街化区域		市街化区域		市街化区域		市街化区域			
		整備量 ヶ所	面積(ha)	整備量 ヶ所	面積(ha)	整備量 ヶ所	面積(ha)	整備量 ヶ所	面積(ha)		
住区公園											
基幹公園											
近隣公園											
地区公園											
都市基幹公園											
総合公園											
運動公園	1	18.18	1	18.18	1	18.18	1	18.18	1	18.18	1~5の計
基幹公園計	1	18.18	1	18.18	1	18.18	1	18.18	1	18.18	6
特殊公園											
風致公園											
動物物公園											
歴史公園											
臺園											
その他											
広場公園											
広域公園											
緑地緑地											
都市緑地											
緑道											
都市林											
国の設置によるもの											
都市公園計	1	18.18	1	18.18	2	18.70	2	18.70	3	22.30	1~17の計
公共施設緑地	3	3.57	3	3.57	3	2.14	3	2.14	3	2.14	18
都市公園等計	4	21.75	4	21.75	5	20.84	5	20.84	6	24.44	1~18の計
民間施設緑地	2	15.54	2	15.54	2	15.54	2	15.54	2	15.54	19
施設緑地計	6	37.29	6	37.29	7	36.38	7	36.38	8	39.98	20~1~19計
緑地保全地区											
風致地区											
生産緑地地区											
その他法によるもの	1	7.00	1	7.00	1	7.00	1	7.00	1	7.00	23
法によるもの	1	7.00	1	7.00	1	7.00	1	7.00	1	7.00	24
条例等によるもの	7	2.40	7	2.40	8	3.35	8	3.35	8	3.35	21~24の計
小計	8	9.40	8	9.40	9	10.35	9	10.35	9	10.35	25
地域制緑地間の重複											
地域制緑地計	8	9.40	8	9.40	9	10.35	9	10.35	9	10.35	26~21~25計
緑地総計	14	46.69	14	46.69	16	46.73	16	46.73	17	50.33	27
施設・地域制間の重複											
人口											
市街化区域人口											
都市計画区域人口											
市街化区域人口											
都市計画区域人口											
市街化区域面積											
都市計画区域面積											
市街化区域面積											
都市計画区域面積											
市街化区域面積に 対する割合											
都市計画区域面積に 対する割合											
都市計画区域面積に 対する割合											
都市公園等 (住民一人当たり面積)											

IV 市民アンケート調査結果

1) 実施概要

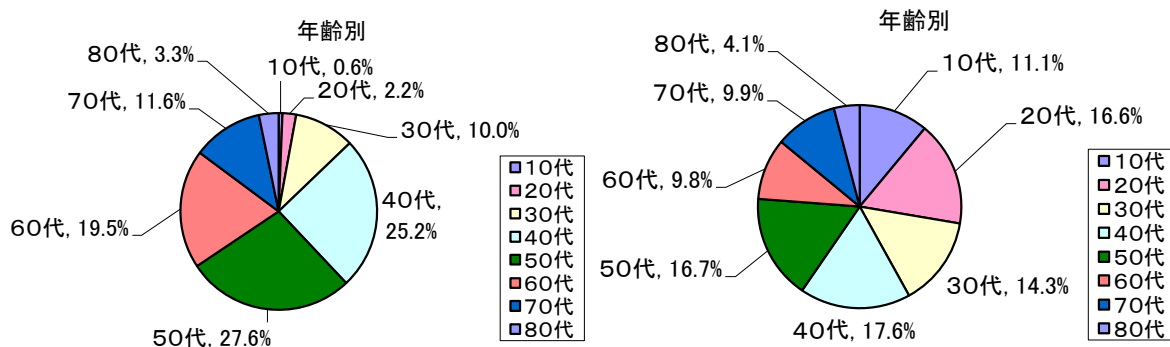
市民アンケート調査の実施概要は、表 1 に示すとおりです。

今回の調査では、U モニ（浦安市インターネット市政モニター制度）に登録した市民が対象となっており、回答率は 43.9% でした。また、本市の年代別人口構成比（令和 3 年 3 月 1 日現在）と比較すると、今回の調査では 40～60 代の回答が多く、10～30 代の比較的若い世代のサンプルが少ない点に留意が必要です。

表 1 市民アンケート調査の実施概要

項目	概要
U モニ登録者数	1,121 人
調査テーマ	緑の基本計画改定に関するアンケート
実施期間	令和 3 年 2 月 19 日（金）～2 月 25 日（木）
回答者数（回答率）	492 人（43.9%） ^{注）}

注）市外在住者、居住地不明の回答者が 10 名含まれている。



【市民アンケート回答者の年代別構成比】

【本市の年代別人口構成比
（10～80代、令和3年3月1日現在）】

図 1 市民アンケート回答者の年代

2) 調査結果

① 身近なみどりの満足度

身近なみどりの満足度は、「ほぼ満足」が57%で最も多いです。なお、「とても満足」、「ほぼ満足」を合わせた「市民満足度」は68%です。

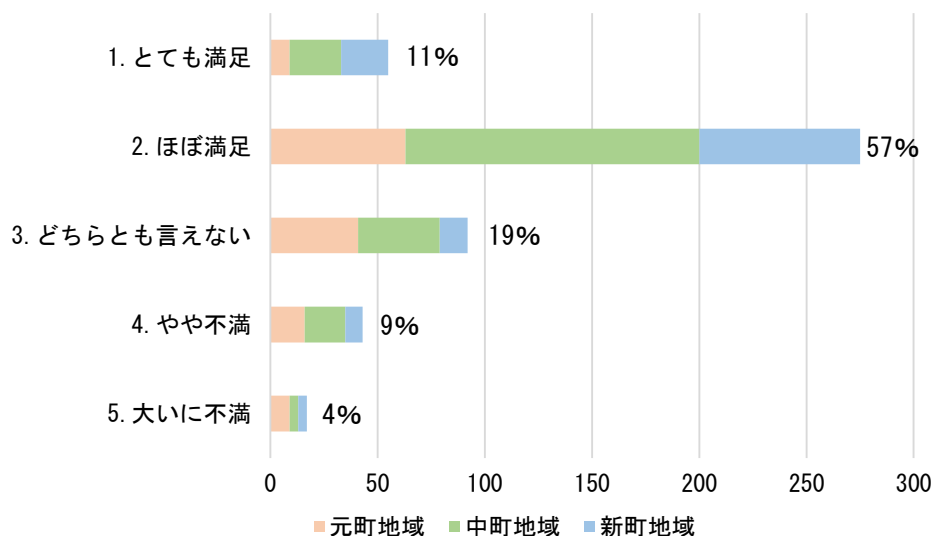


図2 身近なみどりの満足度

また、「やや不満」、「大いに不満」と回答した理由は58件回答があり、市外在住者の回答も1件（木陰が街中に少ない）ありました。

元町地域では、「緑地や公園が少ない」という意見がほとんどでした。

中町地域では、「緑地や公園が少ない」という意見が散見されつつも、樹木の維持管理や河川の水質、セミの鳴き声への不快感などに関する意見も見られました。

新町地域では、他の地域と比べて「緑地の維持管理」に対する意見が多く寄せられました。また、暑熱環境への対応を念頭においた緑地整備への意見も見られました。

② 日常生活におけるみどりとの触れ合いに関する新型コロナウイルス流行前後の変化

日常生活の各シーンでみどりを実感する緑地の集計結果は表 2 に示すとおりです。

ほとんどの日常生活のシーンにおいて、市民がみどりを感じるの「公園」と「道路のみどり」でした。「買物等の日頃の外出」や「通勤・通学」等、通行を目的とした行動では「道路のみどり」を実感する傾向にあります。また、大規模な公園では「散歩」や「体操・運動」、「自然環境とのふれあい」、「祭りやイベントへの参加」など、多様な生活シーンの中でみどりを実感しているが、小規模な公園では特に「子供の遊び場」の利用の中でみどりを実感する傾向にあります。

新型コロナウイルス流行（2020年2月）前後の比較では、特に「公園」や「道路のみどり」でのみどりの実感は減少していました。これは、新型コロナウイルスの流行に伴う外出自粛の影響が考えられますが、活動制限・運動不足の長期化による影響として、ストレス蓄積、体重増加、生活習慣病の発症・悪化、腰痛・肩こり・疲労、体調不良なども指摘されています。ポストコロナ時代において、感染予防の対策を行いながら、適切な公園利用を図ることが求められます。

表 2(1) 日常生活の各シーンでみどりを実感する緑地タイプ（新型コロナウイルス流行前）

	大規模な公園 総合公園など	小規模な公園 児童遊園など	街路樹など 道路のみどり	河川	海浜	神社や 寺院のみどり	事業所 や工場 などのみどり	生垣	戸建住宅 のみどり	集合住宅 のみどり	自宅の 庭やベランダ のみどり	学校の みどり	市役所 などの公共施設 のみどり	店舗や 商業地 のみどり	当ては まるも のではない
1.買物等の日頃の外出	9%	9%	45%	3%	1%	2%	0%	2%	2%	10%	1%	1%	2%	6%	9%
2.飲食・会食	6%	3%	26%	2%	1%	0%	0%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	23%	33%
3.散歩	23%	12%	28%	9%	7%	2%	0%	1%	3%	4%	1%	0%	1%	0%	10%
4.ジョギング	17%	3%	18%	10%	5%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	41%
5.サイクリング	12%	2%	23%	11%	6%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	2%	1%	41%
6.体操・運動(散歩、ジョギング、サイクリングを除く)	21%	13%	11%	4%	3%	1%	0%	1%	2%	2%	2%	1%	2%	1%	37%
7.休憩・気分転換	19%	15%	12%	6%	6%	2%	1%	0%	3%	7%	10%	1%	0%	2%	17%
8.自然環境とのふれあい	39%	11%	5%	5%	10%	1%	0%	0%	0%	2%	3%	0%	0%	0%	22%
9.子供の遊び場	20%	34%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	1%	2%	0%	0%	36%
10.友人や知人との会話、レクリエーション	15%	8%	8%	1%	1%	1%	0%	1%	3%	3%	2%	0%	2%	15%	40%
11.リハビリや介護	4%	5%	6%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	1%	1%	76%
12.清掃や花植え等の地域コミュニティ活動	5%	9%	13%	2%	1%	0%	0%	0%	2%	13%	2%	2%	3%	1%	47%
13.環境学習や自然観察会への参加	13%	3%	4%	2%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	2%	0%	66%
14.祭りやイベントへの参加	19%	11%	9%	2%	1%	7%	0%	0%	1%	7%	0%	1%	4%	1%	37%
15.1人の時間を楽しむ	10%	7%	14%	6%	8%	1%	0%	0%	3%	5%	19%	0%	1%	2%	23%
16.テレワーク	2%	3%	3%	1%	1%	0%	0%	0%	4%	7%	18%	0%	0%	1%	60%
17.通勤・通学	2%	2%	44%	4%	1%	0%	1%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	2%	36%

表 2(2) 日常生活の各シーンでみどりを実感する緑地タイプ（新型コロナウイルス流行後）

	大規模な公園 総合公園など	小規模な公園 児童遊園など	街路樹など 道路のみどり	河川	海浜	神社や 寺院のみどり	事業所 や工場 などのみどり	生垣	戸建住宅 のみどり	集合住宅 のみどり	自宅の 庭やベランダ のみどり	学校の みどり	市役所 などの公共施設 のみどり	店舗や 商業地 のみどり	当ては まるも のではない
1.買物等の日頃の外出	7%	9%	49%	2%	0%	1%	0%	1%	2%	6%	1%	0%	0%	8%	14%
2.飲食・会食	2%	4%	18%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	14%	55%
3.散歩	19%	10%	30%	8%	5%	1%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	1%	0%	17%
4.ジョギング	14%	4%	16%	8%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	49%
5.サイクリング	8%	3%	21%	9%	6%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	50%
6.体操・運動(散歩、ジョギング、サイクリングを除く)	15%	11%	11%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	3%	4%	0%	1%	0%	48%
7.休憩・気分転換	12%	11%	13%	6%	6%	1%	0%	1%	2%	7%	16%	0%	1%	1%	22%
8.自然環境とのふれあい	26%	8%	9%	6%	8%	1%	0%	0%	0%	2%	5%	0%	1%	0%	35%
9.子供の遊び場	14%	26%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	3%	1%	1%	0%	0%	49%
10.友人や知人との会話、レクリエーション	8%	5%	8%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	3%	2%	0%	1%	6%	61%
11.リハビリや介護	4%	2%	4%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	1%	1%	80%
12.清掃や花植え等の地域コミュニティ活動	5%	6%	8%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	9%	1%	1%	2%	1%	64%
13.環境学習や自然観察会への参加	9%	2%	3%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	79%
14.祭りやイベントへの参加	8%	3%	5%	1%	0%	3%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	75%
15.1人の時間を楽しむ	9%	7%	11%	6%	5%	0%	0%	0%	2%	7%	23%	0%	1%	1%	28%
16.テレワーク	2%	3%	3%	1%	1%	0%	0%	0%	3%	7%	20%	0%	0%	0%	59%
17.通勤・通学	2%	3%	37%	3%	0%	0%	1%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	44%

③ 公園や緑地の課題

すべての地域で共通して課題に挙げられたのは「公園の利用における禁止事項が多い」、「遊具などの施設が老朽化している」、「ゴミのポイ捨てが多い」でした。

元町地域では、「徒歩圏内に公園や緑地が少ない」、「遊具が少ない」、「公園が狭い」の課題が他地域より多かったです。

中町地域や新町地域では、元町地域と比べて「植栽などの維持管理が行き届いていない」との意見が多い一方で「課題に思うことはない」との意見も多かったです。

その他の課題としては、公園利用に関するマナー違反に関する意見やトイレの設置・管理に関する意見が多かったです。

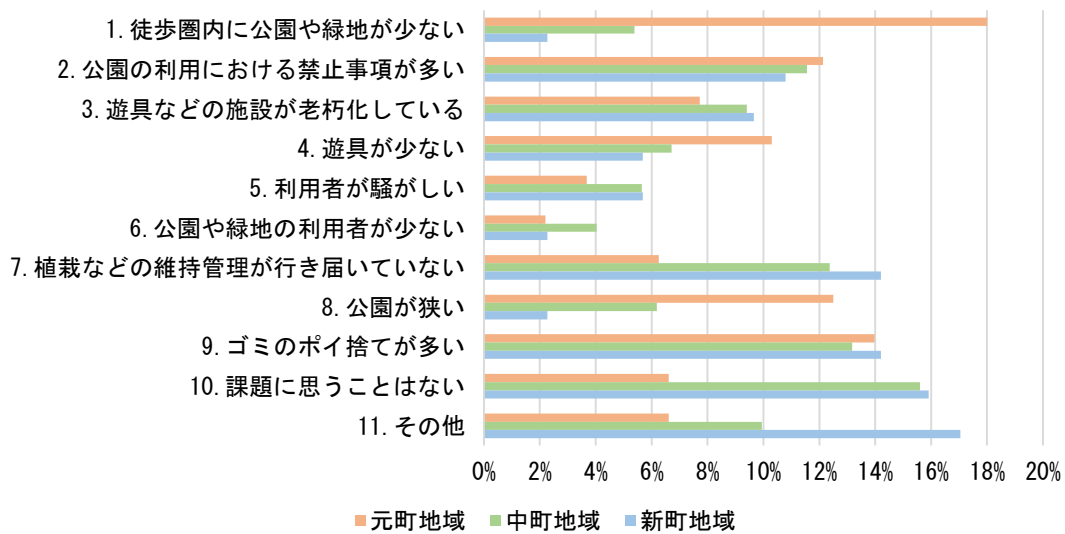


図3 公園や緑地の課題

④ 公園や緑地の機能として期待すること

全ての地域において、「発災時の一時避難場所として防災機能の充実」、「カフェなど商業施設の併設」、「散策やジョギング、サイクリングが楽しめる空間の整備」のニーズが高いです。

「子供が思いきり遊べる広場や遊具などの充実」も比較的ニーズが高いが、特に元町地域では公園が少ない状況から他地域よりも強く求められていると考えられます。

その他の意見としては、子供だけでなく大人も球技など楽しめる公園づくりなどのレクリエーションに関する意見や、ヒートアイランド対策、地球温暖化適応、実質的に機能する防災公園づくりなど、日常・非日常の多様な機能の充実が求められています。

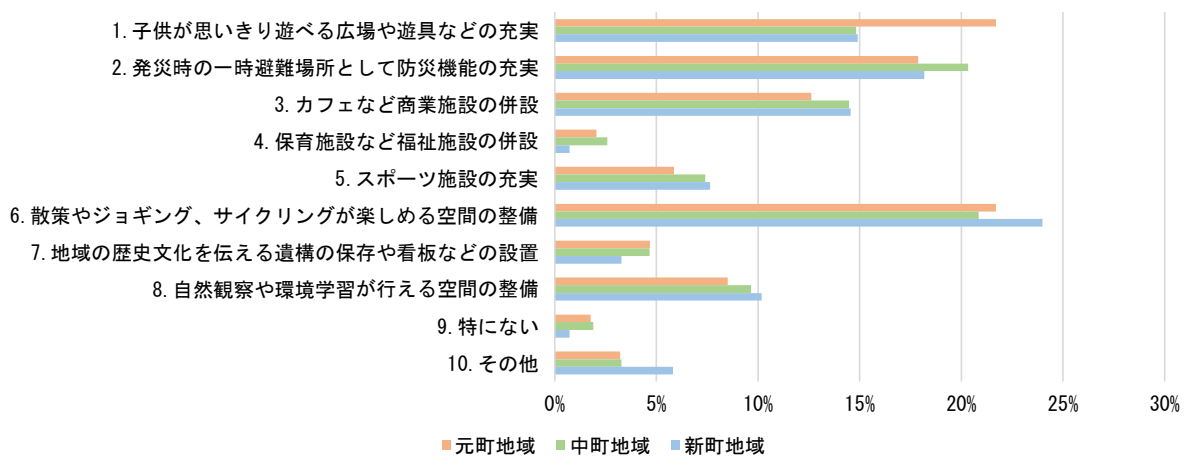


図4 公園や緑地の機能として期待すること

⑤ 現行計画における施策の満足度

市全域では、公園緑地の整備等、公共施設における緑化の取組については半数程度以上の比較的高い満足度が得られています。民有地でも、リゾートエリアの緑化や樹木の保全、緑地の保全について高い満足度が得られています。ただし、元町地域では「公園緑地の整備」や「住宅地の緑化」、「商業地の緑化」について他地域より満足度が低く、引き続き開発時においてオープンスペースの確保に努めるとともに、民間事業者等へ緑化の協力を促す必要があります。

一方で、「協力体制の確立」や「支援体制の確立」、「広報・啓発」、「みどりに親しむ教育活動」、「ふれあい機会の創出」など、ソフト面の取組については「どちらともいえない」の回答が最も多く、十分に情報が展開されず市民が判断できない状況であることが考えられます。

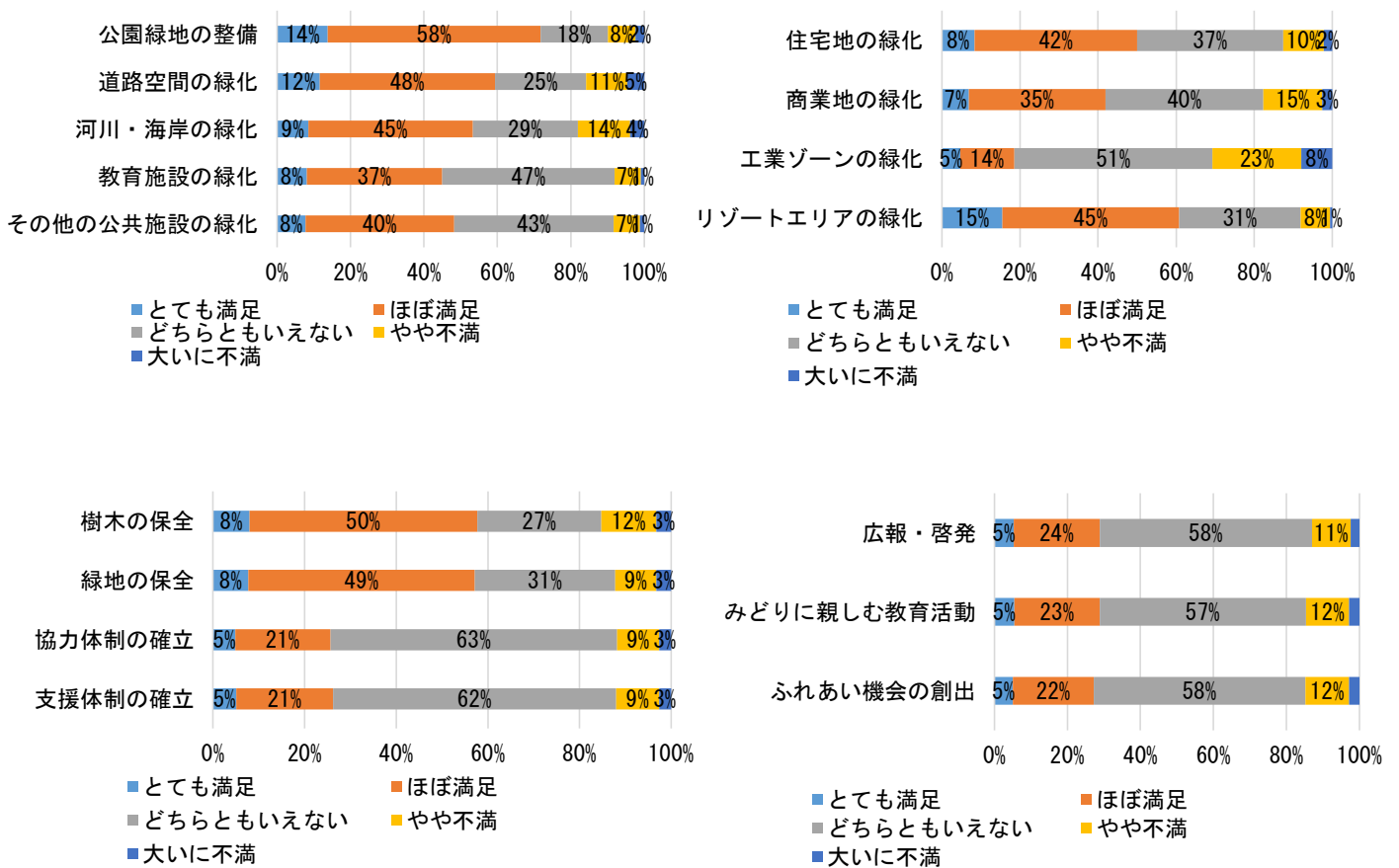
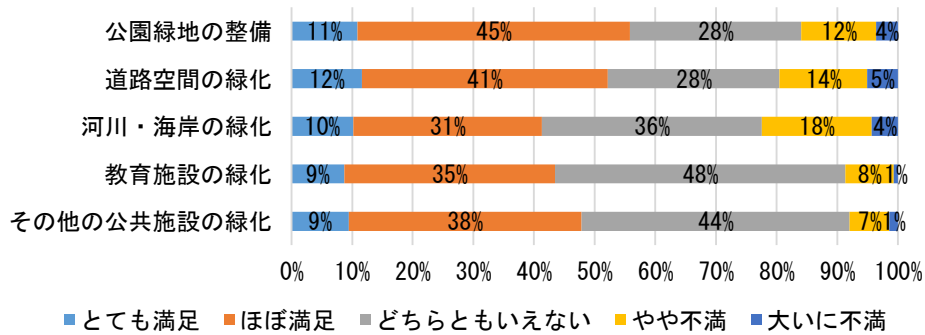
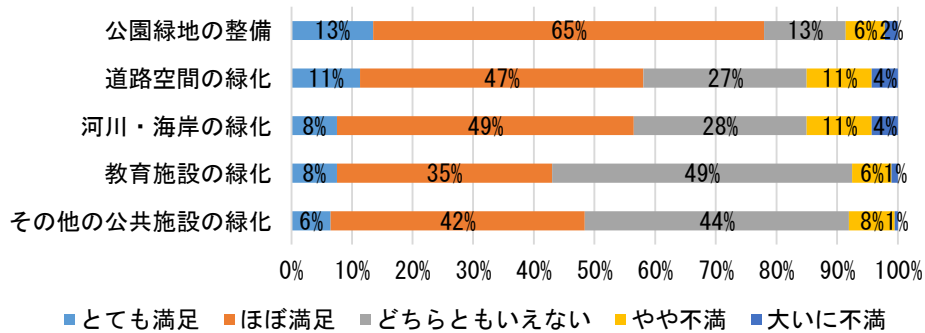


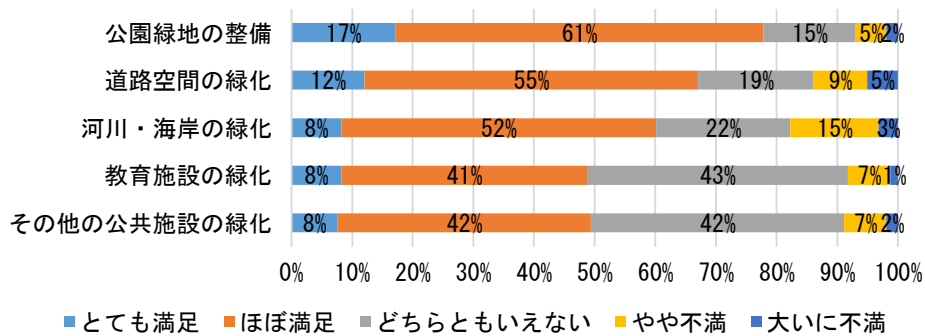
図5 現行計画における施策の満足度



【元町地域】

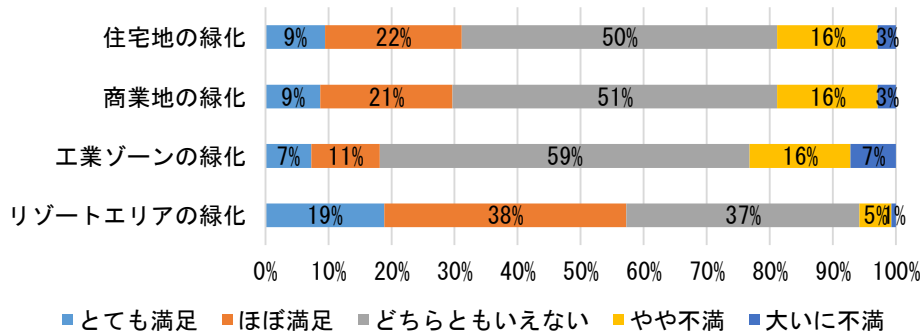


【中町地域】

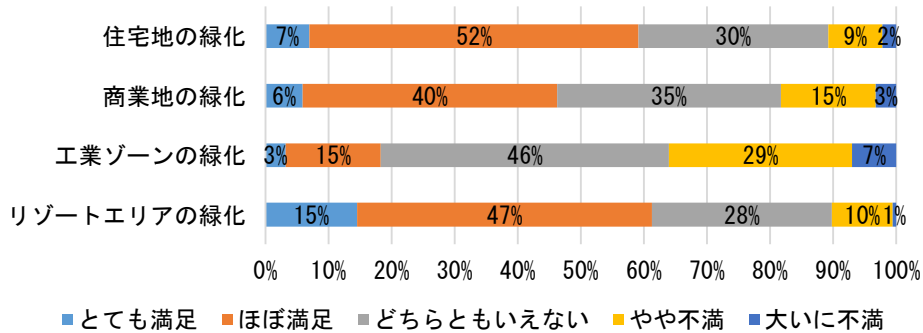


【新町地域】

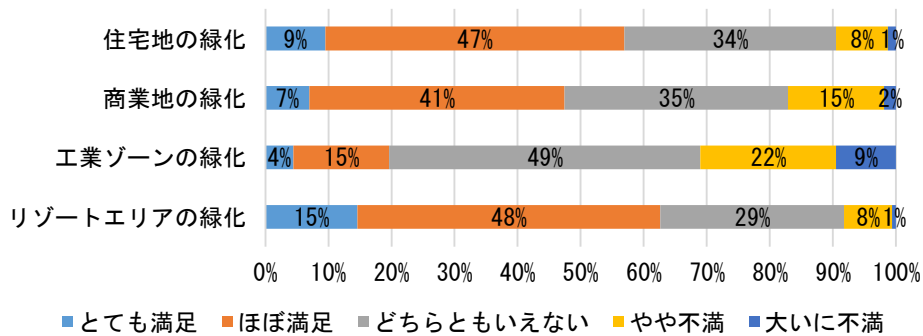
図 6(1) 現行計画における施策の満足度の地域比較（公共施設等の整備と緑化）



【元町地域】

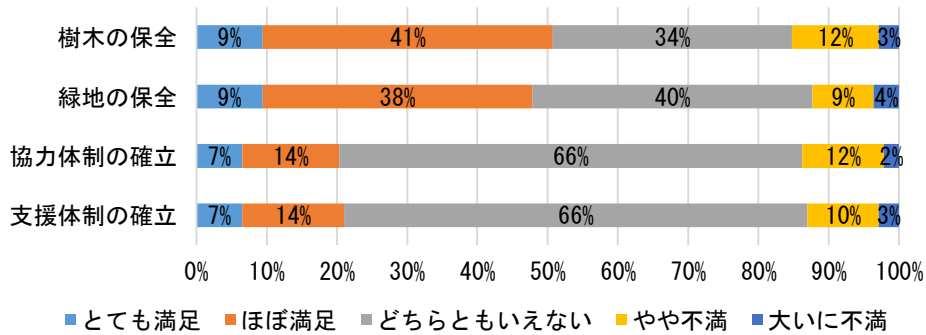


【中町地域】

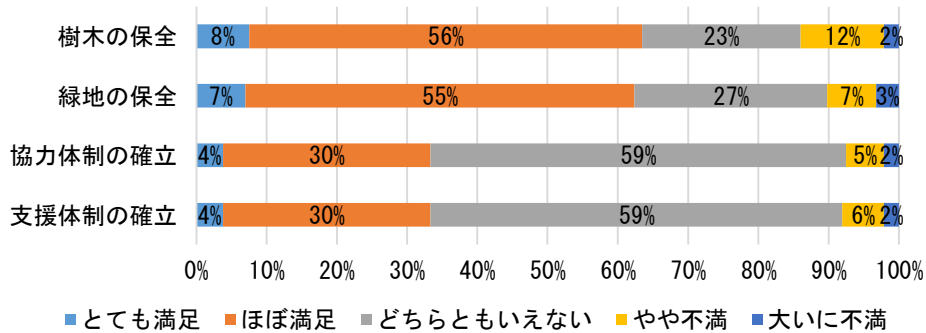


【新町地域】

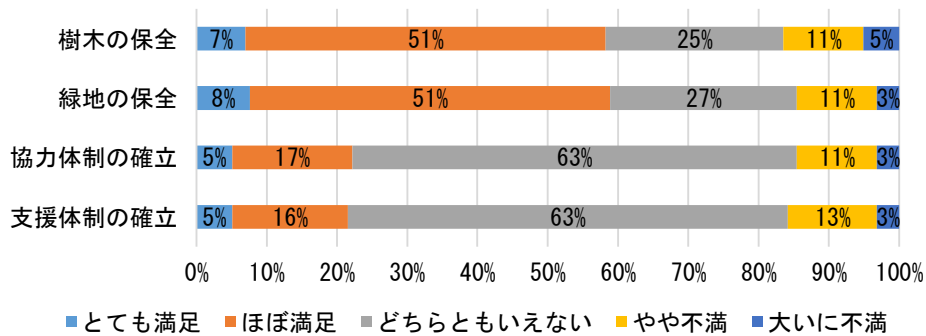
図 6(2) 現行計画における施策の満足度の地域比較（私有地の緑化）



【元町地域】

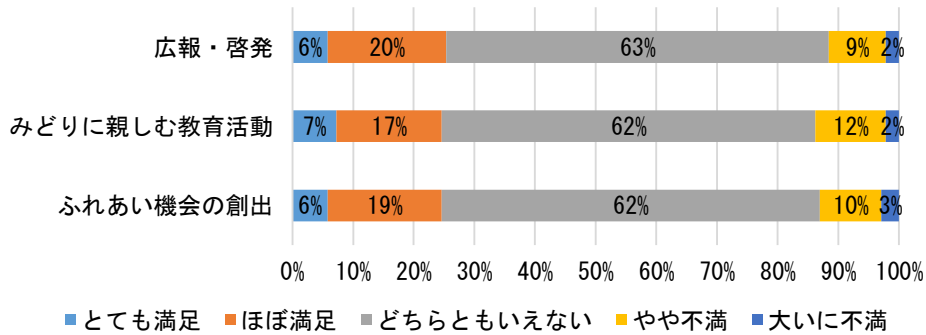


【中町地域】

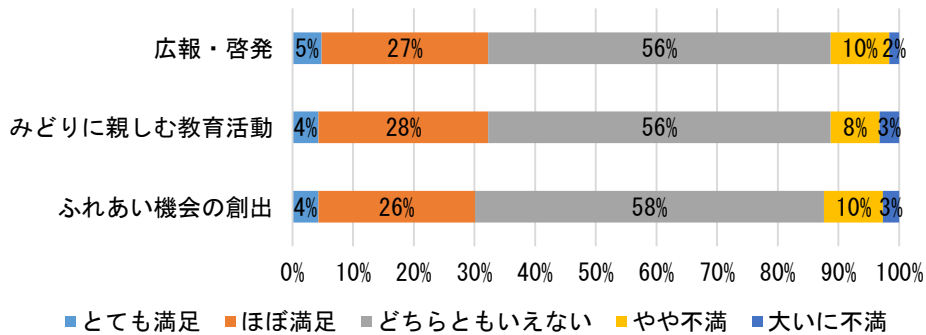


【新町地域】

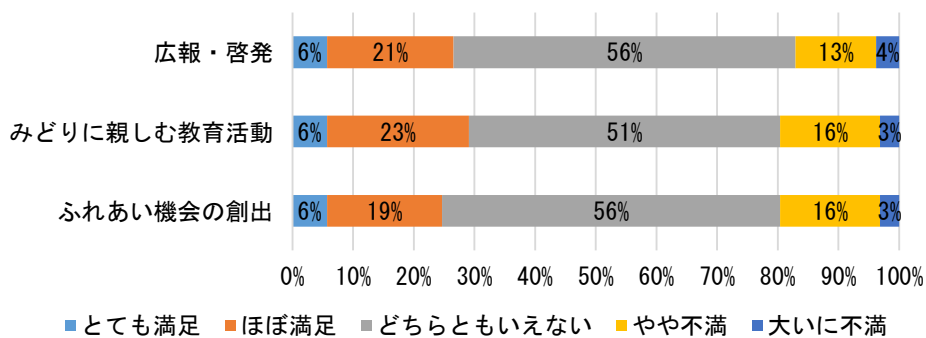
図 6(3) 現行計画における施策の満足度の地域比較



【元町地域】



【中町地域】



【新町地域】

図 6(4) 現行計画における施策の満足度の地域比較（普及啓発活動の推進）

⑥ 改定計画における施策の継続実施の意向

改定計画において施策を継続すべきかどうかについては、すべての施策で「取り組むべき」の意見が多いです。特に「公園緑地の整備」、「道路空間の緑化」、「河川・海岸の緑化」や「樹木の保全」、「緑地の保全」について「重点的に取り組むべき」とする意見が比較的多いです。

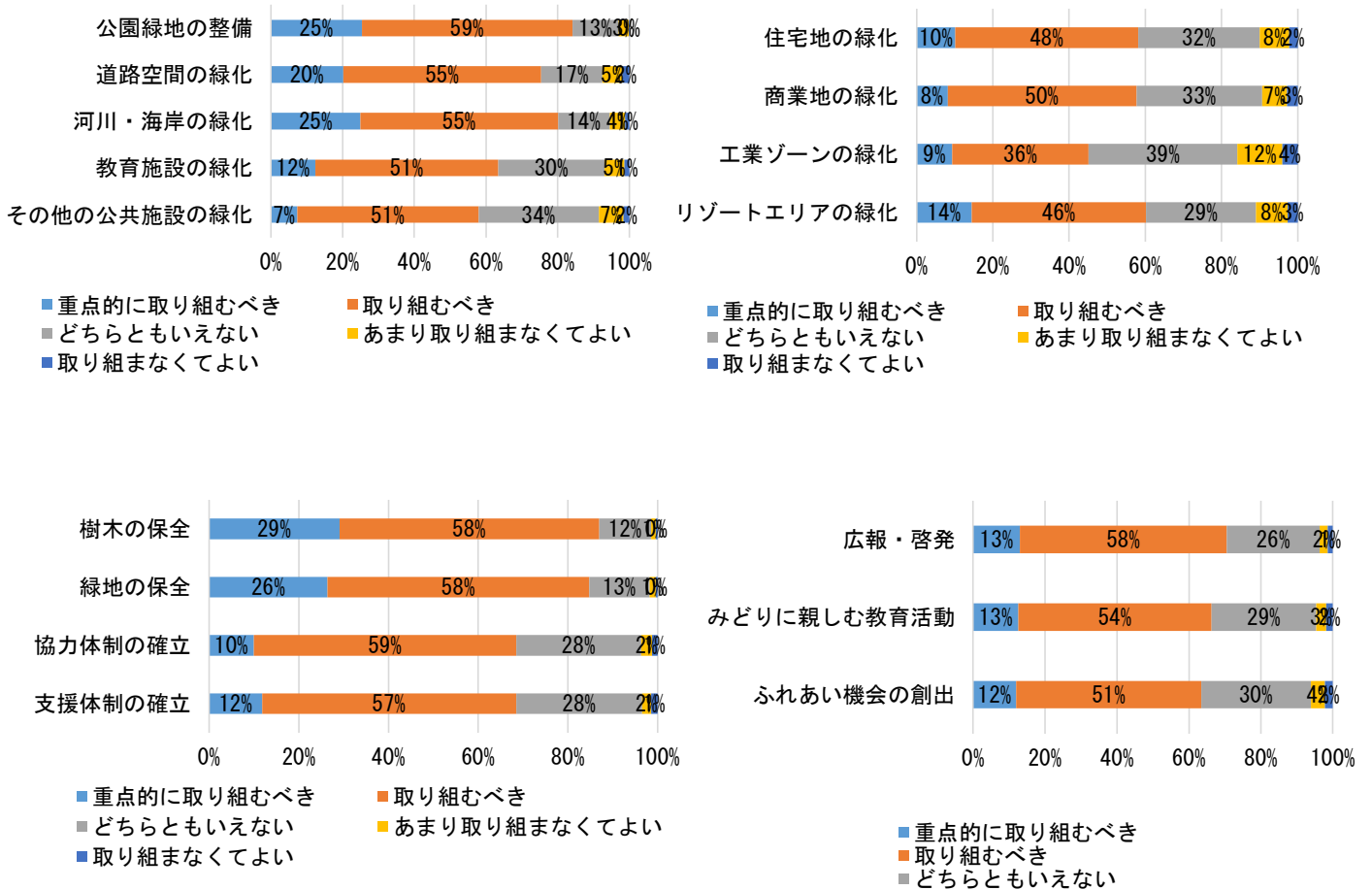


図 7 改定計画における施策の継続実施の意向

⑦ 市民協働による公園緑地管理の参加意向

市民協働による公園緑地管理の参加意向については、「移動時間や活動回数など条件があれば参加したい」との回答がすべての地域でも最も多く、市民協働のニーズが高いと考えられます。

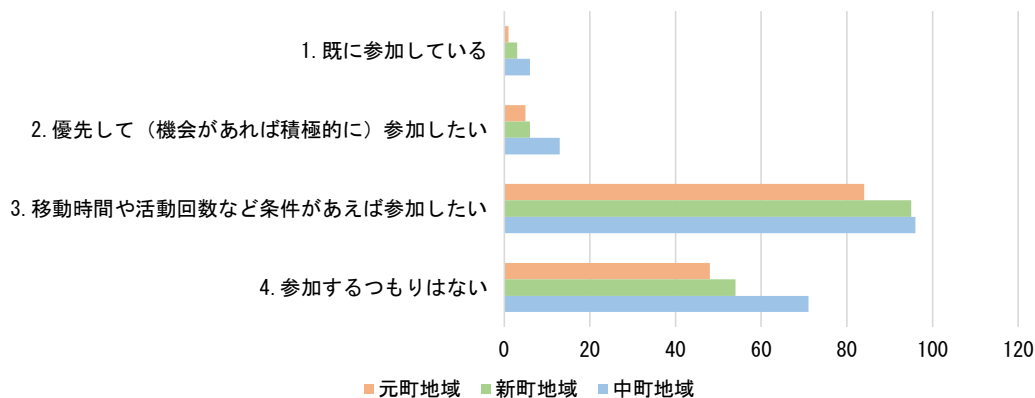


図8 市民協働による公園緑地管理の参加意向

⑧ 制度活用の意向

(ア) いけがき設置奨励事業補助金制度

「いけがき設置奨励事業補助金制度」については、「本制度に興味・関心がない（知らない）」との回答がすべての地域で最も多いです。「知らないが詳しく知りたい」と興味・関心を示す市民も一定数いますが、「知っているが利用しない」とする市民も同程度います。

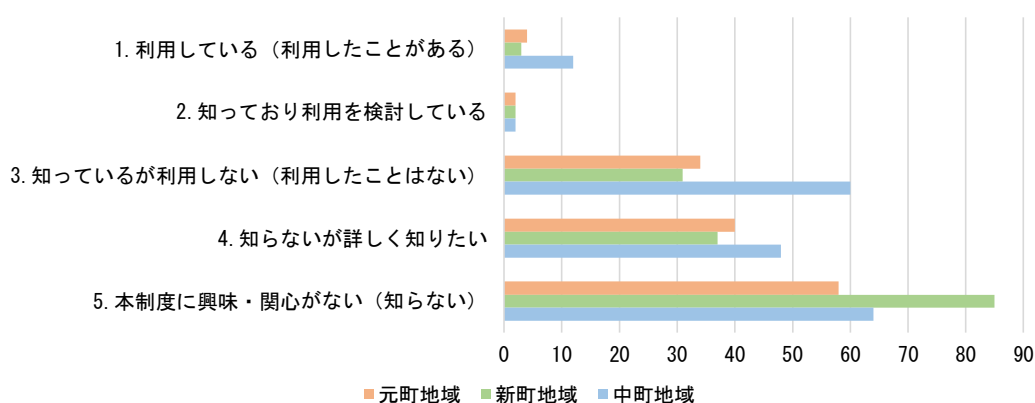


図9 制度活用の意向（いけがき設置奨励事業補助金制度）

(イ) 緑化活動支援制度

「緑化活動支援制度」については、「知らないが詳しく知りたい」との回答がすべての地域で最も多く、市民の緑化活動に対する興味・関心は比較的高いと考えられます。

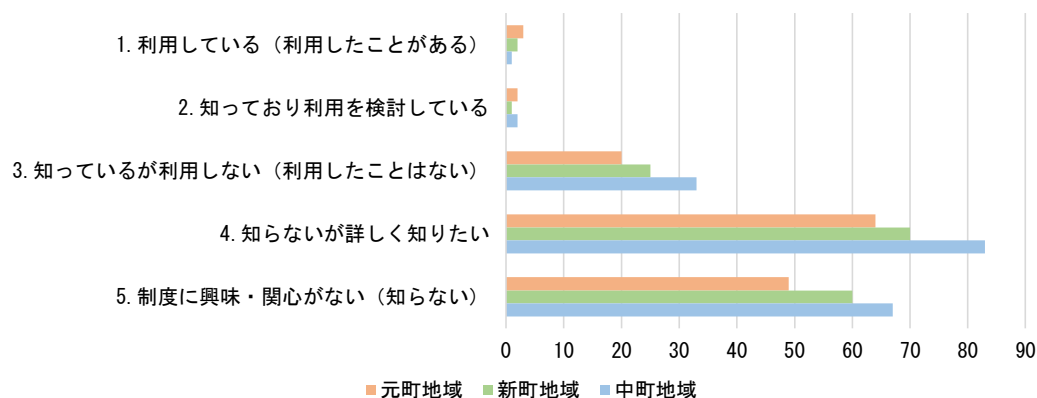


図 10 制度活用の意向（緑化活動支援制度）

⑨ その他緑の基本計画や浦安市のみどりに関する意見

(ア) 元町地域

元町地域では、公園や緑地が増えてほしいとする意見がある中でも、生き物が集まる緑化や四季を感じる植栽、広場など親しみやすい公園などを求める意見が見られました。また、街路樹や生垣について維持管理が行き届いていないことに対する意見も多くみられる中で、樹木だけでなく花を植えることで防犯や維持管理等でもリスクが少ないという意見も寄せられました。ごみのポイ捨てや犬のフンなどの公園利用者のマナー違反への苦情も見られました。

その他、今回のアンケートによって市の取組を知ったという意見もあり、情報発信や普及啓発の強化も重要と思われます。

(イ) 中町地域

中町地域では、みどりがあって気持ち良いという意見も多く見られますが、特に個人宅の生垣の越境など、緑地の維持管理に対する意見が多く寄せられました。維持管理について道路構造上の配慮等をいかに促していけるか課題と考えます。維持管理に関しては、官民連携の推進についても意見があり、市の取組を広く PR することでさらに参加を促せる可能性に言及した意見もありました。元町地域と同様に、緑の基本計画や施策について初めて知ったという意見も散見され、情報発信の強化等が求められていると考えます。その他、道路沿道の植栽に関して、交通安全とのバランスについて見直しを求める意見も見られました。

また、公園・緑地の活用についても、Wifi 環境の整備や商業施設（カフェ）の併設など、テレワーク環境の整備を求める意見も見られました。

(ウ) 新町地域

新町地域では、中町地域と同様に街路樹や境川河川沿いの草地、道路沿いの草地などの緑地の維持管理に関する意見が多く、ごみ問題と関連付けた意見も見られました。

また、他の地域と同様に、官民連携の推進や制度・施策の広報を求める意見や、防災計画と関連付けた計画づくりへの意見も寄せられました。

V 緑視率調査結果

令和3年（2021年）8月に実施した緑視率調査結果は図11および表3～5に示すとおりです。

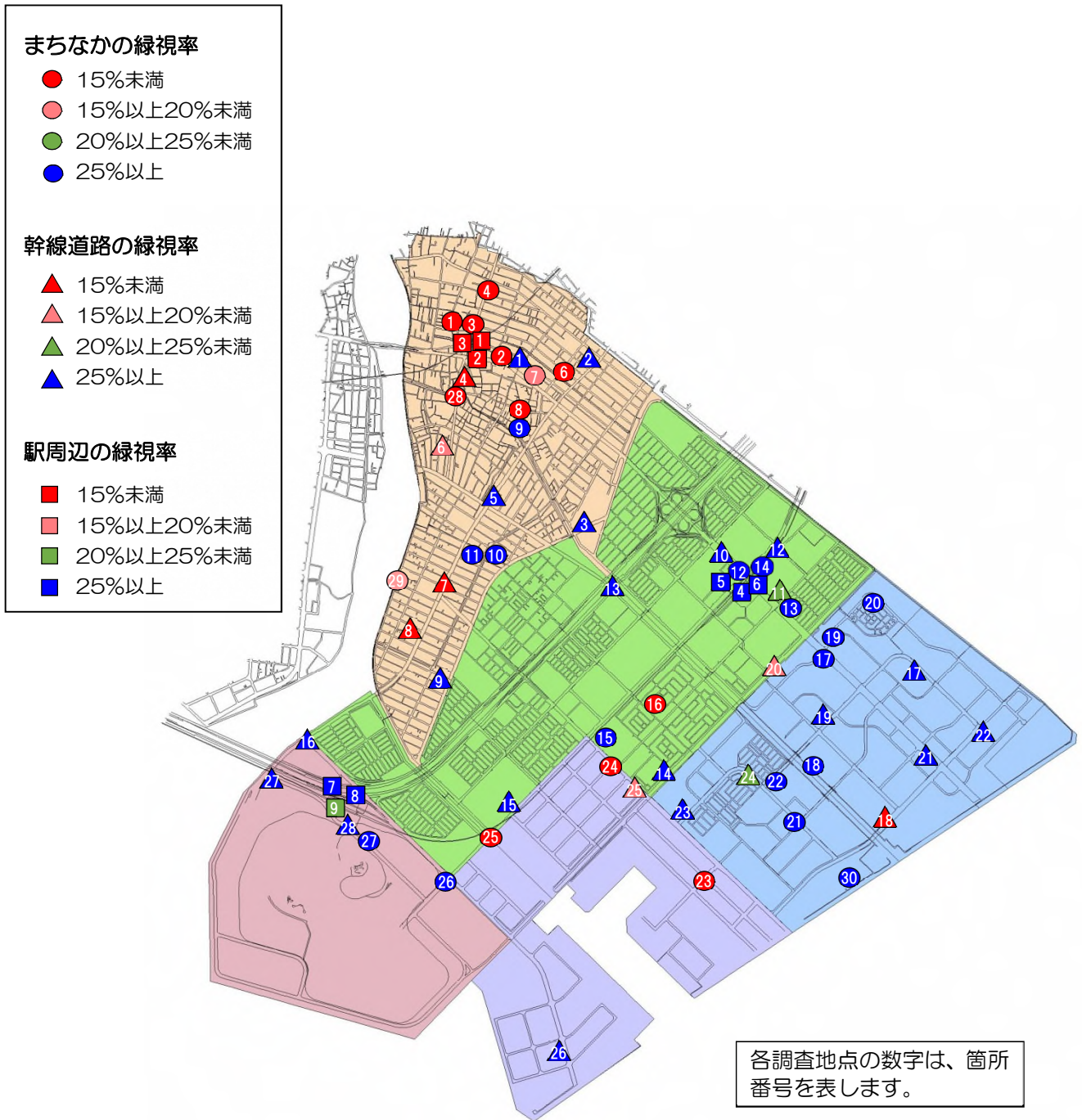


図11 緑視率調査結果

表3 幹線道路の緑視率

地域	番号	町丁目	名称	H26 緑視率	R3 緑視率	増減 (ポイント)
元町	1	北栄3	やなぎ通り①	25.6%	28.3%	2.7
	2	北栄4	幹線2号①	43.2%	36.7%	-6.5
	3	猫実1	幹線4号②	26.5%	31.6%	5.1
	4	猫実4	幹線1号①	9.5%	14.1%	4.6
	5	堀江1	幹線3号①	31.6%	29.6%	-2.0
	6	堀江4	幹線1号②	22.6%	18.1%	-4.5
	7	富士見1	幹線5号①	29.7%	14.7%	-15.0
	8	富士見3	幹線2号②	14.9%	12.2%	-2.7
	9	富士見5	幹線4号①	44.8%	28.6%	-16.2
中町	10	美浜1	やなぎ通り②	45.5%	51.8%	6.3
	11	入船4	幹線9号①	20.4%	24.1%	3.7
	12	入船6	若潮通り②	24.4%	28.7%	4.3
	13	富岡1	幹線3号②	40.2%	41.7%	1.5
	14	今川3	第2湾岸①	21.0%	29.0%	8.0
	15	弁天3	若潮通り①	58.0%	63.8%	5.8
	16	舞浜2	幹線6号①	57.7%	60.4%	2.7
新町	17	日の出4	幹線11号②	39.7%	44.9%	5.2
	18	明海6	幹線12号②	20.2%	13.2%	-7.0
	19	明海1	幹線11号①	30.6%	31.8%	1.2
	20	明海1	第2湾岸②	11.9%	17.1%	5.2
	21	明海5	幹線9号②	32.8%	45.0%	12.2
	22	日の出7	幹線12号①	27.5%	34.7%	7.2
	23	高洲2	幹線10号①	36.4%	48.9%	12.5
	24	高洲3	幹線10号②	32.9%	22.0%	-10.9
工業ゾーン	25	鉄鋼通り1	幹線5号②	30.8%	16.0%	-14.8
	26	千鳥	幹線6号②	39.2%	32.1%	-7.1
アーバン リゾートゾーン	27	舞浜	幹線7号①	38.6%	40.7%	2.1
	28	舞浜	幹線7号②	57.2%	58.4%	1.2
平均				32.62%	32.79%	0.17

表4 駅周辺の緑視率

地域	番号	町丁目	名称	H26 緑視率	R3 緑視率	増減 (ポイント)
元町	1	北栄 1	浦安駅前①	12.6%	10.9%	-1.7
	2	猫実 4	浦安駅前②	13.6%	9.5%	-4.1
	3	北栄 1	浦安駅前③	7.2%	4.5%	-2.7
中町	4	入船 1	新浦安駅前①	34.7%	52.7%	18.0
	5	入船 1	新浦安駅前②	43.2%	49.0%	5.8
	6	入船 1	新浦安駅前③	42.8%	41.5%	-1.3
アーバン リゾートゾーン	7	舞浜	舞浜駅前①	51.2%	43.1%	-8.1
	8	舞浜	舞浜駅前②	58.0%	66.1%	8.1
	9	舞浜	舞浜駅前③	25.4%	24.5%	-0.9
平均				32.08%	33.53%	1.45

表5 まちなかの緑視率

地域	番号	町丁目	名称	H26 緑視率	R3 緑視率	増減 (ポイント)
元町	1	当代島 1	旧江戸川方面	6.7%	11.5%	4.8
	2	北栄 1	やなぎ通り歩道 (旧江戸川方面)	1.6%	2.2%	0.6
	3	北栄 1	主要地方道市川浦安線 (堀江方面)	1.1%	1.0%	-0.1
	4	北栄 2	主要地方道市川浦安線 (市川方面)	2.1%	1.6%	-0.5
	5	北栄 3	北部小学校	30.2%	—注)	—
	6	北栄 3	猫実川	16.4%	10.1%	-6.3
	7	北栄 3	やなぎ通り歩道	6.0%	15.6%	9.6
	8	猫実 3	豊受神社付近住宅団地	0.6%	2.3%	1.7
	9	猫実 3	豊受神社	42.0%	46.4%	4.4
	10	富士見 1	堀江川	28.0%	43.6%	15.6
	11	富士見 1	しおかぜ緑道	33.2%	35.6%	2.4
中町	12	入船 1	若潮通り (境川方面)	40.6%	45.1%	4.5
	13	入船 4	シボムド歩道 (日の出方面)	24.0%	32.5%	8.5
	14	入船 6	入船東入口前内庭	65.6%	63.6%	-2.0
	15	今川 4	低層集合住宅 (今川団地)	42.4%	29.4%	-13.0
	16	今川 4	戸建住宅地	3.3%	3.9%	0.6
新町	17	明海 1	明海大学横歩道	38.4%	34.4%	-4.0
	18	明海 3	明海境川沿い緑道	44.3%	44.2%	-0.1
	19	日の出 1	シボムド歩道 (ミウ東京ベイ前)	55.9%	54.7%	-1.2
	20	日の出 2	日の出 2 丁目戸建住宅地	42.0%	44.7%	2.7

	21	高洲 4	高洲小学校の緑化	44.1%	44.9%	0.8
	22	高洲 5	集合住宅（レジスフォート） （高洲中央公園付近）	59.2%	63.8%	4.6
工業ゾーン	23	港	工業施設	12.0%	—注)	—
	24	鉄鋼通り 1	工業施設	6.2%	—注)	—
	25	鉄鋼通り 2	見明川（伝平橋）	0.5%	0.5%	0.0
アーバン リゾートゾーン	26	舞浜	総合体育館前歩道	46.5%	49.9%	3.4
	27	舞浜	東京ディズニーランドの歩 道及び緑化	44.3%	42.6%	-1.7
新規	28	堀江 3	境川沿い公園予定地	—	9.2%	—
	29	富士見 3	旧江戸川沿い緑道	—	19.9%	—
	30	高洲 9	高洲海浜公園展望台	—	38.1%	—
平均				24.57%	26.38%	1.81

注) 調査地点 5、23、24 の 3 地点は、景観計画等との関係も考慮し、今後緑地整備が予定されている地点（28～29）への振り替えを行いました。

VI 公園・緑地への防災設備設置状況

マンホールトイレ

平時は下水号管路にあるマンホールですが、災害時にはマンホール上に簡易な便座やパネルを設け、迅速にトイレ機能を確保できる設備です。

かまどベンチ

レンガ等で囲われた土台の上に座板を乗せ、平時はベンチとして使用する設備です。災害時には座板を取り外し、かまどとして使用できるよう設計されています。

防災パーゴラ

災害時にテントをかけて、救護施設などに使用できるよう設計されたパーゴラです。

災害対応型電気設備

充電式のバッテリーを備えており、停電時でもしばらくの期間利用可能な街灯、防災倉庫、トイレなどの設備です。

オンサイト貯留

雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留とも呼ばれます。

	マンホールトイレ	かまどベンチ	防災パーゴラ	災害対応型電気設備	オンサイト貯留
海楽公園	○				
舞浜公園					○
大三角公園		○			
浦安公園	○	○	○	○	
弁天ふれあいの森公園	○	○			
日の出おひさま公園		○			
東野第1街区公園	○	○			
今川記念公園	○			○	
弁天中央街区公園		○			
しおかぜ緑道		○			

Ⅶ 用語解説

あ行

埋立事業（うめたてじぎょう）

昭和 40 年（造成事業着手）から 55 年（同完了）に至る浦安の海面埋立事業。この埋立により、市域は約 4 倍となった。海面埋立事業における土地利用については、浦安地区が国の首都圏整備の観点から工業用地としての利用を規制される傾向にあったため、「住宅地の造成」、「大規模遊園地の誘致」、「鉄鋼流通基地の形成」の 3 点を基本方針とし、千葉県事業として実施された。

浦安絆の森（うらやすきずなのもり）

市内の沿岸部に東日本大震災の地震による液状化で発生した噴出土砂を有効利用してマウンド（土塁）を築き、その上に浦安の環境に合った樹木の苗木を多種・高密度で植え、森を作るもの。都市部における森づくりは、生活に憩いや潤いを与えてくれるみどりを増やすとともに、沿岸部に作ることで、海からの強風や潮風を和らげ、高潮が起こった時にはその被害を軽減する減災効果も期待される。

浦安市民の森（うらやすしみんのもり）

流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共通財産として、市民の森林整備や森林体験などを通して、自然に対する理解や環境に対する意識を高めるため、群馬県高崎市倉渕町（旧：倉渕村）に平成 18 年に設置した。住民間の交流や、林間学校などの森林体験活動に活用している。

屋上緑化（おくじょうりよくか）

建物の屋上に植物等により緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和や建物への直射日光の遮断による冷房の省エネルギー効果、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着効果などがある。本市では学校などの公共施設等で実績がある。

オープンスペース

公園・広場・河川など、建物によって覆われていない土地の総称で、防災上の役割も担っている。都市計画法上の用語として「公共空地」がある。

オンサイト貯留

雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留とも呼ぶ。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の流域貯留施設あるいは、各戸貯留施設等がこれに当たる。

か行

街区公園（がいくこうえん）

都市公園法に基づく都市公園の一種で、最も身近でコミュニティの形成に利用できる公園のこと。街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、面積は 0.25ha を標準とする。

環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）

環境施策の長期的な方向性と基本的な方針を定め、環境施策の体系化と計画的な推進を図るための計画。本市では令和3年3月に第3次計画を策定。

緩傾斜護岸（かんけいしゃごがん）

通常、河川の水を流す能力を高めるため、また海岸の場合は越流を防止するために、護岸勾配をきつくするところ、人の利用や景観を重視して護岸の勾配を緩くした形状のもの。

近隣公園（きんりんこうえん）

都市公園法に基づく都市公園の一種で、近隣住区（1km四方（面積100ha）の居住単位）に居住する者を利用の対象とし、1近隣住区当たり1か所を目標に面積2haを標準に配置する。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

景観計画（けいかんけいかく）

「景観法」に基づき、市域全域を対象として、景観形成の基本的な方針、それを達成するために必要な建築物などの規制や誘導に関する考え方や基準などを示した計画。本市では平成21年6月に策定。

公園等里親制度（こうえんとうさとおやせいど）

地域住民や自治会等が「里親」となり、公園や緑道などの公共空間の緑化や清掃活動を行い、行政がその活動を支援する制度。ボランティアとなる住民や地元企業を「里親」、公共施設を「養子（アダプト）」になぞらえたもの。

公共施設（こうきょうしせつ）

一般住民の利用を目的として整備される施設をいうが、その具体的範囲は法令によってさまざまである。これは、個々の法令に基づく事業の内容に応じて、必要となる公共施設の範囲がおのずと異なるためである。例えば、都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設と規定している。類似の用語に公益施設があるが、都市の骨格を形成するような施設を公共施設とよぶのに対し、住民生活に必要なサービス施設を公益施設とよぶことが多い。

公共施設緑地（こうきょうしせつりよくち）

都市公園以外の公有地や公的な管理がされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。

公募設置管理制度（こうぼせつちかんりせいど、Park-PFI）

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

さ行

市街化区域（しがいかくいき）

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。本市では、市域全域が市街化区域として指定されている。

施設緑地（しせつりよくち）

「都市公園」、都市公園以外の「公共施設緑地」や「民間施設緑地」のこと。

持続可能な開発目標（じぞくかのうなかいはずもくひょう、SDGs）

Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」と訳される。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

借地公園（しゃくちこうえん）

民有地の土地所有者と地方公共団体が賃貸契約を結び、公園整備を行い設置した公園。

住区基幹公園（じゅうくきかんこうえん）

都市公園法における地方公共団体が設置する公園のうち、住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養、コミュニティの形成のために、住区を利用単位として設けられる基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

水際線整備構想（すいさいせんせいびこうそう）

三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市である特徴を生かし、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じることができるような整備・活用の方向性を定めた本市の構想。構想の実現を図るために、海岸・河川管理者などの関係機関との協議・調整を進めるとともに、市民や事業者などの活力を生かしながら、協働で取り組みを進めている。平成 22 年 3 月に策定。

ゼロカーボンシティ

再生可能エネルギーによって稼働される都市であり、二酸化炭素排出量がなく、温室効果ガス排出において地球に害を及ぼすことはない都市である。日本の環境省においては、2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体をゼロカーボンシティとしている。

総合計画（そうごうけいかく）

本市がめざすまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにし、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していくための基本指針とするために策定したもの。「基本構想」と「基本計画」により構成され、「基本構想」は令和 21 年度、「基本計画」は令和 11 年度を計画目標年度としている。

総合公園（そうごうこうえん）

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。都市の規模や都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。都市の中核的な公園となるので、都市の性格を配慮してシンボリックな施設を考慮する。本市では明海に設けられている。

た行

地域制緑地（ちいきせいりよくち）

一定の土地の区域に対して、法律や条例等により土地利用を規制することで自然環境の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地区公園（ちくこうえん）

都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。4近隣住区に1か所を目安として、面積4haを標準に配置する。

都市計画マスタープラン（としけいかくますたーぷらん）

「都市計画法」に基づいて、市民の意見を反映させた長期的な都市づくりの考え方を定めたもの。本市では平成15年3月に策定、令和3年3月に改定した。

都市公園（としこうえん）

都市公園法に規定される都市公園には、「国営公園」、「地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）」の2つがある。

都市公園等（としこうえんとう）

都市公園等とは、街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園に、公共空地や公開している学校グラウンド等の公共施設緑地を含めたもの。

都市緑地（としりよくち）

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全及び改善及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される。市街地における樹林地の保全、再開発や大規模宅地開発に際しての緑地の設置等を通じて整備される。

な行

ネーミングライツ

公共施設の名前（愛称）を付与する命名権と、付帯する諸権利のことで、この権利を売却することで、施設運営等に係る資金を得ようとするもの。

は行

バリアフリー

障がい者、健常者、高齢者、若者、乳幼児が人間としてかわりない生活を送るため、あらゆる人々が共に生き、暮らす社会とするために、ハード、ソフトの様々な障害（バリア）を取り除くこと。階段勾配や凹凸の見直し、手すりの設置等バリアフリーを意識したまちづくりが求められている。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なった都市独特の局地気候をいい、郊外に比べ都心ほど気温が高く、等高線が島のような形になるのでこの名がついた。主な原因としては、人間の集中による大量の熱エネルギーの放出、地面がアスファルトやコンクリートに覆われているため、水分蒸発による温度低下が望めず、日中の日射熱を蓄え夜間に放出することであり、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象である。

ビオトープ

植物・昆虫類・両生爬虫類・鳥類・哺乳類等の野生の動植物が生育生息可能な自然生態系が機能する空間。池沼・湿地・草地・雑木林等、生態系のバランスが成立している特定の環境条件を備えた均質的な地域のこと。本市では、公園等に設けられている人の手が加えられた多自然型の水施設や、三番瀬（日の出地区北側に広がる首都圏東京湾奥部に残された干潟・浅海域）等が、ビオトープとして重要な役割を果たしている。

壁面緑化（へきめんりよくか）

建物の壁面を植物で覆い緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和や建物への直射日光の遮断による冷房の省エネルギー効果、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着効果などがある。

ま行

緑の基本計画（みどりのきほんけいかく）

環境問題への関心の高まりや自然とのふれあいに対する住民のニーズに応えるために必要となる都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体となって展開していくためのマスタープランとして、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、市町村が創意工夫を活かしながら、策定する計画のこと。

計画の内容は、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項等について定める。特徴としては、都市公園の整備等緑地の保全・創出に係るハード施策のみならず、ソフト施策まで幅広く対象とすること等がある。本計画は、平成17年4月に策定された前計画を改定したものである。

民間施設緑地（みんかんしせつりよくち）

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が使いやすく快適に利用できるようにデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。

用途地域（ようちいき）

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類に分かれている。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類（用途）が決められる。また、用途のほかに、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合）、建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）、高さなどを規制・誘導し、良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動の確保を図ることができる。

ら行

ランドマーク

ある地域の目印となる象徴的な景観要素。由緒ある建物、塔、坂、山などがランドマークとなることが多い。

立体都市公園（りったいとしこうえん）

都心部などで効率的な土地利用を図る必要がある場合に、人工地盤や建築物の上部に設置される都市公園。

緑化協定（りよくかきようてい）

一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象として、締結する協定。「千葉県自然環境保全条例」26条に基づき、県、市、事業者の三者により締結する三者協定と、「浦安市みどりを育てる条例」及び「浦安市宅地開発事業等に関する条例」に基づき、市、事業者の二者により締結する二者協定がある。緑化協定により確保される緑地は、公害、災害等の防止のみならず、都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与し、人々に安心感、やすらぎを与え、市民の生活環境を守っている。

緑化重点地区（りよくかじゅうてんちく）

都市緑地法第4条に基づき、市町村が指定する緑化の推進を重点的に図るべき地区であり、緑の基本計画で定めることができる。緑の少ない地区、防災上緑地の確保の必要性が高い地区、駅前等都市のシンボルとなる地区等を対象としており、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者と連携したみどりのまちづくりを推進するモデル的な役割が期待される。

本計画では、元町地区（当代島・北栄・猫実・堀江・富士見）を指定している。

緑視率（りよくしりつ）

人の目線からみた範囲の中で緑の占める割合のこと。緑被率は、上空から見た緑の割合を表すのに対し、緑視率は視界に入る緑の割合を表すので、みどりに対する市民満足度を高めるために重要な指標となる。

緑地協定（りよくちきようてい）

都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。規模にして0.5～1.0ha以上、区間にして100m以上の区域に実施されている。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑道（りよくどう）

災害時の避難路の確保及び市街地における都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、住区をネットワークしている歩行者路や自転車路等の緑地のこと。

緑被率（りよくひりつ）

樹木や草地等の緑被地面積が対象区域全体の面積に占める割合のこと。

レインガーデン

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型の植栽スペースのこと。レインガーデンにより下水道負荷を軽減するとともに、水質浄化を図り、地下水の涵養を促進する。また、蒸発散による温熱環境の改善など、ヒートアイランド対策としても有効。

わ行

ワークショップ

地域に係わる多様な立場の人々が参加し、まちづくりやコミュニティなどの課題をお互いに協力して解決し、更に快適なものにしていくために、各種の協働作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

浦安市緑の基本計画 [令和4年度改定版]

令和4年●月 発行

- 編集・発行 浦安市 都市整備部 みどり公園課
〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1
Tel 047-351-1111 (代表)

- 浦安市ホームページ
<https://www.city.urayasu.lg.jp/>
-